

# 建設工事施工管理(案)



# 建設工事施工管理（案）

## 目 次

### 建設工事施工管理基準（案）

1. 目 的 .....	1
2. 適 用 .....	1
3. 構 成 .....	1
4. 管理の実施 .....	1
5. 管理項目及び方法 .....	1
6. 規 格 値 .....	2
7. そ の 他 .....	2

### 出来形管理基準適応表

#### 第1編 共通編

一般施工 .....	3
土 工 .....	6
無筋、鉄筋コンクリート .....	6

#### 第2編 河川・水路編

築堤・護岸 .....	7
浚渫（川） .....	7
樋門・樋管・水路工 .....	7
水 門 .....	8
堰 .....	9
排水機場 .....	10
床止め・床固め .....	11
河川維持 .....	11
河川修繕 .....	11

#### 第3編 海岸編

堤防・護岸 .....	12
突堤・人工岬 .....	12
海 域 堤 防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） .....	13
浚渫（海） .....	13
養 浜 .....	13

第4編 砂防・地滑り防止編	
砂防えん堤	14
流路工	14
斜面对策	15
第5編 ダム編	
コンクリートダム	15
フィルダム	15
基礎グラウチング	15
第6編 道路編	
道路開設・改良	16
舗装	16
橋梁下部	17
鋼橋上部	18
コンクリート橋上部	18
トンネル (NATM)	19
共同溝	19
電線共同溝	20
情報ボックス工	20
道路維持	20
道路修繕	20
第8編 下水道編	
管路	22
処理場・ポンプ場	22
第10編 植栽工編	
植栽工	23
第11編 水道・工業用水道編	
構造物	23
管路	23
資材料及び接合	23
第12編 農業農村整備編	
ほ場整備工事	24
農道工事	24
水路工事	25
河川及び排水路工事	25
管水路工事	26

畑かん施設工事	26
P C 橋工事	27
橋梁下部工事	27
頭首工工事	27
機場下部工事	28
地すべり防止工事	28
ため池改修工事	29
推進工事	29
第 13 編 漁港漁場編	
一般施工	30
第 14 編 林道編	
道路開設・改良	32
舗装	33
橋梁下部	33
鋼橋上部	34
コンクリート橋上部	34
トンネル(N A T M)	35
第 15 編 治山編	
溪間工	36
山腹工	36
地すべり防止工	37
海岸防災林造成工	37
保安林管理道	37
<b>品質管理基準及び規格値</b>	
1. セメント・コンクリート	190
(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2. ガス圧接	193
3. 既製杭工	194
4. 下層路盤	194
5. 上層路盤	195
6. アスファルト安定処理路盤	196
7. セメント安定処理路盤	196
8. アスファルト舗装	197
9. 転圧コンクリート	199

10. グースアスファルト舗装	201
11. 路床安定処理工	203
12. 表層安定処理工（表層混合処理）	204
13. 固 結 工	204
14. アンカー工	205
15. 補強土壁工	205
16. ロックボルト	206
17. 吹 付 工	206
18. 特殊モルタル等吹付け工	208
19. 現場吹付法砕工	208
20. 河川・海岸土工等	210
21. 砂 防 土 工	210
22. 道 路 土 工（道路、農道、林道等）	211
23. 捨 石 工	212
24. コンクリートダム	212
25. ため池堤体盛土工	215
26. 覆工コンクリート（NATM）	216
27. 吹付けコンクリート（NATM）	218
28. ロックボルト（NATM）	220
29. 路上再生路盤工	220
30. 路上表層再生工	221
31. 排水性舗装工・透水性舗装工	221
32. プラント再生舗装工	223
33. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	224
34. ガス切断工	224
35. 溶 接 工	224
36. 下 水 道	227
37. 漁 港 漁 場	236
38. 木 材	249
39. 植 栽	250
[参考資料] ロックボルトの引抜試験	251

## 写真管理基準（案）

写真管理基準（案）	254
撮影箇所一覧表	257
品質管理写真撮影箇所一覧表	259
出来形管理写真撮影箇所一覧表	265
橋台および擁壁等の写真撮影（例）	311

## 森林整備施工管理基準

1. 目的	312
2. 適用	312
3. 構成	312
4. 管理の実施	312
5. 管理項目及び方法	312
6. 規格値	312
7. その他	313

## 出来形管理基準及び規格値

森林整備工	314
-------	-----

## 森林整備写真管理基準

森林整備写真管理基準	315
撮影箇所一覧表	317





# 建設工事施工管理基準(案)



# 建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

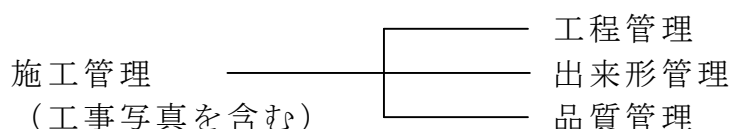
## 1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。また、この基準に定めのない工種については、監督員と協議し定めるものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図表を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要とする。

### (3) 品質管理

- ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験

基準により管理し、測定結果総括表、測定結果一覧表と品質管理図表を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理図表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督員が指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

- ② 受注者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### （1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所（箇所）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事途中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

### （2）適用除外

工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
1 共通	3 一般施工	3 共通の工種	4 矢板工	鋼矢板		38
				軽量鋼矢板		38
				コンクリート矢板		38
				幅広鋼矢板		38
				可とう鋼矢板		38
			5 縁石工	縁石・アスカープ		38
				すりつけブロック		38
				車輛乗り入れブロック		38
			6 小型標識工			38
			7 防止柵工 (安全施設)	立入防止柵		38
				転落(横断)防止柵		38
				車止めポスト		38
			8 路側防護柵工	ガードレール		39
				ガードケーブル		39
			9 区画線工			39
			10 道路付属物工	視線誘導標		39
				距離標		39
			11 コンクリート面塗装工			39
			13 プレテンション桁 製作工(購入工)	けた橋		40
				スラブ桁		40
			14 ポストテンション桁 製作工	ポストテンション桁 製作工		40
				プレキャストセグメント 製作工(購入工)		41
			15 プレキャストセグメント 主桁組立工	プレキャストセグメント 主桁組立工		41
			16 PCホロースラブ 製作工	PCホロースラブ 製作工		41
			17 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工		42
				PC押し出し箱桁 製作工		42
			18 根固めブロック工			42
			19 沈床工			43
			20 捨石工			43
			22 ハンドホール工			43
			23 階段工	現場打階段		43
				プレキャスト階段		
			25 伸縮装置工	ゴムジョイント		44
		鋼製フィンガー ジョイント				
		27 多自然型護岸工	巨石張り		44	
			巨石積み		44	
			かごマット		44	
		28 羽口工	じゃかご		45	
			ふとんかご		45	
			かご枠		45	
		29 プレキャスト カルバート工			45	
		31 側溝工	プレキャストU型側溝		45	
			L型側溝		45	
			自由勾配側溝		45	
			管渠		45	
			現場打水路工		46	
			暗渠工		46	
		32 集水樹工			46	
		33 現場塗装工			46	
		4 基礎工	1 一般事項	切込砂利		47
				砕石基礎工		47
				割ぐり石基礎工		47
均しコンクリート				47		
3 基礎工(護岸)	現場打			47		
	プレキャスト			47		
4 既製杭工	既製コンクリート杭			47		
	鋼管杭			47		
	H鋼杭			47		
	鋼管ソイルセメント杭			47		
5 場所打杭工				48		
6 深礎工				48		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁					
1 共通	3 一般施工	4 基礎工	7 オープンケーソン基礎工			48					
			8 ニューマチックケーソン基礎工			48					
			9 鋼管矢板基礎工			49					
		5 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積み		49					
				コンクリートブロック張り		49					
				連節ブロック張り		49					
				天端保護ブロック		50					
			4 緑化ブロック工		50						
		5 石積(張)工		50							
		7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工	下層路盤工		51					
					上層路盤工(粒度調整路盤工)		51				
						上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		51			
							加熱アスファルト安定処理工		51		
								基層工		51	
									表層工		52
				8 半たわみ性舗装工						下層路盤工	
					上層路盤工(粒度調整路盤工)						
						上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)					
							加熱アスファルト安定処理工				
								基層工			
									表層工		
			9 排水性舗装工	下層路盤工							53
					上層路盤工(粒度調整路盤工)						53
						上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)					53
							加熱アスファルト安定処理工				54
								基層工			54
									表層工		54
			10 透水性舗装工	路盤工							54
				表層工						54	
			11 グラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		55					
					基層工		55				
					表層工		55				
					12 コンクリート舗装工	下層路盤工		55			
			粒度調整路盤工				55				
			セメント(石灰・瀝青)安定処理工				56				
			アスファルト中間層				56				
			コンクリート舗装版工				56				
			転圧コンクリート版工(下層路盤工)				56				
			転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)				56				
			転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)				57				
			転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)				57				
			転圧コンクリート版工				57				
			13 薄層カラー舗装工	下層路盤工				57			
							上層路盤工(粒度調整路盤工)		57		
								上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		58	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	13 薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		58	
				基層工		58	
				下層路盤工		58	
			14 ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		58	
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		59	
				加熱アスファルト安定処理工		59	
				基層工		59	
				15 路面切削工		60	
			16 舗装打換え工		60		
			17 オーバーレイ工		60		
			8 地盤改良工	2 路床安定処理工		61	
				3 置換工		61	
				4 表層安定処理工	サンドマット海上	61	
		5 パイルネット工			61		
		6 サンドマット工			62		
		7 パーチカルドレーン工		サンドドレーン工		62	
				ペーバードレーン工		62	
				袋詰式サンドドレーン工		62	
		8 締固め改良工		サンドコンパクションパイル工		62	
		9 固結工		粉体噴射攪拌工		62	
				高圧噴射攪拌工		62	
			スラリー攪拌工		62		
			生石灰パイル工		62		
		11 仮設工	5 土留・仮締切工	H鋼杭		62	
				鋼矢板		62	
				アンカー工		62	
				連節ブロック張り工		63	
				締切盛工		63	
				中詰盛工		63	
			9 地中連続壁工(壁式)		63		
			10 地中連続壁工(柱列式)		64		
			12 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			13 工場製作工(共通)	1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		65~66
		鋳造費(大型ゴム支承工)				67	
		仮設材製作工				67	
		刃口金物製作工				67	
		3 桁製作工			68~70		
		4 検査路製作工			71		
		5 鋼製伸縮継手製作工			71		
		6 落橋防止装置製作工			72		
		7 橋梁用防護柵製作工			72		
		8 アンカーフレーム製作工			72		
		9 プレビーム用桁製作工			73		
		10 鋼製排水管製作工		73			
		11 工場塗装工		74			
		14 橋梁架設工	架設工(鋼橋)	クレーン架設		75	
				ケーブルクレーン架設		75	
ケーブルエレクション架設				75			
架設桁架設				75			
送出し架設				75			
トラバラークレーン架設				75			

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
1 共通	3 一般施工	14 橋梁架設工	架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		76	
				架設桁架設		76	
			架設工支保工	固定		76	
				移動		76	
			架設桁架設	片持架設		76	
				押出し架設		76	
		15 法面工 (共通)	2 植生工	種子散布工		76	
				張芝工		76	
				筋芝工		76	
				市松芝工		76	
				植生シート工		76	
				植生マット工		76	
				植生筋工		76	
				人工張芝工		76	
				植生穴工		76	
				植生基材吹付工		76	
				客土吹付工		76	
				3 法面吹付工	コンクリート		76
					モルタル		76
				4 法枠工	現場打法枠工		77
			現場吹付法枠工			77	
			プレキャスト法枠工			77	
			6 アンカー工			77	
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
			16 擁壁工 (共通)	1 場所打擁壁工		78	
				2 プレキャスト擁壁工		78	
		3 補強土壁工		補強土壁工法		78	
				多数アンカー式補強土工法		78	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		78	
		4 井桁ブロック工	井桁ブロック工		79		
		17 浚渫工 (共通)	3 浚渫船運転工 (民船・官船)	ポンプ浚渫船 グラブ船	79 79		
			19 床版工	2 床版工	床版工	80	
		4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工等	2 掘削工(切土工)	切土工	80	
				3 盛土工	盛土工	80	
				5 盛土補強工	補強土壁工法		81
					多数アンカー式補強土工法		81
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		81
				7 法面整形工	盛土部		81
				8 天端敷砂利工	天端敷砂利工		81
				4 道路土工	2 掘削工(切土工)	切土工	82
			3 路体盛土工		路体盛土工	82	
			4 路床盛土工		路床盛土工	82	
		5 法面整形工	盛土部		82		
		5 無筋、鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	4 鉄筋の組立て		82	



出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
2 河川 ・水路	1 築堤 ・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工		第1編 3-8-4 表層安定処理工	61	
			3 パイルネット工		第1編 3-8-5 パイルネット工	61	
			4 パーチカルドレーン工		第1編 3-8-7 パーチカルドレーン工	62	
			5 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62	
			6 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62	
			5 護岸基礎工	3 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
		4 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工	38	
		6 矢板護岸工	3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47	
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
		7 法覆護岸工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			4 護岸付属物工			83	
			5 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50	
			6 環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			7 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			8 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77	
			9 多自然型護岸工		第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
			10 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
			11 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
			12 覆土工		第1編 4-3-7 法面整形工	81	
			13 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
		8 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
		9 根固め工	3 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	
			5 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43	
			6 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43	
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
		10 水制工	3 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43	
			4 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43	
			5 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
			8 杭出し水制工			83	
		11 付帯道路工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52	
			6 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57	
			7 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58	
			8 ブロック舗装工		第1編 3-7-14 ブロック舗装工	58～59	
			9 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
			10 集水柵工		第1編 3-3-32 集水柵工	46	
			11 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38	
			12 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39	
			12 付帯道路施設工	3 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39
				4 標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38
			13 光ケーブル配管工	3 配管工			83
	4 ハンドホール工			第1編 3-3-22 ハンドホール工	43		
	2 浚渫(川)	2 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2 浚渫船運転工(民船・官船)		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79	
		3 浚渫工(グラブ船)	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79	
		4 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79	
	3 樋門・樋管・水路工	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
		4 地盤改良工	2 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62	
		5 樋門・樋管本体工	3 既製杭工	既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工	場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 矢板工	矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
2 河川 ・水路	3 樋門・ 樋管・ 水路工	5 樋門・樋管 本体工	6 函渠工	本體工		83			
				ヒューム管		84			
				PC管		84			
				コルゲートパイプ		84			
				ダクタイル鋳鉄管		84			
				PC函渠	第1編 3-3-29	プレキャスト カルバート工	45		
			7 翼壁工	翼壁工		84			
			8 水叩工	水叩工		84			
		6 護床工	3 根固めブロック工		第1編 3-3-18	根固めブロック工	42		
			5 沈床工		第1編 3-3-19	沈床工	43		
			6 捨石工		第1編 3-3-20	捨石工	43		
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
				ふとんかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
		7 水路工	3 側溝工		第1編 3-3-31	側溝工	45～46		
			4 集水榭工		第1編 3-3-32	集水榭工	46		
			5 暗渠工		第1編 3-3-31	暗渠工	46		
			6 樋門接続暗渠工		第1編 3-3-29	プレキャスト カルバート工	45		
		8 付属物 設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)	38		
			7 階段工		第1編 3-3-23	階段工	43		
		4 水門	3 工場 製作工	3 桁製作工		第1編 3-13-3	桁製作工	68～70	
				4 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5	鋼製伸縮継手製作工	71	
				5 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6	落橋防止装置製作工	72	
				6 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10	鋼製排水管製作工	73	
	7 橋梁用防護柵製作工				第1編 3-13-7	橋梁用防護柵製作工	72		
	9 仮設材製作工				第1編 3-13-1	仮設材製作工	67		
	10 工場塗装工				第1編 3-13-11	工場塗装工	74		
	5 軽量 盛土工			2 軽量盛土工		第1編 4-4-3	路体盛土工	82	
				6 水門 本体工	4 既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47
					5 場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48
	6 矢板工(遮水矢板)				第1編 3-3-4	矢板工	38		
	7 床版工					84			
	8 堰柱工					84			
	9 門柱工					84			
	10 ゲート操作台工					84			
	11 胸壁工					84			
	12 翼壁工				第2編 3-5-7	翼壁工	84		
	13 水叩工				第2編 3-5-8	水叩工	84		
	7 護床工		3 根固めブロック工		第1編 3-3-18	根固めブロック工	42		
			5 沈床工		第1編 3-3-19	沈床工	43		
			6 捨石工		第1編 3-3-20	捨石工	43		
			7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
				ふとんかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
	8 付属物 設置工		3 防止柵工		第1編 3-3-7	防止柵工(安全施設)	38		
			8 階段工		第1編 3-3-23	階段工	43		
	9 鋼管理橋 上部工		4 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14	架設工(クレーン架 設)	75		
			5 架設工(ケーブル クレーン架設)		第1編 3-14	架設工(ケーブル クレーン架設)	75		
			6 架設工(ケーブル エレクション架設)		第1編 3-14	架設工(ケーブル エレクション架設)	75		
7 架設工(架設桁架設)				第1編 3-14	架設工(架設桁架設)	75			
8 架設工(送出し架設)				第1編 3-14	架設工(送出し架設)	75			
9 架設工(トラバラー クレーン架設)				第1編 3-14	架設工(トラバラー クレーン架設)	75			
10 支承工				第6編 4-5-10	支承工	111～112			
10 橋梁現場 塗装工	2 現場塗装工			第1編 3-3-33	現場塗装工	46			
11 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2	床版工	80				
12 橋梁 付属物工 (鋼 管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25	伸縮装置工	44				
	4 地覆工		第6編 4-8-5	地覆工	112				
	5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6	橋梁用防護柵工	112				
	6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7	橋梁用高欄工	112				
	7 検査路工		第6編 4-8-8	検査路工	113				

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
2 河川 ・水路	4 水門	13 コンクリート 管理橋 上部工 (PC橋)	2 プレテンション桁 製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁 製作工(購入工)	40		
			3 ポストテンション桁 製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁 製作工	40~41		
			4 プレキャストセグメント 製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁 製作工(購入工)	40		
			5 プレキャストセグメント 主桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント 主桁組立工	41		
			6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112		
			7 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76		
			8 架設工 (架設桁架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76		
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80		
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112		
			14 コンクリート 管理橋 上部工 (PCホロー スラブ橋)	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工	76	
		3 支承工			第6編 4-5-10 支承工	111~112		
		4 落橋防止装置工			第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112		
		5 PCホロースラブ 製作工			第1編 3-3-16 PCホロースラブ 製作工	41		
		15 橋梁 付属物工 (コンクリート 管理橋)		2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44	
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112		
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112		
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112		
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113		
		18 舗装工	5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51~52		
			6 半たわみ性舗装工		第1編 3-7-7 半たわみ性舗装工	52~53		
			7 排水性舗装工		第1編 3-7-9 排水性舗装工	53~54		
			8 透水性舗装工		第1編 3-7-10 透水性舗装工	54		
			9 グースアスファルト 舗装工		第1編 3-7-11 グースアスファルト 舗装工	55		
			10 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55~57		
		5 堰	3 工場 製作工	3 刃口金物製作工		第1編 3-13-1 刃口金物製作工	67	
				4 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68~70	
				5 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71	
				6 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71	
				7 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72	
				8 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73	
				9 プレベーム用桁 製作工		第1編 3-13-9 プレベーム用桁 製作工	73	
				10 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72	
				12 アンカーフレーム 製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム 製作工	72	
				13 仮設材製作工		第1編 3-13-1 仮設材製作工	67	
				14 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
				6 可動堰 本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
					4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
					5 オープンケーソン 基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン 基礎工	48
			6 ニューマチック ケーソン基礎工			第1編 3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工	48	
		7 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工	38		
		8 床版工			第2編 4-6-7 床版工	84		
		9 堰柱工			第2編 4-6-8 堰柱工	84		
		10 門柱工			第2編 4-6-9 門柱工	84		
		11 ゲート操作台工			第2編 4-6-10 ゲート操作台工	84		
		12 水叩工			第2編 3-5-8 水叩工	84		
		13 閘門工				84		
		14 土砂吐工			84			
	15 取付擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78				
	7 固定堰 本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47			
		4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48			
		5 オープンケーソン 基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン 基礎工	48			

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
2 河川 ・水路	5 堰	7 固定堰 本体工	6 ニューマチック ケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工	48
			7 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			8 堰本体工			85
			9 水叩工			85
			10 土砂吐工			85
			11 取付擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
		8 魚道工	3 魚道本体工			85
		9 管理橋 下部工	2 管理橋橋台工			85
		10 鋼管理橋 上部工	4 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架 設)	75
			5 架設工(ケーブル クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブル クレーン架設)	75
			6 架設工(ケーブル エレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブル エレクション架設)	75
			7 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75
			8 架設工(送出し架設)		第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75
			9 架設工(トラベラー クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(トラベラー クレーン架設)	75
			10 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112
		11 橋梁現場 塗装工	2 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46
		12 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80
		13 橋梁 付属物工 (鋼 管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113
		15 コンクリート 管理橋 上部工 (PC橋)	2 プレテンション桁 製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁 製作工(購入工)	40
			3 ポストテンション桁 製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁 製作工	40
			4 プレキャストセグメント 製作工(購入工)		第1編 3-3-14 プレキャストセグメント 製作工(購入工)	41
			5 プレキャストセグメント 主桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント 主桁組立工	41
			6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112
			7 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76
			8 架設工 (架設桁架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
			16 コンクリート 管理橋 上部工 (PCホロー スラブ橋)	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工
		3 支承工			第6編 4-5-10 支承工	111
		4 落橋防止装置工			第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
		5 PCホロースラブ 製作工			第1編 3-3-16 PCホロースラブ 製作工	41
		17 コンクリート 管理橋 上部工 (PC箱桁 橋)		2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112
			4 PC箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112
			18 橋梁 付属物工 (コンクリ ート管理橋)	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工
		4 地覆工			第6編 4-8-5 地覆工	112
		5 橋梁用防護柵工			第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112
		6 橋梁用高欄工			第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112
		7 検査路工			第6編 4-8-8 検査路工	113
		20 付属物 設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			7 階段工		第1編 3-3-23 階段工	43
		6 排水機場	3 軽量 盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工
4 機場 本体工	3 既製杭工				第1編 3-4-4 既製杭工	47
	4 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
	5 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工	38	
	6 本体工				86	
	7 燃料貯油槽工				86	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
2 河川 ・水路	6 排水機場	5 沈砂池工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
			6 コンクリート擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			7 コンクリート床版工			86	
			8 ブロック床版工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	
		9 場所打水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
		6 吐出 水槽工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
			6 本体工		第2編 6-4-6 本体工	86	
		7 床止め ・床固め	3 軽量 盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
	4 床止め工			4 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47	
	4 床止め工		5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
			6 本体工	床固め本体工			87
				植石張り	第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
				根固めブロック	第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	
			7 取付擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			8 水叩工	水叩工		87	
	5 床固め工		4 本堤工		第2編 7-4-6 本体工	87	
			5 垂直壁工		第2編 7-4-6 本体工	87	
			6 側壁工			87	
			7 水叩工		第2編 7-4-8 水叩工	87	
	6 山留 擁壁工		3 コンクリート擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			4 ブロック積擁壁工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			5 石積擁壁工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			6 山留擁壁基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47	
	8 河川維持		7 路面 補修工	3 不陸整正工		第1編 4-3-8 天端敷砂利工	81
				4 コンクリート舗装 補修工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
		5 アスファルト舗装 補修工			第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52	
		8 付属物 復旧工	2 付属物復旧工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		9 付属物 設置工	3 防護柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
			5 付属物設置工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39	
		10 光ケーブル 配管工	3 配管工		第2編 1-13-3 配管工	83	
			4 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43	
		12 植栽 維持工	3 樹木・芝生管理工		第1編 3-15-2 植生工	76	
		9 河川修繕	3 軽量 盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
				4 腹付工	2 覆土工	第1編 4-3-7 法面整形工	81
	5 側帯工		2 縁切工	じゃかご工	第1編 3-3-28 羽口工(じゃかご)	45	
				連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
				コンクリートブロック 張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
				石張り工	第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			3 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
	6 堤脚 保護工		3 石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			4 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
	7 管理用 道路工		2 防護柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
			4 路面切削工		第1編 3-7-15 路面切削工	60	
5 舗装打換え工				第1編 3-7-16 舗装打換え工	60		
6 オーバーレイ工				第1編 3-7-17 オーバーレイ工	60		
7 排水構造物工			プレキャストU型 側溝・管(函)渠	第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
			集水樹工	第1編 3-3-32 集水樹工	46		
8 道路付属物工			歩車道境界ブロック	第1編 3-3-5 縁石工	38		
8 現場 塗装工	3 付属物塗装工			第1編 3-3-33 現場塗装工	46		
	4 コンクリート面塗装工			第1編 3-3-11 コンクリート面塗装工	39		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
3 海岸	1 堤防・護岸	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 地盤改良工	2 表層安定処理工		第1編 3-8-4 表層安定処理工	61
			3 パイルネット工		第1編 3-8-5 パイルネット工	61
			4 パーチカルドレーン工		第1編 3-8-7 パーチカルドレーン工	62
			5 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62
			6 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
		5 護岸基礎工	4 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43
			5 場所打コンクリート工			88
			6 海岸コンクリートブロック工			88
			7 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			8 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			9 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			3 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
		6 護岸工	4 海岸コンクリートブロック工			88
			5 コンクリート被覆工			88
		7 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
		8 天端被覆工	2 コンクリート被覆工			88
		9 波返工	3 波返工			89
		10 裏法被覆工	2 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			4 コンクリート被覆工		第3編 1-6-5 コンクリート被覆工	88
			5 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
		11 カルバート工	3 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45
	12 排水構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
		4 集水柵工		第1編 3-3-32 集水柵工	46	
		5 管渠工	プレキャストパイプ	第1編 3-3-31 暗渠工	46	
	12 排水構造物工	5 管渠工	プレキャストボックス	第1編 3-3-31 暗渠工	46	
			コルゲートパイプ	第1編 3-3-31 暗渠工	46	
			ダクタイル鋳鉄管	第1編 3-3-31 暗渠工	46	
		6 場所打水路工		第1編 3-3-31 場所打水路工	46	
	13 付属物設置工	3 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
		6 階段工		第1編 3-3-23 階段工	43	
	14 付帯道路工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52	
		6 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～59	
		7 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58	
		8 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
		9 集水柵工		第1編 3-3-32 集水柵工	46	
		10 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38	
		11 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39	
	15 付帯道路施設工	3 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39	
		4 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38	
	2 突堤・人工岬	3 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
		4 突堤基礎工	4 捨石工			89
			5 吸出し防止工			89
		5 突堤本体工	2 捨石工			90
			5 海岸コンクリートブロック工			90
6 既製杭工				第1編 3-4-4 既製杭工	47	
7 詰杭工				第1編 3-4-4 既製杭工	47	
8 矢板工				第1編 3-3-4 矢板工	38	
9 石砕工					90	
10 場所打コンクリート工				90		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
3 海岸	2 突堤・人工岬	5 突堤 本体工	11 ケーソン工	ケーソン工製作		91
				ケーソン工据付		91
				突堤上部工 (場所打コンクリート)		91
				突堤上部工 (海岸コンクリート ブロック)		91
			12 セルラー工	セルラー工製作		91
				セルラー工据付		92
				突堤上部工 (場所打コンクリート)		92
				突堤上部工 (海岸コンクリート ブロック)		92
		6 根固め工	2 捨石工 3 根固めブロック工			92
						92
		7 消波工	2 捨石工 3 消波ブロック工		第1編 3-3-20 捨石工	43
						93
	3 海域堤防 (人工リーフ、離岸 堤、潜堤)	3 海域堤 基礎工	3 捨石工 4 吸出し防止工			93
					第3編 2-4-5 吸出し防止工	89
		4 海域堤 本体工	2 捨石工 3 海岸コンクリート ブロック工		第1編 3-3-20 捨石工	43
					第3編 2-5-5 海岸コンクリート ブロック工	90
			4 ケーソン工		第3編 2-5-11 ケーソン工	91
			5 セルラー工		第3編 2-5-12 セルラー工	91～92
		6 場所打 コンクリート工		第3編 2-5-10 場所打コンクリート工	90	
		4 浚渫 (海岸)	2 浚渫工 (ポンプ 浚渫船)	2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工
	3 浚渫工 (グラブ船)		2 浚渫船運転工		第1編 3-17-3 浚渫船運転工	79
	5 養浜	3 軽量 盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
2 砂止工		2 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
4	砂防・地滑り防止	1 砂防えん堤	3 工場製作工	3 鋼製えん堤製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
				4 鋼製えん堤仮設材製作工			94
				5 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74
		5 軽量盛土工	2 軽量盛土工			第1編 4-4-3 路体盛土工	82
				2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
		6 法覆護岸工	3 法面吹付工			第1編 3-15-3 法面吹付工	76
			4 法枠工			第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 アンカー工			第1編 3-15-6 アンカー工	77
			7 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
		8 コンクリートえん堤工	4 コンクリートえん堤本体工				94
			5 コンクリートえん堤副えん堤工			第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工	94
			6 コンクリート側壁工				94
			8 水叩工(水叩)				94
		9 鋼製えん堤工	5 鋼製えん堤本体工	不透過型			95
				透過型			95
			6 鋼製側壁工				96
			7 コンクリート側壁工			第4編 1-8-6 コンクリート側壁工	94
			9 水叩工(水叩)			第4編 1-8-8 水叩工(水叩)	94
		10 護床工・根固め工	3 根固めブロック工			第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			5 沈床工			第1編 3-3-19 沈床工	43
			6 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
		11 砂防えん堤付属物設置工	3 防止柵工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
		12 付帯道路工	3 路側防護柵工			第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			5 アスファルト舗装工			第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 コンクリート舗装工			第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
			7 薄層カラー舗装工			第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58
			8 側溝工			第1編 3-3-31 側溝工	45～46
			9 集水柵工			第1編 3-3-32 集水柵工	46
			10 縁石工			第1編 3-3-5 縁石工	38
			11 区画線工			第1編 3-3-9 区画線工	39
	13 付帯道路施設工		3 道路付属物工			第1編 3-3-10 道路付属物工	39
			4 小型標識工			第1編 3-3-6 小型標識工	38
	2 流路工		3 軽量盛土工	2 軽量盛土工			第1編 4-4-3 路体盛土工
		4 基礎工(護岸)				第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
		4 流路護岸工	5 コンクリート擁壁工			第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			6 ブロック積み擁壁工			第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
			7 石積み擁壁工			第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			8 護岸付属物工			第2編 1-7-4 護岸付属物工	83
			9 植生工			第1編 3-15-1 植生工	76
			5 床固め工	4 床固め本体工			第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工
		5 垂直壁工				第4編 1-8-4 コンクリートえん堤本体工	94
		6 側壁工				第4編 1-8-6 コンクリート側壁工	94
		7 水叩工				第4編 1-8-8 水叩工(水叩)	94
		8 魚道工					96
		6 根固め・水制工	4 根固めブロック工			第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			6 捨石工			第1編 3-3-20 捨石工	43
			7 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
		7 流路付属物設置工	2 階段工			第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44
			3 防止柵工			第1編 3-3-23 階段工	43
3 軽量盛土工		2 軽量盛土工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
					第1編 4-4-3 路体盛土工	82	



出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
4 砂防・地滑り防止	3 斜面对策	4 法面工	3 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76
			4 吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76
			5 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77
			6 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45	
		4 法面工	7 アンカー工 (プレキャスト コンクリート板等)		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			8 抑止アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
			9 ロックボルト工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
		5 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 現場打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			5 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78
			6 補強土壁工		第1編 3-16-3 補強土壁工	78
			7 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79
			8 落石防護柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101
		6 山腹水路工	3 山腹集水路 ・排水路工		第1編 3-3-31 現場排水路工	46
			4 山腹明暗渠工			96
			5 山腹暗渠工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			7 現場排水路工		第1編 3-3-31 現場排水路工	46
			6 集水柵工		第1編 3-3-32 集水柵工	46
			7 地下水排除工	4 集排水ボーリング工		
		5 集水井工				97
		8 地下水遮断工	3 現場打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78
			4 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62
			5 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
		9 抑止杭工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
			5 シャフト工(深礎工)		第1編 3-4-6 深礎工	48
			6 合成杭工			97

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
5 ダム	1 コンクリートダム	4 ダム コンクリート工	コンクリートダム工	本体		98
				水叩		98
				副ダム		99
				導流壁		99
	2 フィルダム	3 盛立工	5 コアの盛立		100	
			6 フィルターの盛立		100	
			7 ロックの盛立		100	
			フィルダム(洪水吐)		100	
	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工	3 ボーリング工		100	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		101	
					工場塗装工	第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
			5 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
				3 法面吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
				4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77	
				6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77	
				7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45	
			ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45		
			6 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
				7 擁壁工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 現場打擁壁工			第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			6 プレキャスト擁壁工			第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
			7 補強土壁工		補強土壁工法	第1編 3-16-3 補強土壁工法	78	
					多数アンカー式補強土工法	第1編 3-16-3 多数アンカー式補強土工法	78	
		ジオテキスタイル補強土工法			第1編 3-16-3 ジオテキスタイル補強土工法	78		
		8 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79			
		8 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50		
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50		
		9 カルバート工	4 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47		
			5 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
			6 現場打カルバート工			101		
			7 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45		
		10 排水構造物工(小型水路工)	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
			4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
			5 集水桝・マンホール工		第1編 3-3-32 集水桝工	46		
			6 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46		
			7 場所打水路工		第1編 3-3-31 場所打水路工	46		
			8 排水工(小段排水・縦排水)		第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
		11 落石雪害防止工	4 落石防止網工			101		
			5 落石防護柵工			101		
			6 防雪柵工			102		
			7 雪崩予防柵工			102		
			12 遮音壁工	4 遮音壁基礎工			102	
		5 遮音壁本体工				102		
		2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61	
				3 置換工		第1編 3-8-3 置換工	61	
				4 舗装工	5 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
			6 半たわみ性舗装工			第1編 3-7-7 半たわみ性舗装工	52～53	
			7 排水性舗装工			第1編 3-7-9 排水性舗装工	53～54	
			8 透水性舗装工			第1編 3-7-10 透水性舗装工	54	
			9 グラスアスファルト舗装工			第1編 3-7-11 グラスアスファルト舗装工	55	
			10 コンクリート舗装工			第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57	
			11 薄層カラー舗装工			第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58	
			12 ブロック舗装工			第1編 3-7-14 ブロック舗装工	58～59	
					歩道路盤工			103
					取合舗装路盤工			103
					路肩舗装路盤工			103
			歩道舗装工				103	
			取合舗装工			103		
			路肩舗装工			103		
			表層工			103		
5 排水構造物工(路面排水工)	3 側溝工			第1編 3-3-31 側溝工	45～46			
	4 管渠工			第1編 3-3-31 側溝工	45～46			
	5 集水桝・マンホール工			第1編 3-3-32 集水桝工	46			
	6 地下排水工			第1編 3-3-31 暗渠工	46			
	7 場所打水路工			第1編 3-3-31 場所打水路工	46			

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
6 道路	2 舗装	5 排水構造 物工(路面 排水工)	8 排水工 (小段排水・縦排水)		第1編 3-3-31 側溝工	45~46	
			9 排水性舗装用 路肩排水工			104	
		6 縁石工	3 縁石工		第1編 3-3-5 縁石工	38	
		7 踏掛版工	4 踏掛版	コンクリート工		104	
				ラバーシュー		104	
				アンカーボルト		104	
		8 防護柵工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
			5 ボックスビーム工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			6 車止めポスト工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
		9 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38	
			4 大型標識工	標識基礎工 標識柱工		104 104	
		10 区画線工	2 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39	
		1 2 道路付属 施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39	
			5 ケーブル配管工	ケーブル配管工 ハンドホール		105 第1編 3-3-33 集水柵工	46
			6 照明工	照明柱基礎工		105	
			1 3 橋梁 付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44
		3 橋梁下部	3 工場 製作工	2 刃口金物製作工		第1編 3-13-1 刃口金物製作工	67
				3 鋼製橋脚製作工		106	
				4 アンカーフレーム 製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム 製作工	72
	5 工場塗装工				第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
	5 軽量 盛土工			2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
	6 橋台工		3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 深礎工		第1編 3-4-6 深礎工	48	
			5 オープンケーソン 基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン 基礎工	48	
			6 ニューマチック ケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工	48	
			8 躯体工		107		
			7 RC 橋脚工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
				4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
	5 深礎工				第1編 3-4-6 深礎工	48	
	6 オープンケーソン 基礎工				第1編 3-4-7 オープンケーソン 基礎工	48	
	7 ニューマチック ケーソン基礎工				第1編 3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工	48	
	8 鋼管矢板基礎工				第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49	
	9 橋脚躯体工			張出式		108	
				重力式		108	
				半重力式		108	
			ラーメン式		109		
	8 鋼製 橋脚工		3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 深礎工		第1編 3-4-6 深礎工	48	
			6 オープンケーソン 基礎工		第1編 3-4-7 オープンケーソン 基礎工	48	
			7 ニューマチック ケーソン基礎工		第1編 3-4-8 ニューマチック ケーソン基礎工	48	
			8 鋼管矢板基礎工		第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49	
			9 橋脚フーチング工	I型・T型		110	
				門型		110	
				10 橋脚架設工	I型・T型 門型	110 110	
			11 現場継手工		111		
			12 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46	
			9 護岸 基礎工	3 基礎工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
4 矢板工				第1編 3-3-4 矢板工	38		
10 矢板 護岸工	3 笠コンクリート工			第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47		
	4 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工	38		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
6 道路	3 橋梁下部	11 法覆護岸工	2 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			3 護岸付属物工		第2編 1-7-4 護岸付属物工	83	
			4 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50	
			5 環境護岸ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			6 石張り・石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			7 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77	
			8 多自然型護岸工	巨石張り	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
				巨石積み	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
				かごマット	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
			9 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
			10 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
			11 覆土工		第1編 4-3-7 法面整形工	81	
		12 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			ふどんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			かご枠	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50		
		12 擁壁護岸工	3 場所打擁壁工	第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78		
			4 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78		
		4 鋼橋上部	3 工場製作工	3 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68～70
	4 検査路製作工				第1編 3-13-4 検査路製作工	71	
	5 鋼製伸縮継手製作工				第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71	
	6 落橋防止装置製作工				第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72	
	7 鋼製排水管製作工				第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73	
	8 橋梁用防護柵製作工				第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72	
	9 橋梁用高欄製作工					111	
	10 横断歩道橋製作工				第1編 3-13-3 桁製作工	68～70	
	12 アンカーフレーム製作工				第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72	
	13 工場塗装工				第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
	5 鋼橋架設工			4 架設工(クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	75
				5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルクレーン架設)	75
				6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブルエレクション架設)	75
		7 架設工(架設桁架設)		第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75		
		8 架設工(送出し架設)		第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75		
		9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編 3-14 架設工(トラベラークレーン架設)	75		
		10 支承工	鋼製支承 ゴム支承		111 112		
	6 橋梁現場塗装工	3 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46		
	7 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80		
	8 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44		
		3 落橋防止装置工			112		
		5 地覆工			112		
		6 橋梁用防護柵工			112		
		7 橋梁用高欄工			112		
		8 検査路工			113		
	9 歩道橋本体工	3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47		
		4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
		5 橋脚フーチング工	I型	第6編 3-8-9 橋脚フーチング工	110		
			T型	第6編 3-8-9 橋脚フーチング工	110		
		6 歩道橋(側道橋)架設工		第1編 3-14 架設工	75		
		7 現場塗装工(歩道橋)		第1編 3-3-33 現場塗装工	46		
		8 工場塗装工(歩道橋)		第1編 3-13-11 工場塗装工	74		
5 コンクリート橋上部		3 工場製作工	2 プレブーム用桁製作工		第1編 3-13-9 プレブーム用桁製作工	73	
	3 橋梁用防護柵製作工			第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	73		
	4 鋼製伸縮継手製作工			第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71		
	5 検査路製作工			第1編 3-13-4 検査路製作工	71		
	6 工場塗装工			第1編 3-13-11 工場塗装工	74		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	5	コンクリート橋上部	5 PC橋工	2 プレテンション桁製作工(購入工)	第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40	
					3 ポストテンション桁製作工	第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40	
					4 プレキャストセグメント製作工(購入工)	第1編 3-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	41	
					5 プレキャストセグメント主桁組立工	第1編 3-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	41	
					6 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112	
					7 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76	
					8 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76	
					9 床版・横組工	第1編 3-19-2 床版工	80	
					10 落橋防止装置工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
					6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工(現場)		113
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112				
		4 架設工(クレーン架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76				
		5 架設工(架設桁架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76				
		6 床版・横組工	第1編 3-19-2 床版工	80				
		9 落橋防止装置工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112				
		7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14 架設支保工(固定)	76			
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112				
		4 PCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41				
		5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112				
		8 RCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14 架設支保工(固定)	76			
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112				
		4 RCホロースラブ製作工	第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41				
		5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112				
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工	第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41			
		10 PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)	第1編 3-14 架設支保工(固定)	76			
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112				
		4 PC箱桁製作工	第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42				
		5 落橋防止装置工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112				
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工	第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42			
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112				
		4 架設工(片持架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76				
		12 PC押し出し箱桁橋工	2 PC押し出し箱桁製作工	第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42			
		3 架設工(押し出し架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76				
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工	第1編 3-3-25 伸縮装置工	44			
		4 地覆工	第6編 4-8-5 地覆工	112				
		5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112				
		6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112				
		7 検査路工	第6編 4-8-8 検査路工	113				
		6	トンネル(NATM)	4 支保工	3 吹付工			113
					4 ロックボルト工			114
				5 覆工	3 覆工コンクリート工			114
					4 側壁コンクリート工	第6編 6-5-3 覆工コンクリート工	114	
					5 床版コンクリート工		115	
				6 インバート工	4 インバート本体工			115
				7 坑内付帯工	6 地下排水工			
				第1編 3-3-31 暗渠工	46			
				8 坑門工	4 坑門本体工			115
					5 明り巻工			116
				11 共同溝	3 工場製作工	3 工場塗装工	第1編 3-13-11 工場塗装工	74

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
6 道路	11 共同溝	6 現場打構築工	2 現場打躯体工			116	
			4 カラー継手工			116	
			5 防水工	防水		117	
				防水保護工		117	
				防水壁		117	
		7 プレキャスト構築工	2 プレキャスト躯体工			118	
		12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2 管路工(管路部)			118
	3 プレキャストボックス工(特殊部)					118	
	4 現場打ボックス工(特殊部)				第6編 11-6-2 現場打躯体工	116	
	6 付帯設備工		2 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43	
	13 情報ボックス工	3 情報ボックス工	3 管路工(管路部)		第6編 12-5-2 管路工(管路部)	118	
		4 付帯設備工	2 ハンドホール工		第1編 3-3-22 ハンドホール工	43	
	14 道路維持	4 舗装工	3 路面切削工		第1編 3-7-15 路面切削工	60	
			4 舗装打換え工		第1編 3-7-16 舗装打換え工	60	
			5 切削オーバーレイ工			119	
			6 オーバーレイ工		第1編 3-7-17 オーバーレイ工	60	
			7 路上再生工			119	
			8 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58	
			5 排水構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
				4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
		5 集水枡・マンホール工			第1編 3-3-32 集水枡工	46	
		6 地下排水工			第1編 3-3-31 暗渠工	46	
		7 場所打水路工			第1編 3-3-31 現場打水路工	46	
		8 排水工			第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
		6 防護柵工		3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
				4 防止柵工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
			5 ボックスビーム工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			6 車止めポスト工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
		7 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38	
			4 大型標識工		第6編 2-9-4 大型標識工	104	
		8 道路付属施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39	
			5 ケーブル配管工		第6編 2-12-5 ケーブル配管工	105	
			6 照明工		第6編 2-12-6 照明工	105	
		9 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
		10 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
		11 石・ブロック積(張)工	3 コンクリートブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
		12 カルバート工	4 現場打カルバート工		第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101	
			5 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45	
		13 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76	
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77	
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77	
			7 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
		ふとんかご			第1編 3-3-28 羽口工	45	
		15 橋梁付属物工	2 伸縮継手工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44	
4 地覆工				第6編 4-8-5 地覆工	112		
5 橋梁用防護柵工				第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112		
6 橋梁用高欄工				第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112		
7 検査路工				第6編 4-8-8 検査路工	113		
17 現場塗装工			6 コンクリート塗装面工		第1編 3-3-11 コンクリート塗装面工	39	
16 道路修繕		3 工場製作工	4 桁補強材製作工			120	
			5 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
6	道路	16 道路修繕	5 舗装工	3 路面切削工		第1編 3-7-15 路面切削工	60	
				4 舗装打換え工		第1編 3-7-16 舗装打換え工	60	
				5 切削オーバーレイ工		第6編 14-4-5 切削オーバーレイ	119	
				6 オーバーレイ工		第1編 3-7-17 オーバーレイ工	60	
				7 路上再生工		第6編 14-4-7 路上再生工	119	
				8 薄層カラー舗装工		第1編 3-7-13 薄層カラー舗装工	57～58	
				6 排水 構造物工	3 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
					4 管渠工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
		5 集水樹 ・マンホール工			第1編 3-3-32 集水樹工	46		
		6 地下排水工			第1編 3-3-31 暗渠工	46		
		7 場所打水路工			第1編 3-3-31 現場打水路工	46		
		8 排水工			第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
		7 縁石工	3 縁石工			第1編 3-3-5 縁石工	38	
			8 防護柵工		3 路肩防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		4 防止柵工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38		
		5 ボックスビーム工			第1編 3-3-8 路側防護柵工	39		
		6 車止めポスト工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38		
		9 標識工	3 小型標識工		第1編 3-3-6 小型標識工	38		
			4 大型標識工		第6編 2-9-4 大型標識工	104		
		10 区画線工	2 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39		
		12 道路付属 施設工	4 道路付属物工		第1編 3-3-10 道路付属物工	39		
			5 ケーブル配管工		第6編 2-12-5 ケーブル配管工	105		
			6 照明工		第6編 2-12-6 照明工	105		
		13 軽量 盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82		
		14 擁壁工	3 場所打擁壁工		第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78		
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78		
		15 石・ ブロック積 (張)工	3 コンクリート ブロック工		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50		
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50		
		16 カルバート 工	4 現場打 カルバート工		第6編 1-9-6 現場打 カルバート工	101		
			5 プレキャスト カルバート工		第1編 3-3-29 プレキャスト カルバート工	45		
		17 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76		
			3 法面吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76		
			4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77		
			6 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77		
			7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
		18 落石雪害 防止工	4 落石防止網工		第1編 3-3-28 羽口工	45		
			5 落石防護柵工		第6編 1-11-4 落石防止網工	101		
			6 防雪柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101		
			7 雪崩予防柵工		第6編 1-11-6 防雪柵工	102		
		20 鋼桁工	3 鋼桁補強工		第6編 1-11-7 雪崩予防柵工	102		
		21 橋梁 支承工	3 鋼橋支承工		第6編 16-3-4 桁補強材製作工	120		
			4 PC橋支承工		第6編 4-5-10 支承工	111～112		
		22 橋梁 付属物工	2 伸縮継手工		第6編 4-5-10 支承工	111～112		
			4 落橋防止装置工	RC 鋼製	第1編 3-3-25 伸縮装置工	44		
			4 地覆工			121		
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-5 地覆工	112		
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112		
7 検査路工			第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112				
7 検査路工			第6編 4-8-8 検査路工	113				
25 現場 塗装工	3 橋梁塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46				
	6 コンクリート 塗装面工		第1編 3-3-11 コンクリート塗装面工	39				

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
8 下水道	1 管路	3 管渠工 (開削)	3 管路土木	管路掘削		122		
				管路埋戻		122		
			4 管布設工	管布設(自然流下管)		122		
				短形渠(プレキャスト)		122		
				圧送管		123		
				鋳鉄管接合		123		
			5 管基礎工	砂基礎		124		
		砕石基礎			124			
		コンクリート基礎			124			
		まくら土台基礎			124			
		はしご胴木基礎			124			
		6 水路築造工	現状打水路		125			
		7 管路土留工	鋼矢板土留		125			
		4 管渠工(小口径推進)	3 小口推進工		125			
			4 立坑内管布設工		126			
		5 管渠工(推進)	3 推進工		第8編 1-4-3 小口推進工	125		
			4 立坑内管布設工		第8編 1-4-4 空伏工	126		
		6 管渠工(シールド)	3 一次覆工	掘進工		126		
				二次覆工(Co仕上)		126		
			4 二次覆工	二次覆工(FRPM管)		126		
		7 マンホール工	3 標準マンホール工	標準マンホール工		127		
				マンホール基礎工		127		
			4 組立マンホール工	組立マンホール工		127		
		8 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔		128		
				伏せ越し室・雨水吐室工		128		
				伏せ越し管工		128		
				越流堰(雨水吐室)		128		
		9 取付管及びます工	4 ます設置工	公共ます		129		
			5 取付管布設工	取付管		129		
		12 立坑工	立坑工			129		
				立坑土工		130		
		2 処分場・ポンプ場	3 敷地造成土木	4 法面整形工	盛土・切土		130	
				6 本体作業土工	2 掘削工	土工(掘削)		130
			7 本体仮設工	2 土留・仮締切工	土留・仮締切工(H鋼杭、鋼矢板)		130	
					3 地中連続壁工(コンクリート壁)	コンクリート壁		131
					4 地中連続壁工(ソイル壁)	ソイル壁		131
			8 本体築造工	3 直接基礎工(改良)	構造物基礎		131	
					5 既製杭工		131	
				6 場所打杭工		132		
				7 オープンケーソン基礎工		132		
				8 ニューマチックケーソン基礎工		132		
				9 躯体工	池・槽の主要構造物	池・槽の主要構造物		132
						池・槽の附属構造物		132
						開口部		133
						ゲート用開口部		133
						可動せき用開口部		133
			11 越流樋工	流出トラフ		133		
			12 越流堰板工	越流堰		134		
			燃料貯留槽工	燃料貯留槽工		134		
			9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠		134	



出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
10 植栽工	1 植栽	3 植栽工	3 高木植栽工			135	
			4 中低木植栽工		第10編 1-3-3 高木植栽工	135	
			5 特殊樹木植栽工		第10編 1-3-3 高木植栽工	135	
			6 地被類植栽工			135	
			7 草花種子散布工		第1編 3-15-2 植生工	76	
			10 樹木養生工			135~136	
			11 樹名板工			136	
			12 根囲い保護工			136	
			4 移植工	4 高木移植工		第10編 1-3-3 高木植栽工	135
				5 根株移植工		第10編 1-3-3 高木植栽工	135
				6 中低木移植工		第10編 1-3-3 高木植栽工	135
				7 地衣類移植工		第10編 1-3-6 地被類植栽工	135
				8 樹木養生工		第10編 1-3-10 樹木養生工	135~136
				9 樹名板工		第10編 1-3-11 樹名板工	136
				10 根囲い保護工		第10編 1-3-12 根囲い保護工	136

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
11 水道 ・工業用 水道	2 構造物			沈砂池 着水井 攪拌池 沈澱池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他		137	
		3 管路			管布設工		137
			2 掘削及び埋戻し	2 埋戻し工	管天端10cm上	第1編 4-4-4 路床盛土工	82
			3 土留工	1 土留矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38
			4 管附帯構造物		制水弁室等(構造物)		137
		7 推進工及びシールド工	1 推進工			第8編1-4 管渠工(小口径推進)	125~126
						第8編1-5 管渠工(推進)	125~126
			2 シールド工			第8編1-6 管渠工(シールド)	126
		4 管材料及び 接合	3 鋳鉄管の接合	2 継手の接合	鋳鉄管接合		137
				3 特殊押輪の接合			
	6 鋼管の接合			鋼管接合		137	
	1 現場溶接接合						
	2 現場自動溶接接合						
	3 溶接部の検査						
4 鋼管内面塗装							
5 鋼管外面塗装							
6 塗覆装の管理							

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
12 農業農村整備	1 ほ場整備工事	3 整地工	1 整地工			138		
			2 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 法面整形工	81		
			4 暗渠排水工			138		
			6 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76		
		4 用水路工(開水路)	2 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 法面整形工	81		
			3 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76		
			4 用水路工	水路工(土水路)		138		
			5 用水路工(管水路)	1 管水路工		第12編 第5章 管水路工事		
		6 排水路工	2 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 法面整形工	81		
			3 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76		
			4 排水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138		
			7 道路工	1 掘削工		第1編 4-4-2 掘削工	82	
		3 路体盛土工			第1編 4-4-3 路体盛土工	82		
		4 路床盛土工			第1編 4-4-4 路床盛土工	82		
		5 整形仕上げ工			第1編 4-4-5 法面整形工	82		
		6 植生工			第1編 3-15-2 植生工	76		
		7 吹付工			第1編 3-15-3 法面吹付工	76		
		9 アスファルト舗装工			第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52		
		10 コンクリート舗装工			第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57		
		11 砂利舗装工				138		
		2 農道工事		3 土工	1 掘削工		第1編 4-4-2 掘削工	82
					3 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82
			4 路床盛土工			第1編 4-4-4 路床盛土工	82	
			5 整形仕上げ工			第1編 4-4-5 法面整形工	82	
			4 地盤改良工		1 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61
				2 サンドマット工		第1編 3-8-6 サンドマット工	62	
				3 パーチカルドレーン工		第1編 3-8-7 パーチカルドレーン工	62	
				4 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62	
				5 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62	
			5 法面工	2 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
				3 吹付工		第1編 3-15-3 吹付工	76	
				4 法枠工		第1編 3-15-4 法枠工	77	
				5 アンカー工		第1編 3-15-6 アンカー工	77	
				6 かご工		第1編 3-3-28 羽口工	45	
				6 擁壁工	2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
	3 場所打杭工				第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
	4 場所打擁壁工				第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78		
	5 プレキャスト擁壁工				第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78		
	6 補強土壁工				第1編 3-16-3 補強土壁工	78		
	7 井桁ブロック工				第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79		
	8 小型擁壁工					139		
	7 石・ブロック積(張)工		2 コンクリートブロック工			第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
			3 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50		
			4 石積(張)工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50		
	8 カルバート工		2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47		
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
			4 現場打カルバート工		第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101		
			5 プレキャストカルバート工		第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45		
			9 小型水路工	2 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
	3 管渠工				第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
	4 集水樹工				第1編 3-3-32 集水樹工	46		
	5 地下排水工				第1編 3-3-31 暗渠工	46		
	10 落石防護工			2 落石防止網工		第6編 1-11-4 落石防止網工	101	
			3 落石防止柵工		第6編 1-11-5 落石防護柵工	101		
	12 舗装工		2 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52		
			3 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57		
			4 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138		
			13 路面排水工	2 側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
	3 管渠工				第1編 3-3-31 側溝工	45～46		
	4 集水樹工				第1編 3-3-32 集水樹工	46		
	14 付帯設備工			2 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	2 農道工事	14 付帯設備工	3 標識工	小型標識工	第1編 3-3-6 小型標識工	38
				大型標識工	第6編 2-9-4 大型標識工	104
				標識基礎工	第6編 2-9-4 大型標識工	104
			4 区画線工	第1編 3-3-9 区画線工	39	
			5 縁石工	第1編 3-3-5 縁石工	38	
		7 付属物工	第1編 3-3-10 道路付属物工	39		
		3 水路工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
				2 盛土工	第1編 4-3-3 盛土工	80
				3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7 法面整形工	81
			5 基礎工	1 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47
	6 開渠工		2 現場打ち開渠工	U字溝	第1編 3-3-31 側溝工	46
				U字フリューム	第1編 3-3-31 側溝工	46
				ベンチフリューム	第1編 3-3-31 側溝工	46
	3 プレキャスト開渠工		フリューム類	第1編 3-3-31 側溝工	45	
	7 暗渠工		2 現場打ち暗渠工	第6編 1-9-6 現場打カルバート工	101	
			3 プレキャスト暗渠工	第1編 3-3-29 プレキャストカルバート工	45	
	10 水路付帯工		2 付帯施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
	3 安全施設工		防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
			路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
	11 擁壁工		2 場所打ち擁壁工	第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			3 プレキャスト擁壁工	第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
			4 石積工	第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			5 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
	12 法面工		1 植生工	第1編 3-15-2 植生工	76	
			2 吹付工	第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
	14 道路復旧工		1 路体盛土工	第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
			2 路床盛土工	第1編 4-4-4 路床盛土工	82	
			4 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52	
			5 コンクリート舗装工	第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57	
			6 砂利舗装工	第12編 1-7-11 砂利舗装工	138	
			7 道路用側溝工	第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
			8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
			9 区画線工	第1編 3-3-9 区画線工	39	
			10 縁石工	第1編 3-3-5 縁石工	38	
	15 水路復旧工		1 土水路工	第12編 1-4-4 用水路工	138	
			2 プレキャスト水路工	第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
	4 河川及び排水路工事		5 矢板護岸工	2 笠コンクリート工	第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
				3 矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38
				3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工
			6 法覆護岸工	小口矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38
				緑化ブロック工	第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50
				環境護岸ブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50
				石積(張)工	第1編 3-5-5 石積(張)工	50
				法枠工	第1編 3-15-4 法枠工	77
			4 多自然型護岸工	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
			5 覆土工	覆土工	第1編 4-3-7 法面整形工	81
			6 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45
		かご枠		第1編 3-3-28 羽口工	45	
		連節ブロック張り		第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49	
		7 根固め工	2 根固めブロック工	第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	
			3 捨石工	第1編 3-3-20 捨石工	43	
			4 沈床工	第1編 3-3-19 沈床工	43	
		8 柵渠工	2 柵渠工	コンクリート二次製品	139	
		9 合流工	3 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 現場打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 矢板工	矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38
		10 水路付帯工	1 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		11 擁壁工	2 現場打ち擁壁工	第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
			3 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
		12 法面工	1 植生工	第1編 3-15-2 植生工	76	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	4 河川及び排水路工事	14 道路復旧工	1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
			2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82	
			4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52	
			5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57	
			6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138	
			7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
			8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39	
			10 緑石工		第1編 3-3-5 緑石工	38	
		15 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138	
	2 プレキャスト水路工			第1編 3-3-31 側溝工	45		
		5 管水路工事	3 土工	2 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
	3 盛土工				第1編 4-3-3 盛土工	80	
	4 整形仕上げ工				第1編 4-3-7 法面整形工	81	
			5 管体基礎工	1 砂基礎工			140
	2 砕石基礎工					140	
	3 コンクリート基礎工					140	
			6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工			140
	2 強化プラスチック複合管布設工					141	
	3 ダクタイル鋳鉄管布設工					141	
	4 鋼管布設工				141		
		7 分水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		8 排泥弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		10 流量計室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		11 制水弁室工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		12 減圧水槽工	3 付帯施設設置工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
				路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
		15 法面工	1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
			2 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
		17 道路復旧工	1 路体盛土工			第1編 4-4-3 路体盛土工	82
				2 路床盛土工		第1編 4-4-4 路床盛土工	82
				4 アスファルト舗装工		第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
				5 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
				6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
				7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
				8 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
					路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
				9 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
				10 緑石工		第1編 3-3-5 緑石工	38
		18 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138	
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45	
		6 畑かん施設工事	5 管体基礎工	1 砂基礎工		第12編 5-5-1 砂基礎工	140
				2 砕石基礎工		第12編 5-5-2 砕石基礎工	140
				3 コンクリート基礎工		第12編 5-5-3 コンクリート基礎工	140
		6 管体工	1 硬質塩化ビニル管布設工		第12編 5-6-1 硬質塩化ビニル管布設工	140	
			2 ダクタイル鋳鉄管布設工		第12編 5-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工	141	
			3 炭素鋼管布設工		第12編 5-6-4 鋼管布設工	141	
		11 道路復旧工	2 アスファルト舗装工			第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51～52
				3 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55～57
				4 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138
				5 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46
				6 安全施設工	防止柵工	第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38
					路側防護柵工	第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
				7 区画線工		第1編 3-3-9 区画線工	39
				8 緑石工		第1編 3-3-5 緑石工	38
		12 水路復旧工	1 土水路工		第12編 1-4-4 用水路工	138	
			2 プレキャスト水路工		第1編 3-3-31 側溝工	45	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
12 農業農村整備	7 PC橋工事	3 コンクリート橋架設工	1 架設工	架設工(クレーン架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
				架設工(架設桁架設)	第1編 3-14 架設工(コンクリート橋)	76
				架設支保工(固定)	第1編 3-14 架設支保工	76
				架設支保工(移動)	第1編 3-14 架設支保工	76
				架設工(片持架設)	第1編 3-14 架設桁架設	76
				架設工(押し架設)	第1編 3-14 架設桁架設	76
		2 横組工	第1編 3-19-2 床版工	80		
		3 支承工	第6編 4-5-10 支承工	111~112		
		4 橋梁付属物工	1 伸縮装置工	第1編 3-3-25 伸縮装置工	44	
			2 落橋防止工	第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
			4 地覆工	第6編 4-8-5 地覆工	112	
			5 橋梁用防護柵工	第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112	
			6 橋梁用高欄工	第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112	
			8 現場塗装工	第1編 3-3-33 現場塗装工	46	
			5 舗装工	2 アスファルト舗装工	第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51~52
				3 グラスアスファルト舗装工	第1編 3-7-11 グラスアスファルト舗装工	55
		4 コンクリート舗装工		第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55~57	
		6 舗装付帯工	1 区画線工	第1編 3-3-9 区画線工	39	
		8 橋梁下部工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
				2 盛土工	第1編 4-3-3 盛土工	80
				3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7 法面整形工	81
			4 橋台工	2 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47
				3 場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48
	4 躯体工			第6編 3-6-8 躯体工	107	
	5 橋脚工			2 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			4 躯体工	第6編 3-7-9 橋脚躯体工	108~109	
	6 擁壁工		2 コンクリートブロック工	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49~50	
			3 石積工	第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			4 現場打ち擁壁工	第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78	
	7 法面工		1 法枠工	第1編 3-15-4 法枠工	77	
			2 植生工	第1編 3-15-2 植生工	76	
			3 吹付工	第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
	9 頭首工工事	3 土工	1 掘削工	第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80	
			2 盛土工	第1編 4-3-3 盛土工	80	
			3 整形仕上げ工	第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81	
		4 可動堰本体工	2 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			3 場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			4 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48	
			5 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48	
			6 止水矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38	
			7 床版(堰体)工	第2編 4-6-7 床版工	84	
			8 堰柱工	第2編 4-6-8 堰柱工	84	
			9 門柱工	第2編 4-6-9 門柱工	84	
			10 ゲート操作台工	第2編 4-6-10 ゲート操作台工	84	
			11 水叩(エブロン)工	第2編 3-5-8 水叩工	84	
			12 洪水吐工	第2編 4-6-7 床版工	84	
13 土砂吐工			第2編 5-6-14 土砂吐工	84		
14 取付擁壁工			第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78		
			第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78		
5 固定堰本体工		2 既製杭工	第1編 3-4-4 既製杭工	47		
		3 場所打杭工	第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
		4 オープンケーソン基礎工	第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48		
		5 ニューマチックケーソン基礎工	第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48		
		6 止水矢板工	第1編 3-3-4 矢板工	38		
		7 堰体工	第2編 5-7-8 堰本体工	85		
		8 水叩(エブロン)工	第2編 5-7-9 水叩工	85		
		9 取付擁壁工	第1編 3-16-1 場所打擁壁工	78		
			第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78		

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	9 頭首工事	6 護床工	2 根固めブロック工		第1編 3-3-18 根固めブロック工	42	
			4 沈床工		第1編 3-3-19 沈床工	43	
			5 捨石工		第1編 3-3-20 捨石工	43	
			6 かご工		第1編 3-3-28 羽口工	45	
		7 魚道工	2 魚道本体工		第2編 5-8-3 魚道本体工	85	
		8 管理橋下部工	1 管理橋下部工		第2編 5-9-2 管理橋橋台工	85	
		9 管理橋上部工	2 プレテンション桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	40	
			3 ポストテンションT(I)桁製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40	
			4 プレキャストブロック桁製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁製作工(購入工)	41	
			5 プレキャストブロック桁組立工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁製作工	40	
	6 PCホロースラブ製作工			第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41		
	7 PC箱桁製作工			第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42		
	8 クレーン架設工			第1編 3-14 架設工(クレーン架設)	76		
	9 架設桁架設工			第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	76		
	10 架設支保工(固定)			第1編 3-14 架設支保工(固定)	76		
	10 機場下部工事		3 土工	11 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80
		12 支承工			第6編 4-5-10 支承工	111~112	
		4 機場本体工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80	
			2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80	
			3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81	
			2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
		5 遊水地工	4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
			5 本体工		第2編 6-4-6 本体工	86	
			6 燃料貯油槽工		第2編 6-4-7 燃料貯油槽工	86	
			2 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			3 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
			5 側壁工		第2編 7-5-6 側壁工	87	
			6 コンクリート床版工		第2編 4-4-8 床版工	84	
		11 地すべり防止工事	3 土工	7 現場打水路工		第1編 3-3-31 側溝工	46
				1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
				2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
	5 法面工		3 整形仕上げ工		第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81	
			1 植生工		第1編 3-15-2 植生工	76	
	6 水抜きボーリング工		2 吹付工		第1編 3-15-3 法面吹付工	76	
			1 水抜きボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97	
	7 集水井設置工		2 面壁工		第1編 3-4-1 基礎工	47	
			2 集水井工		第4編 3-7-5 集水井工	97	
			3 集水ボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97	
	8 抑止杭工		4 排水ボーリング工		第4編 3-7-4 集排水ボーリング工	97	
			2 抑止杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47	
				第1編 3-4-5 場所打杭工	48		
9 水路工				第1編 3-4-6 深礎工	48		
	1 承水路工			第1編 3-3-31 側溝工	46		
	2 排水路工			第1編 3-3-31 側溝工	46		
10 暗渠工				第12編 4-8-2 柵渠工	139		
	1 明暗渠工			第4編 3-6-4 山腹明暗渠工	96		
11 排土盛土工	2 暗渠工			第1編 3-3-31 暗渠工	46		
	1 掘削工			第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80		
	2 盛土工			第1編 4-3-3 盛土工	80		
	3 整形仕上げ工			第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81		
	4 植生工			第1編 3-15-2 植生工	76		
	5 吹付工			第1編 3-15-3 法面吹付工	76		
12 アンカー工	1 アンカー工			第1編 3-15-6 アンカー工	77		
	14 道路復旧工		1 路体盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
2 路床盛土工				第1編 4-4-4 路床盛土工	82		
4 アスファルト舗装工				第1編 3-7-7 アスファルト舗装工	51~52		
5 コンクリート舗装工			第1編 3-7-12 コンクリート舗装工	55~57			
	6 砂利舗装工		第12編 1-7-11 砂利舗装工	138			

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
12 農業農村整備	11 地すべり防止工事	14 道路復旧工	7 道路用側溝工		第1編 3-3-31 側溝工	45～46	
			8 安全施設工		第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
			9 区画線工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39	
			10 縁石工		第1編 3-3-9 区画線工	39	
		15 水路復旧工	1 土水路工		第1編 3-3-5 縁石工	38	
			2 プレキャスト水路工		第12編 1-4-1 用水路工	138	
		12 ため池改修工事	3 堤体工	3 掘削工		第1編 3-3-31 側溝工	45
				4 盛土工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
				7 整形仕上げ工		第1編 4-3-3 盛土工	80
				10 堤体盛立土		第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81
	11 裏法フィルター工					146	
	12 腰ブロック工				第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
	13 ドレーン工				第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49～50	
	4 地盤改良工		1 浅層改良工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61	
	5 洪水吐工		1 洪水吐工			146	
	6 取水施設工		1 取水施設工			147	
	13 推進工事		3 土工	1 掘削工		第1編 4-3-2 掘削工(切土工)	80
				2 盛土工		第1編 4-3-3 盛土工	80
		4 推進工	1 立杭工		第1編 3-11-5 土留・仮締切工	62～63	
			3 推進作業 (密閉型:泥水、泥土 圧、土圧、泥濃式 推進工法)		第8編 1-4-3 小口推進工	125	
			4 推進作業 (開放型:羽口推進 工法)		第8編 1-4-3 小口推進工	125	
			6 立坑内管布設工		第8編 1-4-4 立坑内管布設工	126	
		5 仮設工	6 補助地盤改良工		第1編 3-8-9 固結工	62	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
13 漁港 漁場編	2 一般施工	3 浚渫工	浚渫工			148		
		4 地盤 改良工	2 床掘工				148	
			3 置換工				148	
			4 圧密・排水工	サンドドレーン	敷砂均し			148
					載荷土砂			149
					ペーパードレーン			149
					グラベルマット			150
					グラベルドレーン			150
					5 締固工	ロッドコンパクション		
			6 固化工	サンドコンパクション パイル	盛上土砂撤去			151
					深層混合処理杭			152
		事前混合処理					152	
		表層固化処理					152	
		5 基礎工	2 基礎盛砂工	盛砂均し			153	
			3 洗掘防止工	洗掘防止			153	
			4 基礎捨石工	基礎捨石	捨石本均し			153
					捨石荒均し			154
					基礎ブロック製作			154
			6 基礎ブロック工	基礎ブロック据付				155
					7 水中コンクリート工		第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159
			8 水中不分離性 コンクリート工			第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159	
		6 本体工 (ケーソン 式)	2 ケーソン製作工				155	
			3 ケーソン進水据付工				156	
			4 中詰工	砂・石材中詰 コンクリート中詰 プレパックド コンクリート中詰				156
								156
						第13編 2-6-4 コンクリート中詰	156	
			5 蓋コンクリート工				157	
		6 蓋ブロック工	蓋ブロック製作 蓋ブロック据付				157	
							157	
		7 本体工 (ブロック 式)	2 本体ブロック製作工				158	
			3 本体ブロック据付工				158	
			4 中詰工			第13編 2-6-4 中詰工	156	
			5 蓋コンクリート工			第13編 2-6-5 蓋コンクリート工	157	
			6 蓋ブロック工			第13編 2-6-6 蓋ブロック工	157	
			8 本体工 (場所打 式)	2 場所打コンクリート工	イ) 防波堤 ロ) 岸壁			159
							159	
		3 水中コンクリート工				第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159	
		4 プレパックド コンクリート工				第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159	
		5 水中不分離性 コンクリート工				第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159	
		9 本体工 (捨石・捨ブ ロック式)		2 洗掘防止工				第13編 2-5-3 洗掘防止工
			3 本体捨石工				第13編 2-5-4 基礎捨石工	153~154
			4 捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付				159
								160
			5 場所打コンクリート工					160
		10 本体工 (鋼矢板 式)	2 鋼矢板工	先行掘削 イ) 鋼矢板 ロ) 鋼管矢板				160
								161
								161
			3 控工	控鋼矢板 控鋼杭 プレキャスト コンクリート控壁 場所打コンクリート 控壁 腹起 タイ材 イ) タイロッド取付 タイ材 ロ) タイワイヤー取付				162
								162
								162
								162
								163
								163
						163		
						164		



出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
13 漁港 漁場編	2 一般施工	11 本体工 (コンクリート矢板式)	2 コンクリート矢板工			164	
			3 控工		第13編 2-10-3 控工	162~164	
		12 本体工 (鋼杭式)	2 鋼杭工	先行掘削		第13編 2-10-2 鋼矢板工(先行掘削)	160
				鋼杭			165
		13 本体工 (コンクリート杭式)	2 コンクリート杭工				165
		14 被覆 ・根固工	2 被覆石工	被覆石			165
				被覆石均し			166
			4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作			166
				被覆ブロック据付			166
			5 根固ブロック工	根固ブロック製作			167
				根固ブロック据付	第13編 2-14-4 被覆ブロック据付		166
			6 水中コンクリート工			第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159
		7 水中不分離性 コンクリート工			第13編 2-8-2 場所打コンクリート工	159	
		15 上部工	2 上部コンクリート工	イ)防波堤			167
				ロ)岸壁			168
				ハ)栈橋			168
			3 上部ブロック工	上部ブロック製作			168
				上部ブロック据付	第13編 2-15-2 上部コンクリート工 イ)防波堤		167
				上部ブロック据付	第13編 2-15-2 上部コンクリート工 ロ)岸壁		168
				上部ブロック据付	第13編 2-15-2 上部コンクリート工 ハ)栈橋		168
		16 付属工	2 係船柱工				169
			3 防舷材工				169
			4 車止・縁金物工				169
			5 防食工	電気防食			170
				FRPモルタル ライニング			170
				ペトラタム ライニング			170
				コンクリート被覆	第13編 2-16-5 ペトラタムライニング		170
		防食塗装	第13編 2-16-5 ペトラタムライニング		170		
		6 係船環工				170	
		17 消波工	2 洗掘防止工			第13編 2-5-3 洗掘防止工	153
			3 消波ブロック工	消波ブロック製作			170
				消波ブロック据付			171
		18 裏込 ・裏埋工	2 裏込工	裏込材			171
				裏込均し			171
				吸出し防止材			172
			3 裏埋工	裏埋材			172
			3 裏埋土工	土砂掘削			172
		土砂盛土		第13編 2-18-3 土砂掘削		172	
		19 維持 修繕工	2 維持塗装工	係船柱塗装			172
				車止塗装 イ)鋼製			173
				車止塗装 ロ)その他			173
				縁金物塗装	第13編 2-19-2 車止塗装		173
			3 防食工			第13編 2-16-5 防食工	170
		20 魚礁工	2 単体魚礁製作工				173
			3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立			174
				鋼製部材組立			174
				化学系(FRP)部材 組立			174
				重錘コンクリート製作			174
			4 魚礁沈設工	魚礁沈設			175
		21 着定 基質工	2 着定基質製作工	着定基質製作			175
			3 着定基質組立工	着定基質組立	第13編 2-20-3 組立魚礁組立工		174
			4 着定基質設置工	着定基質設置			175
5 石材投入工	石材投入				176		
22 雑工	2 現場鋼材溶接工		現場鋼材溶接			176	
		被覆溶接(水中)			176		
		スタッド溶接(水中)	第13編 2-22-2 被覆溶接(水中)		176		
	3 現場鋼材切断工	イ)陸上現場切断				176	
		ロ)水中切断				176	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
13 漁港 漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工	清掃		177
				削孔		177

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	1 道路開設・ 改良	土工	道路土工			178	
			残土処理場			178	
		3 地盤 改良工	1 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61	
			2 サンドマット工		第1編 3-8-6 サンドマット工	62	
			3 パーチカル ドレーン工		第1編 3-8-7 パーチカルドレーン工	62	
			4 締固め改良工		第1編 3-8-8 締固め改良工	62	
			5 固結工		第1編 3-8-9 固結工	62	
		4 法面工	2 植生工	種子散布工		178	
				客土吹付工		178	
				張芝工		178	
				筋芝工		178	
				市松芝工		178	
				植生ネット工		178	
				種子帯工		178	
				人工張芝工		178	
				植生穴工		178	
				植生基材吹付工		178	
			3 法面吹付工	コンクリート		178	
				モルタル		178	
			4 法枠工	現場打法枠工		179	
				現場吹付法枠工		179	
			6 アンカー工			第1編 3-15-6 アンカー工	77
				7 ロックボルト工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
				8 PC法枠工		第1編 3-15-6 アンカー工	77
				9 かご工		第1編 3-3-28 羽口工	45
		5 擁壁工		3 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
				4 場所打杭工		第1編 3-4-5 場所打杭工	48
				5 現場打擁壁工			179
		6 プレキャスト擁壁工			第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
			7 補強土壁工			179	
			8 井桁ブロック工		第1編 3-16-4 井桁ブロック工	79	
			9 小型擁壁工		第12編 2-6-8 小型擁壁工	139	
			6 石 ・ブロック 積(張)工	3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック 積工		180
					コンクリートブロック 張工		180
		4 石積(張)工			第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			7 カルバート 工	4 既製杭工		第1編 3-4-4 既製杭工	47
		5 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
		6 現場打 カルバート工			第6編 1-9-6 現場打 カルバート工	101	
		7 プレキャスト カルバート工			第1編 3-3-29 プレキャスト カルバート工	45	
		8 排水 施設工	3 側溝工	プレキャスト U型側溝・L型側溝		180	
				コルゲートフリューム		180	
				自由勾配側溝		180	
				素堀		180	
				植生工		180	
				4 管渠工	コンクリート管工		180
			コルゲートパイプ工			181	
			合成樹脂管			181	
			5 集水樋工			181	
			6 地下排水工			181	
			7 現場打水路工			181	
			8 排水工 (小段排水・縦排水)		第14編 1-8-3 側溝工	180	
			9 落石雪害 防止工	4 落石防止網工		第6編 1-11-4 落石防止網工	101
		5 落石防護柵工			第6編 1-11-5 落石防護柵工	101	
		6 防雪柵工			第6編 1-11-6 防雪柵工	102	
		7 雪崩予防柵工			第6編 1-11-7 雪崩予防柵工	102	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
14	林道	2 舗装	3 地盤改良工	2 路床安定処理工		第1編 3-8-2 路床安定処理工	61	
				3 置換工		第1編 3-8-3 置換工	61	
		4 舗装工	下層路盤工				182	
			粒度調整路盤工				182	
			セメント(石灰)安定処理工				182	
			瀝青安定処理工				182	
			5 アスファルト舗装工				182	
			6 コンクリート舗装工				182	
		5 排水 構造物工 (路面排水溝)	3 側溝工			第14編 1-8-3 側溝工	180	
			4 管渠工			第14編 1-8-4 管渠工	180~181	
			5 集水桝工			第14編 1-8-5 集水桝工	181	
			6 地下排水工			第14編 1-8-6 地下排水工	181	
			7 現場打水路工			第14編 1-8-7 現場打水路工	181	
			8 排水工 (小段排水・縦排水)			第14編 1-8-3 側溝工	180	
			6 縁石工	3 縁石工			第1編 3-3-5 縁石工	38
				7 防護柵工	3 路側防護柵工		第1編 3-3-8 路側防護柵工	39
		4 防止柵工				第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
		5 車止めポスト工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38		
		8 標識工	3 小型標識工			第1編 3-3-6 小型標識工	38	
			4 大型標識工			第6編 2-9-4 大型標識工	104	
	6 標識基礎工				第6編 2-9-4 大型標識工	104		
	9 区画線工	2 区画線工			第1編 3-3-9 区画線工	39		
	10 道路植栽工	3 道路植栽工			第10編 植栽工			
	11 道路付属施設工	2 道路付属物工			第1編 3-3-10 道路付属物工	39		
	12 橋梁付属物工	2 伸縮装置工			第1編 3-3-25 伸縮装置工	44		
	3 橋梁下部	3 工場製作工	2 刃口金物製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68~70		
			3 鋼製橋脚製作工		第6編 3-3-3 鋼製橋脚製作工	71		
			4 アンカーフレーム製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム製作工	72		
			5 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74		
			5 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
		6 橋台工	3 既製杭工			第1編 3-4-4 既製杭工	47	
			4 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 深礎工			第1編 3-4-6 深礎工	48	
			6 オープンケーソン基礎工			第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48	
			7 ニューマチックケーソン基礎工			第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48	
			8 躯体工			第6編 3-6-8 躯体工	107	
			7 RC橋脚工	3 既製杭工			第1編 3-4-4 既製杭工	47
				4 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48
		5 深礎工				第1編 3-4-6 深礎工	48	
		6 オープンケーソン基礎工				第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48	
		7 ニューマチックケーソン基礎工				第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48	
		8 鋼管矢板基礎工				第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49	
		9 橋脚躯体工				第6編 3-7-9 橋脚躯体工	108~109	
		8 鋼製橋脚工		3 既製杭工			第1編 3-4-4 既製杭工	47
			4 場所打杭工			第1編 3-4-5 場所打杭工	48	
			5 深礎工			第1編 3-4-6 深礎工	48	
			6 オープンケーソン基礎工			第1編 3-4-7 オープンケーソン基礎工	48	
			7 ニューマチックケーソン基礎工			第1編 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	48	
			8 鋼管矢板基礎工			第1編 3-4-9 鋼管矢板基礎工	49	
			9 橋脚フーチング工			第6編 3-8-9 橋脚フーチング工	110	
10 橋脚架設工					第6編 3-8-10 橋脚架設工	110		
11 現場継手工					第6編 3-8-11 現場継手工	111		
12 現場塗装工					第1編 3-3-33 現場塗装工	46		
9 護岸基礎工			3 基礎工			第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47	
			4 矢板工			第1編 3-3-4 矢板工	38	

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	3 橋梁下部	10 矢板 護岸工	3 笠コンクリート工		第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47	
			4 矢板工		第1編 3-3-4 矢板工	38	
		11 法覆 護岸工	2 コンクリート ブロック工		第14編 1-6-3 コンクリートブロック積 (張)工	180	
			3 護岸付属物工		第6編 3-11-3 護岸付属物工	83	
			4 緑化ブロック工		第1編 3-5-4 緑化ブロック工	50	
			5 環境護岸ブロック工		第14編 1-6-3 コンクリートブロック積 (張)工	180	
			6 石張り・石積み工		第1編 3-5-5 石積(張)工	50	
			7 法枠工		第14編 1-4-4 法枠工	179	
			8 多自然型護岸工	巨石張り	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
				巨石積み	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
				かごマット	第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
			9 吹付工		第14編 1-4-3 法面吹付工	178	
		10 植生工		第14編 1-4-2 植生工	76		
		11 覆土工		第1編 4-3-7 整形仕上げ工	81		
		12 羽口工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			かご枠	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			連節ブロック張り	第1編 3-5-3 コンクリートブロック工	49~50		
		12 擁壁 護岸工	3 現場打擁壁工		第14編 1-5-5 現場打擁壁工	78	
			4 プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2 プレキャスト擁壁工	78	
	4 鋼橋上部	3 工場 製作工	3 桁製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68~70	
			4 検査路製作工		第1編 3-13-4 検査路製作工	71	
			5 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71	
			6 落橋防止装置製作工		第1編 3-13-6 落橋防止装置製作工	72	
			7 鋼製排水管製作工		第1編 3-13-10 鋼製排水管製作工	73	
			8 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72	
			9 橋梁用高欄製作工		第6編 4-3-9 橋梁用高欄製作工	111	
			11 アンカーフレーム 製作工		第1編 3-13-8 アンカーフレーム 製作工	72	
			12 工場塗装工		第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
			5 鋼橋 架設工	4 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(クレーン架 設)	75
				5 架設工(ケーブル クレーン架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブル クレーン架設)	75
				6 架設工(ケーブル エレクション架設)		第1編 3-14 架設工(ケーブル エレクション架設)	75
		7 架設工(架設桁架設)			第1編 3-14 架設工(架設桁架設)	75	
		8 架設工(送出し架設)			第1編 3-14 架設工(送出し架設)	75	
		9 架設工(トラベラー クレーン架設)			第1編 3-14 架設工(トラベラー クレーン架設)	75	
		10 支承工			第6編 4-5-10 支承工	111~112	
		6 橋梁現場 塗装工	3 現場塗装工		第1編 3-3-33 現場塗装工	46	
		7 床版工	2 床版工		第1編 3-19-2 床版工	80	
		8 橋梁 付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44	
			4 落橋防止装置工		第6編 4-8-30 落橋防止装置工	112	
			6 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112	
			7 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112	
			8 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112	
			9 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113	
		5 コンクリート 橋上部	3 工場 製作工	2 プレベーム用桁 製作工		第1編 3-13-9 プレベーム用桁 製作工	73
				3 橋梁用防護柵製作工		第1編 3-13-7 橋梁用防護柵製作工	72
				4 鋼製伸縮継手製作工		第1編 3-13-5 鋼製伸縮継手製作工	71
	5 検査路製作工				第1編 3-13-4 検査路製作工	71	
	6 工場塗装工				第1編 3-13-11 工場塗装工	74	
	5 PC橋工		2 プレテンション桁 製作工(購入工)		第1編 3-3-13 プレテンション桁 製作工(購入工)	40	
			3 ポストテンション桁 製作工		第1編 3-3-14 ポストテンション桁 製作工	40	
			4 プレキャストセグメント 製作工(購入工)		第1編 3-3-14 プレキャストセグメント 製作工(購入工)	41	
			5 プレキャストセグメント 桁組立工		第1編 3-3-15 プレキャストセグメント 主桁組立工	41	

出来形管理基準適応表

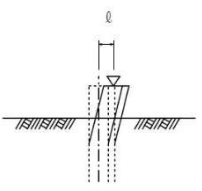
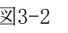
編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
14 林道	5 コンクリート橋上部	5 PC橋工	6 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112	
			7 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
			8 架設工 (架設桁架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
			9 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80	
			10 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
		6 プレビーム桁橋工	2 プレビーム桁製作工 (現場)		第6編 5-6-2 プレビーム桁製作工 (現場)	113	
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112	
			4 架設工 (クレーン架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
			5 架設工 (架設桁架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
			6 床版・横組工		第1編 3-19-2 床版工	80	
			9 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
			7 PCホロースラブ橋工	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
				3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112
				4 PCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41
		8 RCホロースラブ橋工	5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
			2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76	
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112	
			4 RCホロースラブ製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41	
			5 落橋防止装置工		第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
		9 PC版桁橋工	2 PC版桁製作工		第1編 3-3-16 PCホロースラブ製作工	41	
			10 PC箱桁橋工	2 架設支保工(固定)		第1編 3-14 架設支保工(固定)	76
		3 支承工			第6編 4-5-10 支承工	111~112	
		4 PC箱桁製作工			第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42	
		5 落橋防止装置工			第6編 4-8-3 落橋防止装置工	112	
		11 PC片持箱桁橋工	2 PC片持箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42	
			3 支承工		第6編 4-5-10 支承工	111~112	
			4 架設工(片持架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
		12 PC押し出し箱桁橋工	2 PC押し出し箱桁製作工		第1編 3-3-17 PC箱桁製作工	42	
			3 架設工(押し出し架設)		第1編 3-14 架設工 (コンクリート橋)	76	
		13 橋梁付属物工	2 伸縮装置工		第1編 3-3-25 伸縮装置工	44	
			4 地覆工		第6編 4-8-5 地覆工	112	
			5 橋梁用防護柵工		第6編 4-8-6 橋梁用防護柵工	112	
			6 橋梁用高欄工		第6編 4-8-7 橋梁用高欄工	112	
			7 検査路工		第6編 4-8-8 検査路工	113	
		6 トンネル(NATM)	4 支保工	3 吹付工		第6編 6-4-3 吹付工	113
				4 ロックボルト工		第6編 6-4-4 ロックボルト工	114
			5 覆工	3 覆工コンクリート工		第6編 6-5-3 覆工コンクリート工	114
				4 側壁コンクリート工		第6編 6-5-3 覆工コンクリート工	114
				5 床版コンクリート工		第6編 6-5-5 床版コンクリート工	115
			6 インバート工	4 インバート本体内工		第6編 6-6-4 インバート本体内工	115
			7 坑内付帯工	5 地下排水工		第1編 3-3-31 暗渠工	46
			8 坑門工	4 坑門本体内工		第6編 6-8-4 坑門本体内工	115
				5 明り巻工		第6編 6-8-5 明り巻工	116

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
15 治山	1 溪間工	3 工場製作工	3 鋼製ダム製作工		第1編 3-13-3 桁製作工	68~70	
			4 鋼製ダム仮設材製作工		第4編 1-3-4 鋼製えん堤仮設材製作工	94	
			5 工場塗装工		第1編 1-13-11 工場塗装工	74	
		6 コンクリートダム工	3 コンクリートダム本体工				183
			4 コンクリートダム副ダム工				183
			5 コンクリート側壁工				183
		7 鋼製ダム工	4 鋼製ダム本体工	不透過型			95
				透過型		第4編 1-9-5 鋼製えん堤本体工	95
			5 鋼製側壁工			第4編 1-9-6 鋼製側壁工	96
			6 コンクリート側壁工			第15編 1-6-5 コンクリート側壁工	183
			8 水叩工(水叩)			第15編 1-6-7 水叩工(水叩)	183
			9 現場塗装工			第1編 3-3-33 現場塗装工	46
			8 木製ダム	木製ダム			
		9 護岸工	4 ブロック積(張)工	ブロック積(張)工			184
				ブロック積(張)基礎工			184
			5 コンクリート擁壁工				184
		10 根固工	3 根固めブロック工			第1編 3-3-18 根固めブロック工	42
			6 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
				ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45
			7 沈床工			第1編 3-3-19 沈床工	43
		11 流路工	3 基礎工(護岸)			第1編 3-4-3 基礎工(護岸)	47
			4 コンクリート擁壁工			第15編 1-9-5 コンクリート擁壁工	184
			5 ブロック積(張)擁壁工			第15編 1-9-4 ブロック積(張)工	184
			6 石積み擁壁工			第1編 3-5-5 石積(張)工	50
			7 植生工			第1編 3-15-2 植生工	76
		12 床固工	3 床固め本体工			第15編 1-6-3 コンクリートえん堤本体工	183
						第15編 1-6-3 コンクリートえん堤本体工	183
	4 垂直壁工				第15編 1-6-3 コンクリートえん堤本体工	183	
	5 側壁工				第15編 1-6-5 コンクリート側壁工	183	
	6 水叩工			第15編 1-6-7 水叩工(水叩)	183		
	13 治山ダム付属物設置工	4 防止柵工			第1編 3-3-7 防止柵工(安全施設)	38	
	2 山腹工	3 筋工	2 萱筋工			185	
			3 木筋工			185	
			4 石筋工			185	
			5 人工芝筋工			185	
			6 植生土のう筋工			185	
			7 丸太筋工			185	
			4 伏工	1 人工張芝伏工			185
		5 柵工	2 編柵工			185	
			3 木柵工			185	
			7 水路工	2 張芝水路工			185
		3 植生土のう水路工			185		
		4 コルゲート半円管水路工			185		
		5 かご工	じゃかご		第1編 3-3-28 羽口工	45	
			ふとんかご		第1編 3-3-28 羽口工	45	
			特殊かご		第1編 3-3-27 多自然型護岸工	44	
		8 暗渠工	2 礫暗渠工			第1編 3-3-31 暗渠工	46
			3 かご暗渠工			第1編 3-3-31 暗渠工	46
			4 集水管暗渠工			第1編 3-3-31 暗渠工	46
			9 土留工	2 基礎工			第1編 3-4-3 基礎工(護岸)
		3 ブロック積工				第15編 1-9-4 ブロック積(張)工	184
			4 コンクリート擁壁工			第15編 1-9-5 コンクリート擁壁工	184
			5 木製土留・擁壁工(ウッドブロック土留工等)	ウッドブロック土留工			185
6 補強土壁工			補強土壁工		第15編 2-11-6 補強土壁工	188	
10 法面工		3 植生工	種子散布工			186	
			客土吹付工			186	
			張芝工			186	

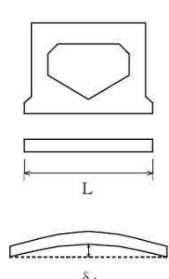
出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁							
15	治山	2	山腹工	10	法面工	3	植生工	筋芝工		186			
								市松芝工		186			
								植生ネット工		186			
								種子帯工		186			
								人工張芝工		186			
								植生穴工		186			
								植生基材吹付工		186			
								植生土のう等		186			
								4	吹付工	コンクリート		187	
						モルタル				187			
						特殊モルタル				187			
						5	法枠工		第1編 3-15-4	法枠工	77		
						6	筋工		第15編 2-3	筋工	185		
						7	伏工		第15編 2-4-1	伏工	185		
						8	柵工		第15編 2-5	柵工	185		
						9	かご工	じゃかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
								かごマット	第1編 3-3-27	多自然型護岸工	44		
								ふとんかご	第1編 3-3-28	羽口工	45		
						10	落石防護柵工				187		
				11	鋼製落石防止壁工				187				
				12	落石防護網工				187				
				13	固定工 (ロープ伏工)				187				
				11	擁壁工	3	既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47		
						4	現場打擁壁工		第15編 1-9-5	コンクリート擁壁工	184		
						5	プレキャスト擁壁工		第1編 3-16-2	プレキャスト擁壁工	78		
						6	補強土壁工				188		
						7	井桁ブロック工				188		
						12	山腹水路工	3	山腹集水路 ・排水路工		第1編 3-3-31	側溝工	45～46
								4	山腹明暗渠工		第4編 3-6-4	山腹明暗渠工	96
				5	山腹暗渠工				第1編 3-3-31	暗渠工	46		
				6	集水柵工				第1編 3-3-32	集水柵工	46		
				7	現場打水路工				第1編 3-3-31	側溝工	46		
				3	地すべり防止工	3	地下水排除工	3	集排水 ボーリング工		第4編 3-7-4	集排水ボーリング工	97
		4	集水井工						第4編 3-7-5	集水井工	97		
		4	地下水遮断工					3	現場打擁壁工		第1編 3-16-1	場所打擁壁工	78
								4	固結工		第1編 3-8-9	固結工	62
		5	抑止杭・アンカー工			5	矢板工		第1編 3-3-4	矢板工	38		
						3	既製杭工		第1編 3-4-4	既製杭工	47		
						4	場所打杭工		第1編 3-4-5	場所打杭工	48		
						5	シャフト工(深礎工)		第1編 3-4-6	深礎工	48		
						6	合成杭工		第4編 3-9-6	合成杭工	97		
		7	抑止アンカー工				第1編 3-15-6	アンカー工	77				
		8	PC法枠工				第1編 3-15-6	アンカー工	77				
		9	ロックボルト工				第1編 3-15-6	アンカー工	77				
		4	海岸防災林造成工	2	防潮工	1	防潮工、防潮護岸工		第3編	海岸編			
						2	消波工、消波堤、 根固工		第3編	海岸編			
				3	森林造成工	森林造成工				189			
5	植栽工						第10編	植栽工編					
4	防風林の造成工			1	防風柵		第15編 4-3	森林造成工	189				
				2	植栽工		第10編	植栽工編					
6	保安林管理道			1	保安林管理道		第14編	林道編					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通編	1 一般施工	3 共通の 工種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇 所。  変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場 合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25 m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						根入長	設計値				
						変位 $\ell$	100				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	5	1	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所			
						段差 H	設計値以下 -20				
				2	縁石工 (すりつけブロック)	勾配 i (フラット形以外の場合のみ)	設計値以下	全箇所(各箇所3測点)			
						段差 H	設計値以下 -20 (但し、特殊 ブロックは除く)				全箇所(各箇所3測点)
				3	縁石工 (車輛乗入れブロック)	勾配 i (フラット形以外の場合のみ)	±1%				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			
						基礎	幅 w(D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	7		防止柵工(安全施設) (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のもの は2基測定。測定箇所は1基につき1箇所 測定。		
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	30 -20			1箇所/1施工箇所

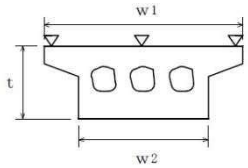


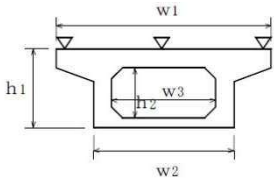
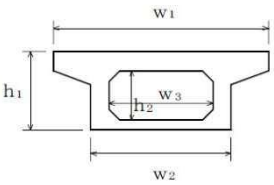
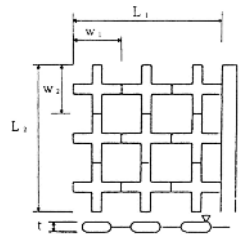
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1箇所/施工延長40m	 	
							高さ h	-30	40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。		
						ビーム取付高H		30 -20	1箇所/1施工箇所		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎	 	
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
ケーブル取付高H		30 -20	1箇所/1施工箇所								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (熔融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定		
						幅 w		設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	10		道路附属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h		±30	1箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

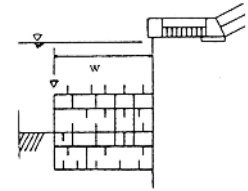
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	13	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L(m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績 表に替えることができる。			
						断面の外形寸法	$\pm 5$				
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$				
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	13	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L(m)	$L \leq 10\text{m}$	$\pm 10$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績 表に替えることができる。		
							$L > 10\text{m}$	$\pm L/1000$			
						断面の外形寸法	$\pm 5$				
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$				
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の 工種	14	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績 表に替えることができる。			
						幅(下) $w_2$	$\pm 5$				
						高さ h	+10 -5				
						桁長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15$				$\pm 10$
							$\ell \geq 15$				$\pm (\ell-5)$ かつ -30mm以内
						横方向最大タワミ	$0.8\ell$				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 $\ell$	-	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。				
						断面の外形寸法(mm)	-					
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15$	$\pm 10$	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ :支間長(m)			
							$\ell \geq 15$	$\pm (\ell-5)$ かつ -30mm以内				
						横方向最大タワミ		0.8 $\ell$				
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$		$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床板工に準ずる。			
						幅 $w_1$ $w_2$		-5~+30				
						厚さ $t$		-10~+20				
						桁長 $\ell$	$\ell < 15$	$\pm 10$				
							$\ell \geq 15$	$\pm (\ell-5)$ かつ -30mm以内				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	17	1	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床版工に準ずる。				
						幅(上) $w_1$	-5~+30					
						幅(下) $w_2$	-5~+30					
						内空幅 $w_3$	±5					
						高さ $h_1$	+10 -5					
						内空高さ $h_2$	+10 -5					
						桁長 $\ell$	$\ell < 15$				±10	ℓ: 支間長
$\ell \geq 15$	±(ℓ-5)かつ -30mm以内											
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	17	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第1編 3-19-2床版工に準ずる。				
						幅(下) $w_2$	-5~+30					
						内空幅 $w_3$	±5					
						高さ $h_1$	+10 -5					
						内空高さ $h_2$	+10 -5					
						桁長 $\ell$	$\ell < 15$				±10	ℓ: 桁長(m)
							$\ell \geq 15$				±(ℓ-5)かつ -30mm以内	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	18		根固めブロック工	基準高▽	層積	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							乱積	±t/2				
						幅 $w_1$ $w_2$	層積	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
							乱積	-t/2				
						延長 $L_1$ $L_2$	層積	-200	1施工箇所毎。			
							乱積	-t/2				
						厚さ $t$	-20					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	20		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		ハンドホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	23		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	25	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0～-2	両端及び中央部付近を測定。		
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	25	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ		高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。		
						据付け高さ	±3			
						車線方向各誤差の 相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差	2			
						縦方向間隔 W <sub>1</sub>	±2			
						横方向間隔 W <sub>2</sub>	±5			
仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2									
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長 ℓ	-200			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	34	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-0.2t			
						延長 L	-200			

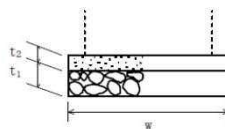
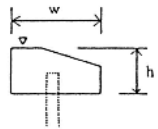
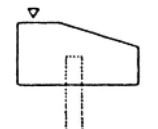
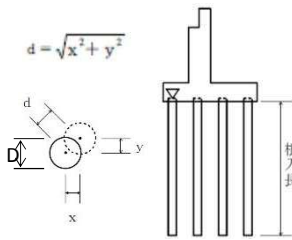
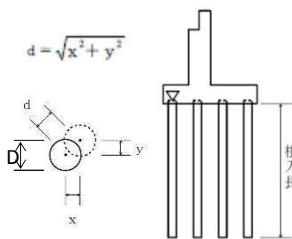
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	28	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$\ell \geq 3m$	-100				
						厚さ t		-50				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	28	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ h		-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>		-200				
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	29		プレキャストカルバート工	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。			
						※ 幅 w		-50				
						※ 高さ h		-30				
						延長 L		-200				1施工箇所毎。
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	31	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (I型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽		±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L		-200				1箇所/1施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	31	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	31	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	32		集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
1 共通 編	3 一般 施工	3 共通 的工 種	33		現場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		



出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
						厚さ t1 t2	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所		
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	{設計径(公称径)-30}以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定		
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定		
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。			
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	300以内				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						延長 L	-200				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						法長 ℓ	-100				
						延長 L1、L2	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延長 L	-200				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(石積、石張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45		-15	-15			
						幅	-50		-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50		-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50		-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		
						幅	-50		-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアを採取して測定。		
						幅	-25		-	-			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。		
						幅	-50	-50	-	-			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による事が出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。		
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	-	-			
						平坦性	-		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-	-	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		-		基準高は片側延長40m毎に1箇所を割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10				
							t ≥ 15 cm	-45	-15				
						幅	-100		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3		幅は、片側延長80m毎に1箇所を割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		-				



出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所割に測定。		
						厚さ	-45		-15				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-	幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所を割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		
						幅	-25		-				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤工))	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所を割に測定。		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アスファルト中間層))	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		
						幅	-35		-				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1個の掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

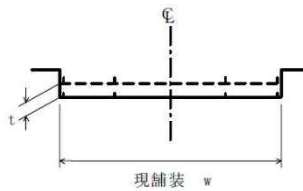
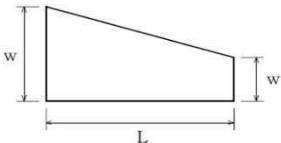
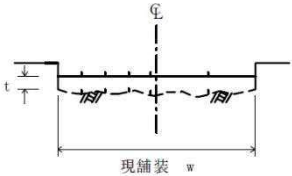
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-		基準高・幅は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各軍線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8		基準高・幅は延長80m毎に1箇所を割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各軍線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、施工面積が2,000㎡未満とする。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト上安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50		-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		-				

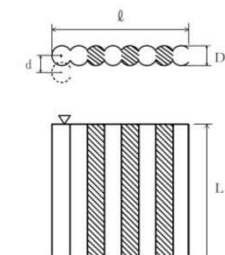
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	15		路面切削工	厚さt	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。					
						幅w	-25	-						
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅w	-50	各層毎1箇所/1施工箇所					
							延長L	-100						
							厚さt	該当工種						
						舗設工	幅w	-25						
							延長L	-100						
							厚さt	該当工種						
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さt	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。						
						幅w	-25							
						延長L	-100							
						平坦性	-							3m プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w、(L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの 砂投入量	-	全本数。 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外
1 共通 編	3 一般 施工	8 地盤 改良 工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定		
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上			
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。(任意仮設は除く)		
						根入長	設計値以上			
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数。 (任意仮設は除く)		
						配置誤差 d	100			

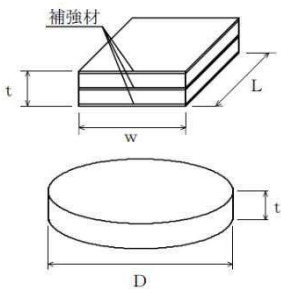
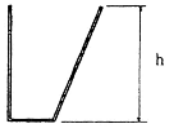


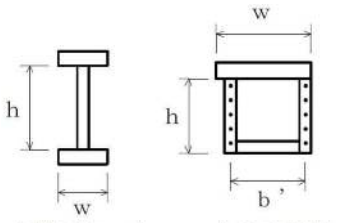
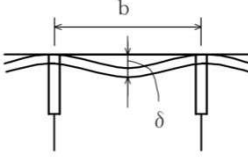
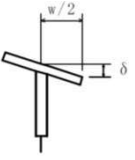
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 $\ell$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 $L_1 L_2$	-200	1施工箇所毎。		
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛工)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天端幅 w	-100			
						法長 $\ell$	-100			
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛工)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
1 共通 編	3 一般 施工	11 仮 設 工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さ $\ell$	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			

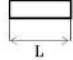
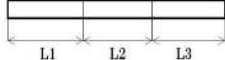
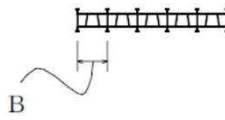
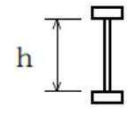
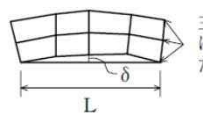
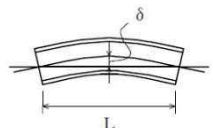
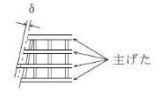
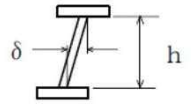
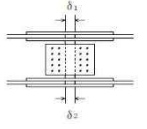
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	11 仮 設 工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D: 杭径
						連壁の長さ $l$	-50			
						変位	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

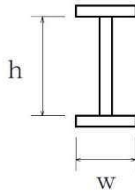
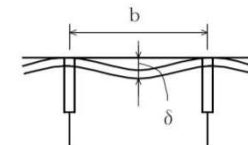
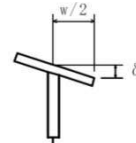
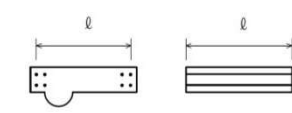
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下部 構造物との 接合用 ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。			
							中心 距離	センターボスを基準にした 孔位置のずれ				
								≤ 1000mm				1以下
								センターボスを基準にした 孔位置のずれ				
								> 1000mm				1.5以下
						ア 孔 （ 鑄 放 ボ ル ト 用 ）	孔の直径	≤100 mm				+3 -1
								>100 mm				+4 -2
							孔の中心距離					JIS B 0403-95 CT13
						セ ボ ン ス ↑	ボスの直径					+0 -1
							ボスの高さ					+1 -0

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通 編  ±	3 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工 ( 共 通 )	1	1	鑄造費 ( 金 属 支 承 工 )	上沓の橋軸及び 直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13	製品全数を測定。 ※1)片面削り加工も含む。 ※2)ただし、ソールプレート接触面の橋軸 及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13を適用する。				
						全移動量 $\varnothing$	$\varnothing \leq 300 \text{ mm}$				±2	
							$\varnothing > 300 \text{ mm}$				± $\varnothing/100$	
						組 立 高 さ H	上、下面加工仕上げ				±3	
							CO 構 造 用				$H \leq 300\text{mm}$	±3
											$H > 300\text{mm}$	( $H/200+3$ ) 小数点以下切り捨て
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法※1),※2)				JIS B 0403-95 CT14	
							鑄放し肉厚寸法※1)				JIS B 0403-95 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-91 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-79 B級	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500 \text{ mm}$	0~+5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
							$500 < w, L, D \leq 1500 \text{ mm}$	0~+1%			
							$1500 \text{ mm} < w, L, D$	0~+15			
						厚さ t	$t \leq 20 \text{ mm}$	±0.5			
							$20 < t \leq 160$	±2.5%			
							$160 \text{ mm} < t$	±4			
						平面度		1			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	±3	図面の寸法表示箇所にて測定。	
								$\ell > 10$	±4		
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h(m)	$h \leq 0.5$	±2	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							$0.5 < h \leq 1.0$	±3			
							$1.0 < h \leq 2.0$	±4			
						外周長 L(m)		$\pm (10 + L/10)$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準		測定箇所	摘 要		
									鋼げた等	トラス・アーチ等				
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w(m)	$w \leq 0.5$	±2	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	鋼げた等	トラス・アーチ等	 I型プレート ガーター トラス弦材	※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。	
							$0.5 < w \leq 1.0$	±3						床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。
							$1.0 < w \leq 2.0$	±4						
							$2.0 < w$	±(3+w/2)						
						部	材	板の平面度 δ(mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h/250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。	h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) w: フランジ幅(mm)		
									箱げた及びスラブ等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
						精	度	フランジの直角度 δ(mm)		w/200				
								部材長 ℓ(m)	鋼げた	$\ell \leq 10$		±3		原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。
						$\ell > 10$	±4							
						トラス、アーチなど	$\ell \leq 10$		±2					
							$\ell > 10$		±3					
						圧縮材の曲がり δ(mm)		ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長(mm)				

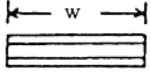
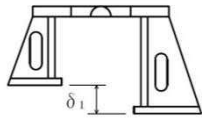

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準		測定箇所	摘 要			
									銅げた等	トラス・アーチ等					
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 時	全長 L(m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(10+L/10) ±(10+L <sub>n</sub> /10)	主げた、主構全数を測定。		単径間の場合  多径間の場合 	※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。			
								主げた、主構の中心間距離 B(m)	B ≤ 2	±4	各支点及び各支間中央付近を測定。				
									B > 2	±(3+B/2)					
								主構の組立高さ h(m)	h ≤ 5	±5	-		両端部及び中心部を測定。		
									h > 5	±(2.5+h/2)					
								主げた、主溝の通り δ (mm)	L ≤ 100	5+L/5	最も外側の主桁又は主げたについて支点及び支間中央の1点を測定。				
									L > 100	25					
								主げた、主構のそり δ (mm)	L ≤ 20	-5~+5	各主げたについて10~12m間隔を測定。		各主構の各格点を測定。		
									20 < L ≤ 40	-5~+10					
									40 < L ≤ 80	-5~+15					
80 < L ≤ 200	-5~+25														
主げた、主構の橋端における出入差 δ (mm)		設計値 ± 10	どちらか一方の主げた(主構)端を測定。												
主げた、主構の鉛直度 δ (mm)		3+h/1000	各主桁の両端部を測定。	支点及び支間中央付近を測定。											
現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> δ <sub>2</sub> (mm)		設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。												

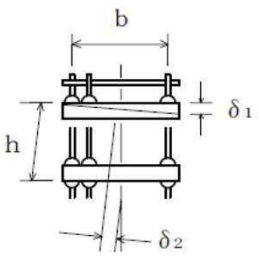
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部	フランジ幅 w(m)	$w \leq 0.5$	±2	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。	
							腹板高 h(m)	$0.5 < w \leq 1.0$	±3				
							腹板間隔 b'(m)	$1.0 < w \leq 2.0$	±4				
								$2.0 < w$	±(3+w/2)				
						材	板の平面度 δ(mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板		h/250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。  h: 腹板高(mm) b: 腹板又はリブの間隔(mm) w: フランジ幅(mm)		
								箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート		b/150			
							フランジの直角度 δ(mm)		w/200				
						精	部材長 ℓ(m)	鋼げた	$\ell \leq 10$	±3	主要部材全数を測定。		
									$\ell > 10$	±4			
						1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	3	5	桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))		部材の水平度
堤長 L		±30											
堤長 ℓ		±10											
堤幅 W		±30											
堤幅 w		±10											
高さ H		±10											
ベースプレートの高さ		±10											
本体の傾き		±H/500											

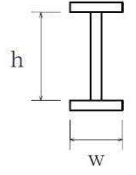
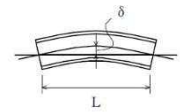


出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工 ( 共 通 )	4		検査路製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	$\pm 3$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
								$\ell > 10$	$\pm 4$				
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工 ( 共 通 )	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長w(m)		0~+30	製品全数を測定。			
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)		設計値 $\pm 4$	両端及び中央部付近を測定。		
								フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)		$\pm 2$		(実測値) $\delta_2$ 	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工 (共通)	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	$\pm 3$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								$\ell > 10$	$\pm 4$			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工 (共通)	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	$\pm 3$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								$\ell > 10$	$\pm 4$			
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工 (共通)	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数を測定。			
							鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$				
							高さ h(mm)	$\pm 5$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	9		プレビーム用桁製作工	部	フランジ幅 W(m) 腹板高 h(m)	$w \leq 0.5$	$\pm 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
								$0.5 < w \leq 1.0$	$\pm 3$			
								$1.0 < w \leq 2.0$	$\pm 4$			
								$2.0 < w$	$\pm (3 + w/2)$			
						材	フランジの 直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
								部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	$\pm 3$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定。	
						$\ell > 10$	$\pm 4$					
仮組立時	主げたのそり $\delta$	$L \leq 20$	$-5 \sim +5$	各主げたについて 10~12m間隔を測定。								
		$20 < L \leq 40$	$-5 \sim +10$									
1 共通編	3 一般施工	13 工場製作工(共通)	10		鋼製排水管製作工	部  材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	$\pm 3$	図面の寸法表示箇所を測定。		
								$\ell > 10$	$\pm 4$			

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

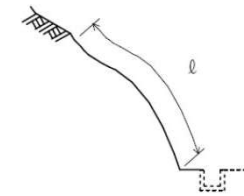
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工 ( 共 通 )	11		工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジंकリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1	3	14			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L(m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)		※規格値のL,Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。	
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主構の支間長(m)			
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	各桁毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)			
						※主げた、主構の中心間距離 B(m)	B ≤ 2 B > 2	±4 ±(3+B/2)	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げた、橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
						※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主げたの両端部を測定。 h: げた・主構の高さ(mm)			
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。			
						※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	14 橋 梁 架 設 工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設)  架設工支保工 (固定) (移動)  架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間		-	各桁毎に全数測定。			
						桁の中心間距離		-	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そり		-	主桁を全数測定。			
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 (共通)	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 $l$	$t < 5m$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$t \geq 5m$	法長の-4%				
						盛土法長 $l$	$t < 5m$	-100				
							$t \geq 5m$	法長の-2%				
延長 L		-200	1施工箇所毎。									
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 (共通)	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 $l$	$t < 5m$	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$t \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ $t$	$t < 5m$	-10				施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。
							$t \geq 5m$	-20				
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上					
						延長 L		-200				1施工箇所毎。
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 (共通)	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $l$	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							$l \geq 3m$	-100				
						厚さ $t$	$t < 5cm$	-10				200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20				
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延長 L		-200				1施工箇所毎。

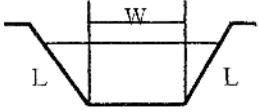
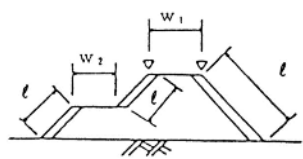


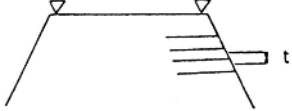
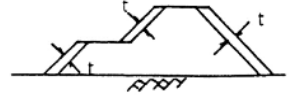
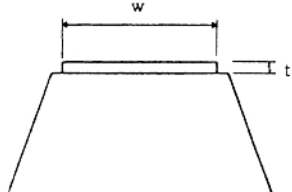
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 ( 共 通 )	4	1	法 杵 工 ( 現 場 打 法 杵 工 ) ( 現 場 吹 付 法 杵 工 )	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m(間点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30	杵延長100mにつき1箇所、杵延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						高さ h		-30			
						杵中心間隔 a		$\pm 100$			
延長 L		-200	1施工箇所毎。								
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 ( 共 通 )	4	2	法 杵 工 ( プ レ キ ャ ス ト 法 杵 工 )	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のモノは1施工箇所につき2箇所。		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延長 L		-200	1施工箇所毎。		
1 共通 編	3 一 般 施 工	15 法 面 工 ( 共 通 )	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ $\ell$	設計値以上		全数。(任意仮設は除く)		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	16 擁 壁 工 ( 共 通 )	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m	-100			
延長 L	-200	1施工箇所毎。									
											
1 共通 編	3 一 般 施 工	16 擁 壁 工 ( 共 通 )	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-200				1施工箇所毎。
1 共通 編	3 一 般 施 工	16 擁 壁 工 ( 共 通 )	3		補強土壁工 (補強土壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度Δ	±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ	設計値以上				
延長 L	-200	1施工箇所毎									



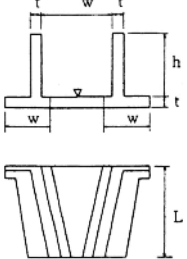
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工(共通)	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1施工箇所毎。				
						法長 $l$	$l < 3m$				-50	
							$l \geq 3m$				-100	
						厚さ $t_1$ $t_2$ $t_3$	-50					
						延長 $L_1$ $L_2$	-200					
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	1	浚渫船運転工 (民船、官船) (ポンプ浚渫船)	基準高▽	上限 下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。				
						電気船	200ps				200	-800
							500ps				200	-1000
							1000ps				200	-1200
						ディーゼル船	250ps				200	-800
							420ps 600ps				200	-1000
							1350ps				200	-1200
幅	-200											
延長	-200											
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船)	基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。				
						幅	-200					
						延長	-200					

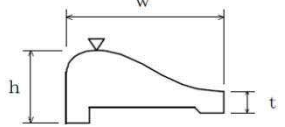
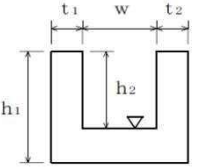
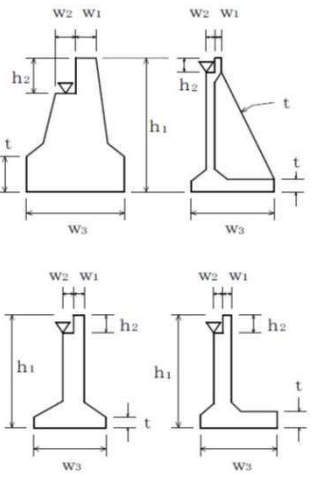
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	19 床 版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0～+30				
						厚さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20				
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。							
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	2		掘削工(切土工) (切土工)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-200
							$\ell \geq 5m$				-4%
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。			
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-100
							$\ell \geq 5m$				法長-2%
											幅 $w_1$ $w_2$

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	5		盛土補強工 (補強土壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	7		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工 等	8		天端敷砂利工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅 w	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工 (切土工)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-200
							$\ell \geq 5m$				法長-4%
						幅 w					-100
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 ・ 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 $\ell$	$\ell < 5m$				-200
							$\ell \geq 5m$				法長-2%
						幅 $w_1$ $w_2$					-100
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合。			
1 共 通 編	5 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の長さ n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(構造性能照査編 9.2)参照 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。			
						かぶり t	±φ かつ 最小かぶり以上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付 属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。		
						高さ h	-30			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
2 河川・水路編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所		
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。		
						厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>8</sub>	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所を測定。プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			
						内空幅 w <sub>3</sub>	-30			
						内空高 h <sub>1</sub>	±30			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル 鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-200				1施工箇所毎。
2 河川・水路編	3 樋門・樋管・水路工	5 樋門・樋管本体内工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
2 河川・水路編	4 水門	6 水門本体内工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
2 河川・水路編	5 堰	6 可動堰本体内工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				

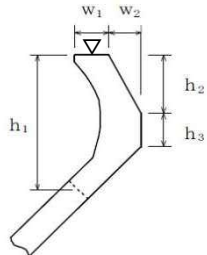
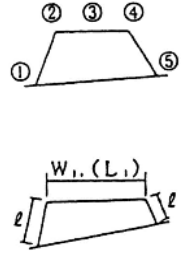
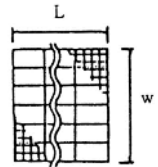
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
2 河川・水路編	5 堰	7 固定堰本體工	8 9 10		堰本體工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m L ≥ 20m			
2 河川・水路編	5 堰	8 魚道工	3 魚道本體工		魚道本體工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
2 河川・水路編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h <sub>1</sub>	-50			
						胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
						天端長 l <sub>1</sub>	-50			
						敷長 l <sub>2</sub>	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
支間長及び中心線の変位	±50									

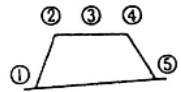
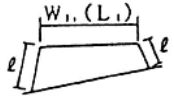
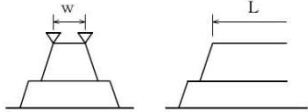
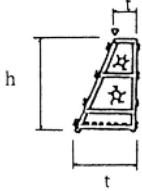
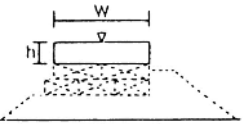
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
2 河川・水路編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川・水路編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			



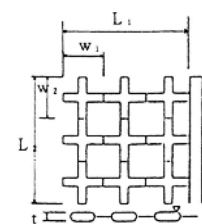
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $l_1, l_2$	±50			
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
2 河川・水路編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w <sub>1</sub>	-20				
						ブロック横幅 w <sub>2</sub>	-20				
						延長 L	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						法長	ℓ < 5m				-100
							ℓ ≥ 5m				ℓ × (-2%)
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						法長	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ	t < 100				-20
							t ≥ 100				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				

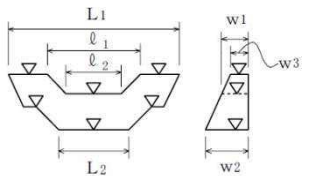
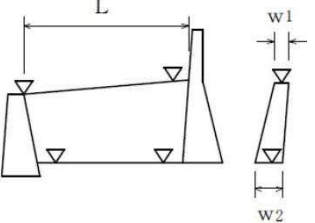
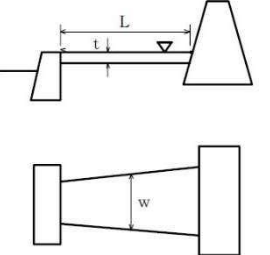
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
3 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>		-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub> h <sub>3</sub>	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
						延長 L		-200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽			施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						本均し▽		±50			
						表面均し		±100			
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±500			
							異形ブロック据付面(層積)の高さ▽	±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±500			
							異形ブロック据付面(層積)の高さ▽	±300			
						法長 $\varnothing$		-100			
						天端幅 w <sub>1</sub>		-100			
						天端延長 L <sub>1</sub>		-200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L		-500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上 測定。		
							異形ブロック据付面 (層積)の高さ▽	±300			
							法長 $\ell$	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50 m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、 延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							天端幅 $w_1$	-100			
							天端延長 $L_1$	-200			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合50 m)につき1箇所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は、センターラインで行う。		
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500			
							(乱積)	±ブロックの高さ の1/2			
							天端幅 $w$	-ブロックの高さ の1/2			
							天端延長 $L$	-ブロックの高さ の1/2			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合50 m)につき1箇所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ $t$	-50				
						高さ $h$	$h < 3m$			-50	
							$h \geq 3m$			-100	
							延長 $L$			-200	1施工箇所毎
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合50 m)につき1箇所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 $w$	-30				
						高さ $h$	-30				
						延長 $L$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11		ケーソン工据付 (ケーソン製作)	バラストの 基準高▽	砕石、砂▽	±100	各室中央部1箇所。		
							コンクリート▽	±50			
						壁厚 t <sub>1</sub>		±10	底版完成時、各壁1箇所。		
						幅 w		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
						高さ h <sub>1</sub>		+30, -10	完成時、四隅。		
						長さ L		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端。		
						底版厚さ t <sub>2</sub>		+30, -10	底版完成時、各室中央部1箇所。		
フーチング高さ h <sub>2</sub>		+30, -10	底版完成時、四隅。								
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11		ケーソン工据付 (ケーソン工据付)	法線に対する 出入 1、2	ケーソン重量 2000t未満	±100	据付完了後、両端2箇所。		
							ケーソン重量 2000t以上	±150			
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000t未満	100以下	据付完了後、両端2箇所。		
							ケーソン重量 2000t以上	200以下			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11		ケーソン工 (突堤上部工(場所打コンクリート、 海岸コンクリートブロック))	基準高▽	陸上▽	±30	1室につき1箇所(中心)		
							水中▽	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			
3 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12		セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t		±10	型枠取外し後全数。		
						幅 w		+20, -10			
						高さ h		+20, -10			
						長さ L		+20, -10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12		セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)			
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下				
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12		セルラー工 (突堤上部工(場所打コンクリート、 海岸コンクリートブロック))	基準高▽	陸上 ±30	1室につき1箇所(中心)			
							水中 ±50				
						厚さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長さ L	±30				
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽ ±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上 測定。			
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽ ±300				
						法長 l	-100				
						天端幅 w	-100				
						天端延長 L	-200				
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積 ±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							乱積 ±t/2				
						厚さ t	-20				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層積 -20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。
							乱積 -t/2				
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層積 -200				延長は1施工箇所毎。
							乱積 -t/2				

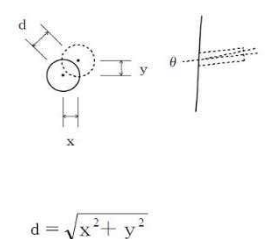
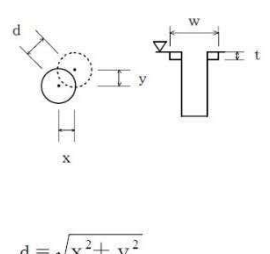
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							乱積	±t/2				
							厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
							幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20				
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200				延長は1施工箇所毎。
3 海岸編	3 海岸堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3 海城堤基礎工	3		捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						基準高▽	荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽				±300
						被覆均し		異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽				±300
							法長 l	-100				
							天端幅 w <sub>1</sub>	-100				
							天端延長 L <sub>1</sub>	-200				

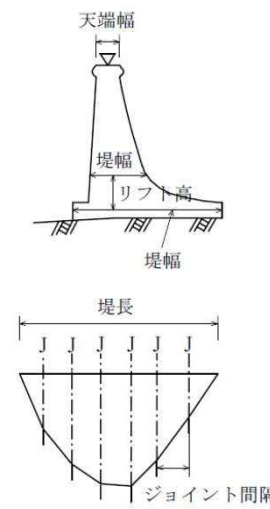
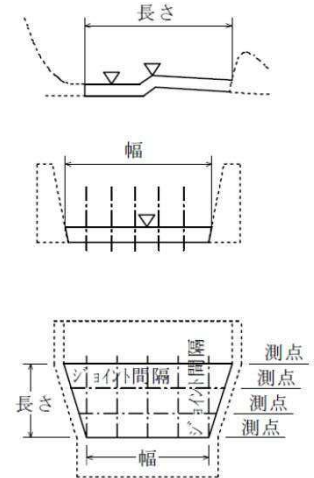
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
4	1	3	4		鋼製えん堤仮設材製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	±3	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								$\ell > 10$	±4			
4	1	8	4		コンクリートえん堤本体工	基準高▽		±30	図面の表示箇所にて測定。			
						天端部 $w_1$ $w_3$ 堤幅 $w_2$		-30				
						水通しの幅 $\ell_1$ $\ell_2$		±50				
						堤長 $L_1$ $L_2$		-100				
4	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽		±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						幅 $w_1$ $w_2$		-30				
						長さ L		-100				
4	1	8	8		水叩工(水叩)	基準高▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						幅 w		-100				
						厚さ t		-30				
						延長 L		-100				



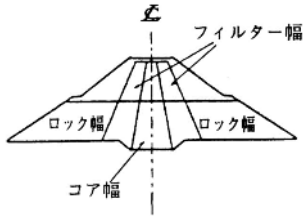
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
4 砂防・地滑り防止編	1 えん堤	9 鋼製えん堤工	5	1	鋼製えん堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長さ $l_1$ $l_2$	±100			
							幅 $w_1$ $w_3$	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H <sub>1</sub>			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H <sub>2</sub>			
4 砂防・地滑り防止編	1 えん堤	9 鋼製えん堤工	5	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)	堤長 L	格	±50	(備考) 各:格子型鋼製砂防えん堤 A:鋼製スリットえん堤A型 B: 鋼製スリットえん堤B型 L: 鋼製スリットえん堤L型		
						堤長 $l$	格・B・L	±10			
						堤幅 w	格	±30			
						堤幅 w	格・B・L	±10			
						堤幅 w	A	±5			
						高さ H	格・B・L	±10			
						高さ H	A	±5			

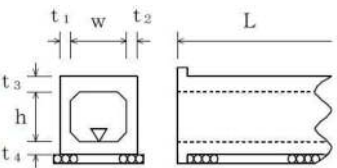
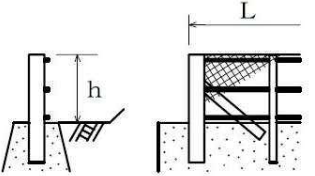
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
4	砂防・地滑り防止編	1	えん堤	9	鋼製えん堤工	6	鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
								長さL	±100			
								幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	±50			
								下流側倒れ△	±0.02H			
								高さ	h < 3m -50 h ≥ 3m -100			
4	砂防・地滑り防止編	2	流路工	5	床固め工	8	魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
								幅 w	-30			
								高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
								厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
								延長 L	-200			
4	砂防・地滑り防止編	3	斜面对策	6	山腹水路工	4	山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		
								厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
								幅 w	-30			
								幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
								高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
								深さ h <sub>3</sub>	-30			
								延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭及び底面で測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
4 砂防・地滑り防止編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	$\pm 50$	全数測定。		
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 準 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤高、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。(注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30、+50			
						堤長	-100			
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100、+60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム (副ダム)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。(注)堤幅、リフト高の測定は、上下洗面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む。 ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30、+50			
						堤長	40			
5 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、以下を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。(注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測天に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基準高	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(ダンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0、+500			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルター の盛立	基準高	0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0、+1000			
						盛立幅	-0、+1000			
5 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0、+2000			
5 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所 2. 1回/1施工箇所。		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
5 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎。 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			

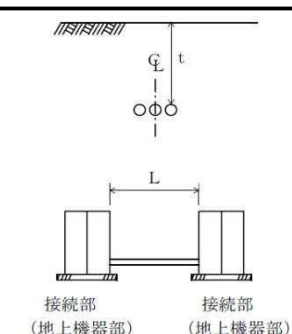
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道路編	1 道路開設・改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10\text{m}$	$\pm 3$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
								$\ell > 10\text{m}$	$\pm 4$			
6 道路編	1 道路開設・改良	9 カルバート工	6		現場打カルバート工	基準高▽		$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20				
						幅(内法) w		-30				
						高さ h		$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50				
$L \geq 20\text{m}$	-100											
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1施工箇所毎。			
						延長 L		-200				
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		$\pm 30$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L		-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-200	1施工箇所毎。			
						基礎	幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎。
	高さ h	-30									
6 道路編	1 道路開設・改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-200	1施工箇所毎。			
						基礎	幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎。
							高さ h	-30			
							打込み ℓ	-10%			
埋込み ℓ	-5%										
6 道路編	1 道路開設・改良	12 遮音壁	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				1施工箇所毎。
6 道路編	1 道路開設・改良	12 遮音壁	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	±15	施工延長5スパンにつき1箇所。		
							ずれ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
						高さ h	+30、-20	1施工箇所毎。			
						延長 L	-200				



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の規定値の平均(X <sub>10</sub> )				
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。  厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。  幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。  ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	-				
6 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	-				

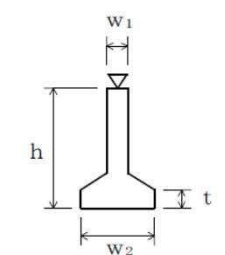
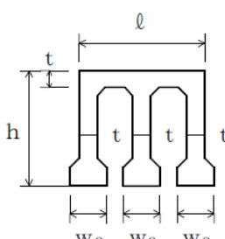
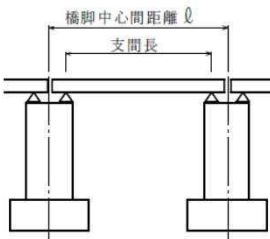
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	1箇所/1施工箇所		
6 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 板 工	4		踏掛版工	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		
					(コンクリート工)	各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数。		
						厚さ	-			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数。		
	アンカー長	±20	全数。							
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 $w_1$ $w_2$	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
6 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5		ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1箇所		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
6 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明柱基礎工	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所		
						高さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	W/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		
								孔の径d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔・対角長 L (m)	$L \leq 10m$	$\pm 5$	両端部及びび片持り部を測定。		
								$10 < L \leq 20m$	$\pm 10$			
								$20m < L$	$\pm \{10 + (L - 20) / 10\}$			
							はりのキャンバー及び柱の曲り $\delta$ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定			
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$H \leq 10$	10	各柱及びび片持り部を測定。 H: 高さ(m)			
							$H > 10$	H				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	6 橋 台 工	8		躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承 便覧」による。			
						厚さ t	-20				
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天端長 $l_1$	-50				
						敷長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $l$	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部 アンカー ボルト の箱抜き 規格値	計画高				+10~-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔 の鉛直度				1/50以下

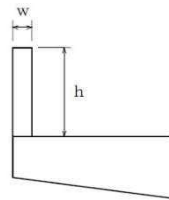
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道 路 編	2 橋 梁 下 部 工	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。			
						厚さ t	-20				
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天端長 $l_1$	-50				
						敷長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $l$	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部 アンカー ボルト の箱抜き 規格値	計画高				+10~-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔 の鉛直度				1/50以下

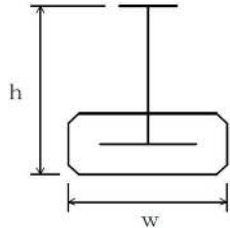
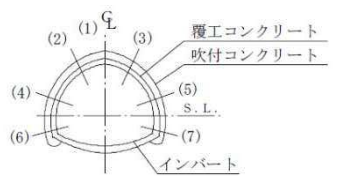
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道路編	2 橋梁下部工	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承 便覧」による。			
						厚さ t	-20				
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-20				
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-20				
						高さ h	-50				
						長さ ℓ	-20				
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
						支承部 アンカー ボルト の箱抜き 規格値	計画高				+10~-20
							平面位置				±20
アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下										
											
											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w(橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ l	-50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h	-50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (I型) (T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
6 道 路 編	3 橋 梁 下 部 工	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

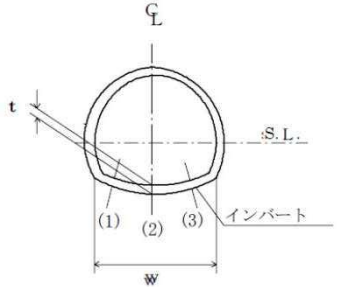
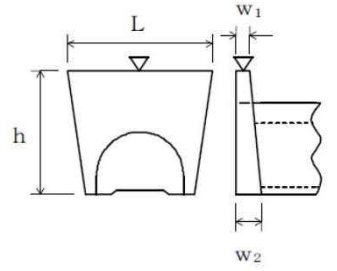


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)		5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※耐候性鋼材(裸使用)の場合		
6	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\ell \leq 10$	±3	図面の寸法表示箇所を測定。	
								$\ell > 10$	±4		
6	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ注1)		±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量 ±10以上			
						支承中心間隔(橋軸直角方向)		±5			
								$\pm \{ 4 + 0.5 \times (B - 2) \}$			
						下沓の水平度	橋軸方向	1/100			
							橋軸直角方向				
同一支承線上の可動支承のずれの 相対誤差		5									
可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う 移動量計算値 の1/2以上									

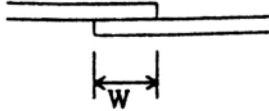
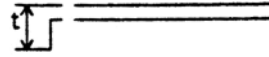
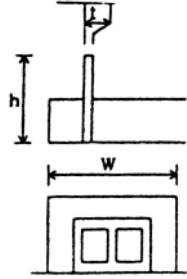
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10以上				
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5				
							$\pm\{4 + 0.5 \times (B-2)\}$				
						下沓の水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	5										
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定			
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内				全数測定 D:アンカーボルト径(mm)
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			
						地覆の高さ h	-10～+20				
						有効幅員 w2	0～+30				
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			
						高さ h	-20～+30				

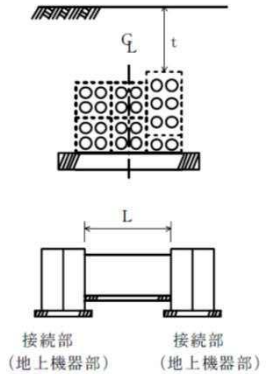
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			
						高さ	±4				
6 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム用桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3箇所とする。  ℓ:スパン長			
						高さ h	+10 -5				
						桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15				±10
							ℓ ≥ 15				±(ℓ-5)か -30mm以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ				
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(横造編)にいう地盤等A又はBに該当する地盤とする。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道路 編	6 トン ネル (N A T M )	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	—			
						深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			
6 道路 編	6 トン ネル (N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工圧不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さ h(内法)	-50			
						厚さ $t_1$ $t_2$	設計値以上			
						延長 L	—			

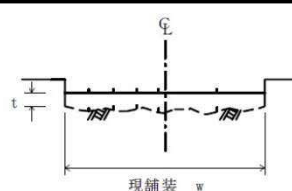
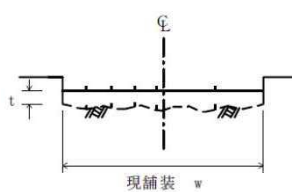
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	-30				
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1)幅は、施工40mにつき1箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	-				
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要表示箇所にて測定。			
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
						高さ	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				

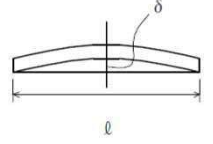
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さ h(内法)	-50			
						厚さ $t_1 t_2$	-20			
						延長 L	-			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
6 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所を測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
6 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道路 編	11 共同 溝	7 プレ キャスト 構築 工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	延長:1施工箇所毎。		
6 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝 工	2		管路工(管路部)	基準高▽	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝 工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の規定値の平均( $X_{10}$ )				
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所/割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、即点数を変えることが出来る。	 <p>現舗装 w</p>	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	-	3m プロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下				
6 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1箇所/割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央部の3点を掘り起こして測定。	 <p>現舗装 w</p>	
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

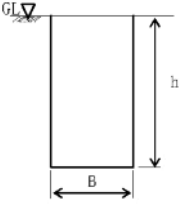
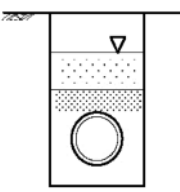
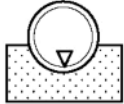

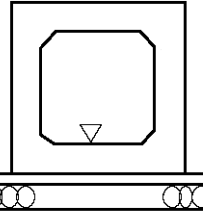
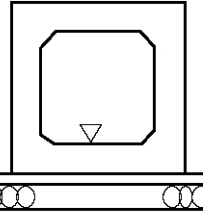
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	測定基準		測定箇所	摘 要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
6 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板 間隔 b' (m)	w ≤ 0.5	±2	主げた・主構	各支店及び各支間 中央付近を測定。	 <p>1型鋼げた      トラス弦材</p>	
							0.5 < w ≤ 1.0	±3	床組など	構造別に、5部材に つき1個抜き取った 部材の中央付近を測 定。		
							2.0 < w	±(3+w/2)				
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主げた	各支点及び各支間 中央付近を測定。			
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測 定。 ℓ:部材長									

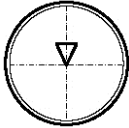
出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

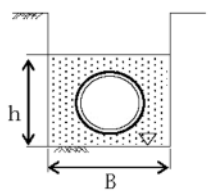
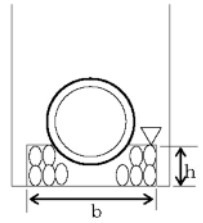
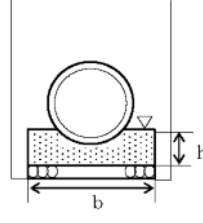
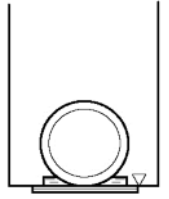
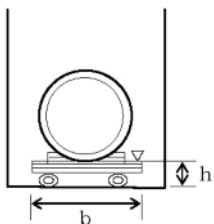
単位:mm

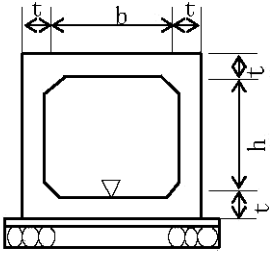
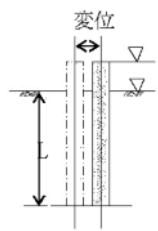
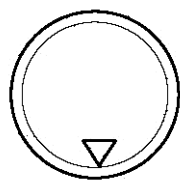
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
6 道 路 編	16 道 路 修 繕	22 橋 梁 付 属 物 工	4	RC	躯体	基準高	±20	設置する基数の半数/1支承線		
						厚さ	±20			
						幅	±20			
						高さ	±20			
						配置誤差(※)	±30			
					アンカーボルト(鉄筋)	中心のずれ	±20	設置する基数の半数/1支承		
削孔長	設計値以上									
6 道 路 編	16 道 路 修 繕	22 橋 梁 付 属 物 工	4	鋼製	鋼製装置	部材長L(mm)	±3	図面の寸法表示箇所にて測定		
						配置誤差(※)	±30	設置する基数の半数/1支承線		
					アンカーボルト	中心のずれ	±20	設置する基数の半数/1支承線		
						アンカー長	-20			
						定着長	-20			
						削孔長	設計値以上			

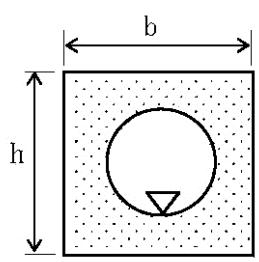
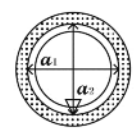
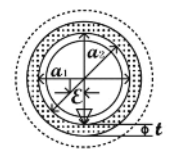
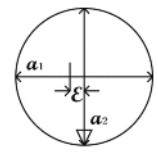
※制限値(落橋防止構造での配置位置0.75SE以下、変位制限装置での支承の移動量の確保等)を越える場合はこの限りではない。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	3 管路土工		管路堀削	深 さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
						幅 B	-50			
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	3 管路土工		管路埋戻	基 準 高 ▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	4 管布設工		管布設 (自然流下管)	基 準 高 ▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
						中心線の変位(水平)	±50			
						勾 配	±20%			
						延 長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総 延 長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	4 管布設工		短形渠 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位(水平)	±50			
						勾 配	±20%			
						延 長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総 延 長 L	-200			

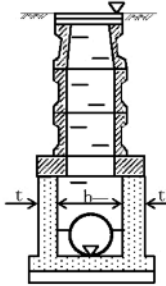
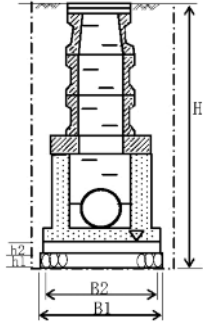
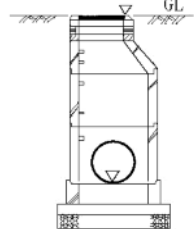
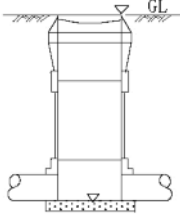
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	1 管路	3 管渠工(開削)	4 管布設工		圧送管	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位(水平)	±50			
						総 延 長	-200			
						鑄鉄管接合	締 付 け ト ル ク	日本ダクタイル鑄鉄管協会の接合要領書による。	接合箇所全数測定	接合部

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	5 管基礎工		砂基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
						幅	B				-50
						厚 さ	h				-30
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	5 管基礎工		碎石基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
						幅	b				-50
						厚 さ	h				-30
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	5 管基礎工		コンクリート基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
						幅	b				-30
						厚 さ	h				-30
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	5 管基礎工		まくら土台基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	5 管基礎工		はしご胴木基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
						幅	b				-30
						厚 さ	h				-30

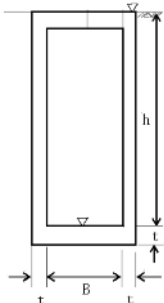
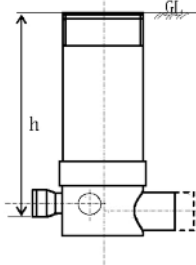
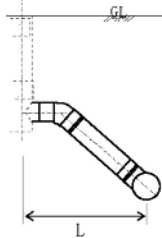
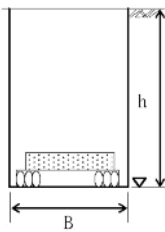
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	6 水路築造工		現状打水路	基 準 高 ▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。			
						中心線の変位(水平)	±50				
						幅 b	-30				
						高 さ h	±30				
						厚 さ t	-20				
						勾 配	±20%				
						延 長 ℓ	-ℓ/500かつ -200				延長ℓはマンホール間を測定する。
						総 延 長 L	-200				
8 下水道編	1 管路	3 管渠工 (開削)	7 管路土留工		鋼矢板土留	基 準 高 ▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く	
						根 入 長 L	設計値以上				
						変 位	100				
8 下水道編	1 管路	4 管渠工 (小口径推進)	3 小口径推進工		小口径推進工	基 準 高 ▽	内径1500未満、 内径の±10%	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。			
							内径1500以上、 ±150				
						中心線の変位(水平)	小口径(直線) ±50				
							その他、±100				
						延 長 ℓ	-ℓ/500かつ -200				延長ℓはマンホール間を測定する。
						総 延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 下水道編	1 管路	4 管渠工 (小口径推進)	4 立坑内管布設工		空伏工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	1 施工箇所ごとに測定する。			
						幅 $b$	$-30$				
						高 さ $h$	$-30$				
						中 心 の ず れ	$\pm 50$				
						延 長	$-50$				
						勾 配	$\pm 20\%$				
8 下水道編	1 管路	6 管渠工 (シールド)	3 一次覆工		掘進工	基 準 高 $\nabla$	セグメントにおける最低となる内径の $\pm 5\%$ (但し $\pm 100$ まで)	基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。			
						中心線の変位 (水平)	$\pm 100$				
						仕上がり内径 $a_1, a_2$	$\pm 20$				
						延 長 $l$	$-l/500$ かつ $-200$				延長 $l$ はマンホール間を測定する。
						総 延 長 $L$	$-200$				
8 下水道編	1 管路	6 管渠工 (シールド)	4 二次覆工		二次覆工 (Co仕上)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき1箇所測定する。			
						中心線の変位 (水平)	$\pm 100$				
						二 次 覆 工 厚 $t$	$-20$				二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。
						仕上がり内径 $a_1, a_2$	$\pm 20$				仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。
						延 長 $l$	$-l/500$ かつ $-200$				延長 $l$ はマンホール間を測定する。
						総 延 長 $L$	$-200$				
8 下水道編	1 管路	6 管渠工 (シールド)	4 二次覆工		二次覆工 (FRPM管)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき1箇所測定する。			
						中心線の変位 (水平)	$\pm 50$				
						仕上がり内径 $a_1, a_2$	$\pm 20$				仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。
						延 長 $l$	$-l/500$ かつ $-200$				延長 $l$ はマンホール間を測定する。
						総 延 長 $L$	$-200$				

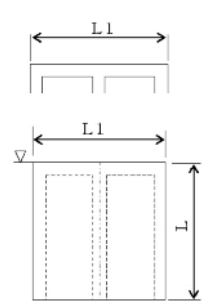
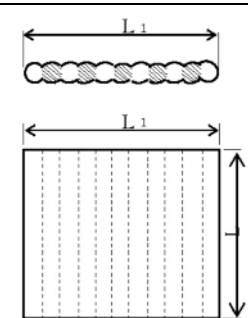
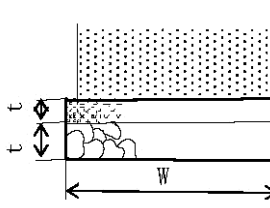
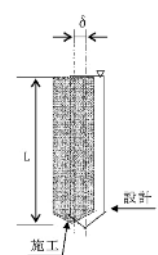


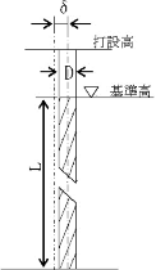
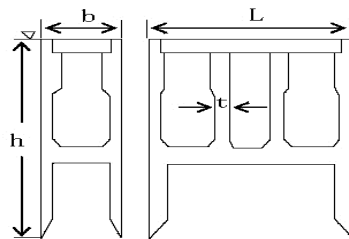
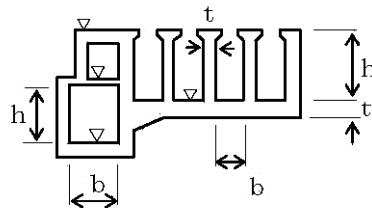
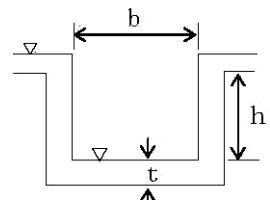
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		標準マンホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b (内法)	-30			
						壁 厚 t	-20			
						人 孔 天 端 高	$\pm 30$			
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3 標準マンホール工		マンホール基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						床 堀 深 H	$\pm 30$			
						基 礎 工 幅 B 1	-50			
						基 礎 工 高 h 1	-30			
						コンクリート工幅 B2	-30			
						コンクリート工高 h2	-10			
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						人 孔 天 端 高	$\pm 30$			
8 下水道編	1 管路	7 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						人 孔 天 端 高	$\pm 30$			

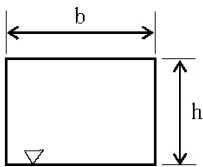
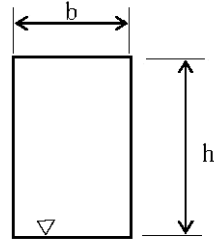
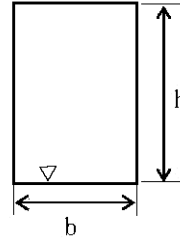
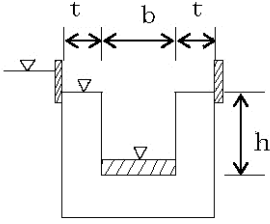
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 B	$-30$			
						高 さ h	$\pm 30$			
						壁 厚 t	$-20$			
						人 孔 天 端 高	$\pm 30$			
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室		伏せ越し室・雨水吐室	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
幅 b (内法)	$\pm 30$									
高 さ h	$\pm 30$									
厚 さ t	$-20$									
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し管		伏せ越し管	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
中 心 線 の 変 位	$\pm 30$									
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	越流堰・雨水吐室・		越流堰 (雨水吐室)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 10$	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b (厚さ)	$\pm 20$			
						高さ h (深さ)	$\pm 30$			
						延長 L (長さ)	$-20$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						幅、長さ B	-30			
						深 さ h	-30			
						壁 厚 t	-20			
8 下水道編	1 管路	9 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ま す 深 h	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
8 下水道編	1 管路	9 取付管及びます工	5 取付管布設工		取付管	延 長 (L)	-200	1 施工箇所ごとに測定する。		
8 下水道編	1 管路	12 立坑工			立坑工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						寸 法 B	$\pm 100$			
						深 さ h	$\pm 30$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下 水 道 編	1 管 路	12 立 坑 工			立坑土工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1 施工箇所ごとに測定する。		
						砕 石 基 礎 幅 b 1	-50			
						砕 石 基 礎 厚 t 1	-30			
						底版コンクリート基準高	$\pm 30$			
						底版コンクリート幅 b 2	-30			
						底版コンクリート厚 t 2	-10			
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	3 敷 地 造 成 土 工	4 法 面 整 形 工		盛土・切土	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長おおむね40mごとにつき1箇所、40m未満は1 施工箇所につき2箇所測定する。		
						幅 w	-100			
						法 長 $L < 5$ m	盛土：-100			
						法 長 $L < 5$ m	切土：-200			
						法 長 $L \geq 5$ m	盛土：-2%			
						法 長 $L \geq 5$ m	切土：-4%			
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	6 本 体 作 業 土 工	2 堀 削 工		土工（堀削）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する		
						幅 B	-100			
8 下 水 道 編	2 処 理 場 ・ ポ ン プ 場	7 本 体 仮 設 工	2 土 留 ・ 仮 締 切 工		土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1 施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
						根 入 長 L	設計値以上			
						変 位	100			

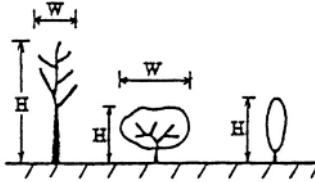

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工		コンクリート壁	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。  垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L1	-50			
						垂 直 変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工		ソイル壁	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものについては1施工につき2箇所施工測定する。  垂直変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L1	-50			
						垂 直 変 位	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工		構造物基礎	幅 w	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所測定以上する。施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長	名構造物の格値による			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数について杭中心で測定する。		
						根 入 長 L	設計値以上			
						偏 心 量 $\delta$	D/4以内かつ100mm			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	全数について杭中心で測定する。		
						根 入 長 L	設計値以上			
						偏 心 量 $\delta$	D/4以内かつ 100mm			
						杭 径 D	{設計径(公称 径)-30}以内			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7, 8, オープンマチックケーソン基礎工		ケーソン基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	打設ロットごとに測定する。		
						長 さ L	-50			
						幅 b	-50			
						高 さ h	-100			
						壁 厚 t	-20			
						偏 心 量	300以内			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1池(又は1槽)について、図面の主要たる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	$\pm 30$			
						高 さ h	$\pm 30$			
						壁 厚 t	-20			
						ただし床板厚	-10			
						長 さ	$\pm 50$			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の附属構造物	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	$\pm 20$			
						高 さ h	$\pm 20$			
						壁 厚 t	$\pm 10$			
						長 さ	$\pm 50$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20	永久開口ごとに測定する。		
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高 ▽	-20	開口部ごとに測定する。		
							+0			
						幅 b	+0			
							+20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	基準高 ▽	-20	開口部ごとに測定する。		
							-0			
						幅 b	+20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高 ▽	±20	基準高は、1 施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20			
						厚さ t	±20			
						長さ	±50	長さ、各池外周部の1 施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	基準は、中央部及び両端部を測定する。 幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。			
						幅	b				$\pm 20$
						高 さ	h				-20
						長 さ	さ				$\pm 20$
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯留槽工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	設計図の寸法表示箇所を測定する。			
						厚 さ	t				-20
						幅	w				-30
						高 さ	h				$\pm 30$
						延 長	L				-50
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工		流入渠・流出渠	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	設計図の寸法表示箇所を測定する。			
						幅	b				-30
						高 さ	h				-30
						厚 さ	t				-20
						延 長	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100

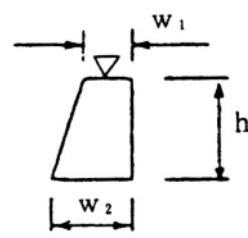
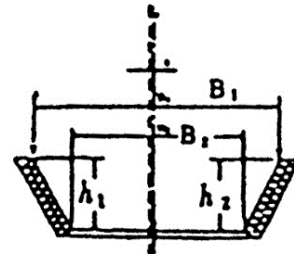


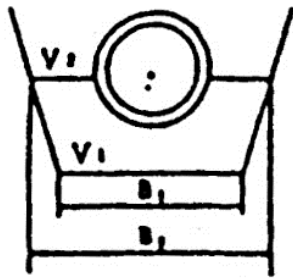
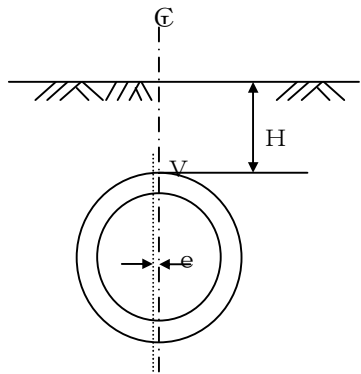
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3 高木植栽工	1	樹木	樹 高	H	-100	全数につき測定。		
						枝 張	W	-200			
						幹 周		-30			
						本 数		-0本			
			2	玉物	樹 高	H	-50	10本につき1本測定本数は全数。			
					葉 張	W	-50				
					本 数		-0本				
			3	苗木	樹 高	H	-50	おおむね50本につき1本測定本数は全数。	苗木の本数検査は標準地（100㎡程度2ヶ所以上）によることができる。		
					根 元 径		-2				
					本 数		-1%				
			4	支柱	高 さ (L <sub>1</sub> L <sub>2</sub> )		-100	全数につき測定 末口径10本につき1本。			
					末 口 径		-15				
			6 地衣類植栽工	地被類	測点間延長	L ≤ 20m		-100	全測線測定 目地間隔は300㎡当り1箇所。	測点間延長の確認をもって面積確認とする。	
						L > 20m		-0.5%			
10 樹木養生工	防風ネット	高 さ	H	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。						
		延 長	L	-200			1施工箇所毎				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	10 樹木養生工		養生棚	設 置 高 さ H	設計値以上	1箇所／1 施工箇所			
						根 入 れ 長	設計値以上				
						延 長 L	-200				
			11 樹名板工		埋込型樹名板	設 置 高 さ H	設計値以上	1 箇所／5 基			
						基礎	幅 W (D)	-30			基礎 5 基毎
							高 さ h	-30			
			12 根囲い保護工		根囲い保護工	設 置 高 さ H	設計値以上	1 箇所／1 基			
						基礎	幅 W (D)	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
							根 入 れ 長	設計値以上			

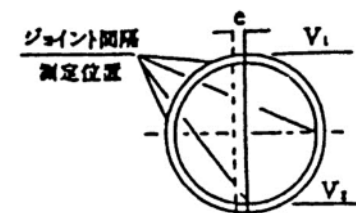
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 水道・工業用水道編	2 構造物				沈砂池 着水井 攪拌池 沈殿池 ろ過池 配水池 浄水池 調整池 ポンプ井 その他	基 準 高		±20	E. L. 管理	両端及び中央の3点	出来形管理表 に記入する。	
						壁 厚		±10				
						幅(B)、高(H)、長(L)		+30 -20				
						漏水量	無 蓋	-0.5%	漏水テスト 満水にして24時間静置後検査			
	有 蓋	-0.3%										
	3 管路					管布施工		布 設 延 長	-100	測点区間距離、全延長	測点区画	出来形管理表 に記入する。
						管 布 設 高		+100(浅) -200(深)	E. L. 管理	測点		
						中 心 線 の ず れ		左,右 100				
	3 管路	4 管附帯構造物				制水弁室等 (構造物)		基 準 高	±30	E. L. 管理	測点区間距離、全延長	出来形管理表 に記入する。
						壁 厚		±10				
						幅(B)、高(H)、長(L)		±30				
	4 管材料及び接合	3 鋳鉄管の接合	2 3			鋳鉄管接合		縮 付 け ト ル ク	日本ダクタイ ル鉄管協会の 接合要領書に よる。	接合箇所全数測定	接合部	チェックシー トに記入する。
						胴 付 間 隔						
						ゴ ム 輪 の 状 態						
	4 管材料及び接合	6 鋼管の接合	1 2 3 4 5 6			鋼管接合		変形率	内面モルタル	±3%	φ800以上全数測定	管中央部
内面エポキシ						±5%						
内面・外面塗膜面						-0		規格電圧で放置しないこと 接合箇所全数測定	接合部 (内・外面共)			
ピンホール検査						塗膜厚 0.3	1,500V					
						塗膜厚 0.5	2,500V					
						ジョイントコート	10,000~ 12,000V					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地面積	形状寸法	各筆	±5%	平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。				
							全体	-0.2%					
					表土扱	厚	さ	-20%	10a当たり3点以上を測定する。				
					基盤整地 表土整地	基	準	高	±150			10a当たり3点以上を測定する。	
						均	平	度	±50				
					畦畔工	高	さ	-50	1耕区につき1箇所の割合で測定する。				
幅		-50											
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	4	1	暗渠排水工 (吸水渠)	布	設	深	-75	上下流端2ヶ所を測定する。 ただし1本の布設長さがおおむね100m以上のときは中間点を加え3ヶ所測定する。上下流端2ヶ所を測定する。			
						間		隔	±750				
						延長	500m未満	-1,000					
							500m以上	-0.2%					
			2	暗渠排水工 (集水渠) (導水渠)	布	設	深	-75	1工事1ロットとする。	施工延長おおむね50mに1ヶ所の割合で測定。			
					延長	500m未満	-1,000						
		500m以上	-0.2%										
12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	4 用水路工	4		用水路工 (水路工(土水路))	基	準	高	±100	100mにつき1箇所の割合で測定する。			
						幅		-75					
						高	さ	-75					
						延長	200m未満	-400					
							200m以上	-0.2%					
						12 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	7 道路工	11				
路	盤	厚	さ	T	-45								
幅		B	-100										
延長	200m未満	-400											
	200m以上	-0.2%											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12 農業農村整備編	2 農道工事	6 擁壁工	8		小型擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25m之場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下の物は1施工箇所に付き2箇所。			
						幅 w	-30				
						高 さ h	-50				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎。
12 農業農村整備編	4 河川及び排水路工事	8 柵渠工	2		柵渠工 (コンクリート二次製品)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未满是 2 箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未满是 2 箇所測定する。	幅、高さについては、組立式水路に適用しない。  		
						中 心 線 の ズ レ	直線部 e				$\pm 50$
							曲線部 e				$\pm 100$
						幅 $B_1$ $B_2$	-40				
						高 さ $h_1$ $h_2$	-40				
						施 工 延 長 150m以上 150m未満	-0.1% -150				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 農業 農村 整備 編	5 管水 路工 事	5 管 体 基 礎 工	1 2 3		砂基礎工 砕石基礎工 コンクリート基礎工	基 準 高 V	±30	施工延長おおむね50mにつき1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、 $V_2V_1$ で算出するものとする。
						幅 B	-100			
12 農業 農村 整備 編	5 管水 路工 事	6 管 体 工	1		硬質塩化ビニル管 布設工	基 準 高 V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						中 心 線 の ズ レ	±120			
						施 工 延 長 200m以上 200m未満	-0.1% -200			
						埋設深	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 農業 農村 整備 編	5 管 水 路 工 事	6 管 体 工	2 3 4		強化プラスチック 複合管、 ダクタイル鋳鉄管、 鋼管、 コンクリート 二次製品	基 準 高 V	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V <sub>1</sub> )を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V <sub>2</sub> )でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
						被 圧 地 下 水 の 有 る 場 合 V	±50			
						中 心 の ズ レ e	±100			
						ジョイント間隔	別表 (ア) (イ) (ウ)			
						施 工 延 長 200m以上 200m未満	-0.1% -200			



12-5-6 管水路工事

(ア) 管水路 (コンクリート二次製品) ジョイント間隔管理規格値

(単位: mm)

規格	JIS A 5372 RC管					JIS A 5303 RC管(スペーサー用ゴムを添付)				
	B型及びT型					C型				
呼び径(mm)	標準値	良質地盤		軟弱地盤		標準値	良質地盤		軟弱地盤	
150	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
200	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
250	6	+10	-6	+5	-6	-	-	-	-	-
300	6	+9	-6	+4	-6	-	-	-	-	-
350	6	+9	-6	+4	-6	-	-	-	-	-
400	8	+9	-8	+3	-8	-	-	-	-	-
450	8	+9	-8	+3	-8	-	-	-	-	-
500	8	+9	-8	+3	-8	8	+9	-5	+3	-5
600	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5	+5	-5
700	8	+10	-8	+4	-8	8	+10	-5	+4	-5
800	8	+12	-8	+5	-8	8	+12	-5	+5	-5
900	8	+15	-8	+7	-8	8	+15	-5	+7	-5
1,000	10	+18	-10	+8	-10	10	+18	-7	+8	-7
1,100	10	+19	-10	+9	-10	10	+19	-7	+9	-7
1,200	10	+21	-10	+11	-10	10	+21	-7	+11	-7
1,350	10	+23	-10	+12	-10	10	+23	-7	+12	-7
1,500	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
1,650	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
1,800	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,000	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,200	8	+15	-8	+7	-8	-	-	-	-	-
2,400	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
2,600	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
2,800	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-
3,000	10	+15	-10	+7	-10	-	-	-	-	-

注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。  
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。



(イ) 管水路 (ダグタイル) ジョイント間隔管理規格値

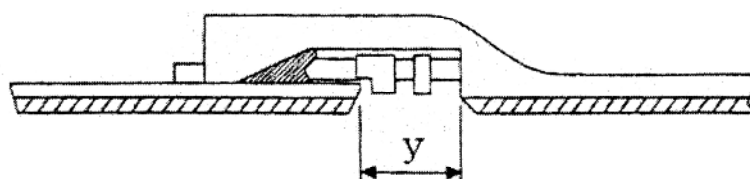
(単位 : mm)

規 格	JDPA		JIS G 5526 及び JDPA G 1027		JIS G 5526 及び JDPA G 1029			JIS G 5526、JDPA G 1027 及び G 1209	
	A型		K型		U型			T型	
呼び径 (mm)	規格値		規格値		標準値	規格値		規格値	
75	+19	0	+19	0	—	—	—	+16	0
100	+19	0	+19	0	—	—	—	+16	0
150	+19	0	+19	0	—	—	—	+16	0
200	+19	0	+19	0	—	—	—	+14	0
250	+19	0	+19	0	—	—	—	+14	0
300	+19	0	+19	0	—	—	—	+24	0
350	+31	0	+31	0	—	—	—	+24	0
400	—	—	+31	0	—	—	—	+24	0
450	—	—	+31	0	—	—	—	+24	0
500	—	—	+31	0	—	—	—	+30	0
600	—	—	+31	0	—	—	—	+30	0
700	—	—	+31	0	105	+35	+	+30	0
800	—	—	+31	0	105	+35	+	+30	0
900	—	—	+31	0	105	+35	+	+40	0
1,000	—	—	+36	0	105	+35	+	+40	0
1,100	—	—	+36	0	105	+35	-5	+40	0
1,200	—	—	+36	0	105	+35	-5	+50	0
1,350	—	—	+36	0	105	+35	-5	+50	0
1,500	—	—	+36	0	105	+35	-5	+60	0
1,600	—	—	+40	0	115	+36	-5	+70	0
1,650	—	—	+45	0	115	+36	-5	+70	0
1,800	—	—	+45	0	115	+36	-5	+80	0
2,000	—	—	+50	0	115	+36	-5	+90	0
2,100	—	—	+55	0	115	+36	-5	—	—
2,200	—	—	+55	0	115	+36	-5	—	—
2,400	—	—	+60	0	115	+36	-5	—	—
2,600	—	—	+70	0	130	+36	-5	—	—

注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の外から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の内から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。

なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

3. ダクタイル鋳鉄管のうちU型管の標準値は下図のy寸法である。

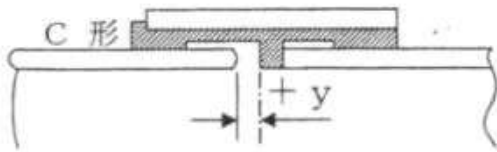
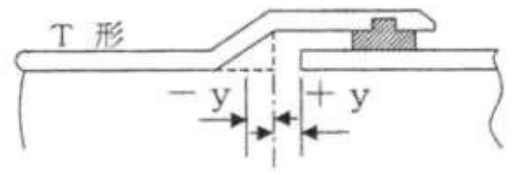
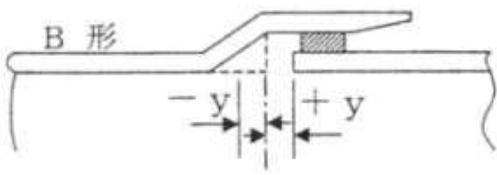


(ウ) 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔管理規格値

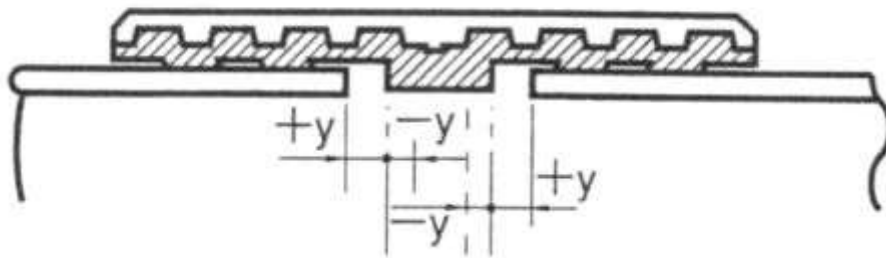
(単位: mm)

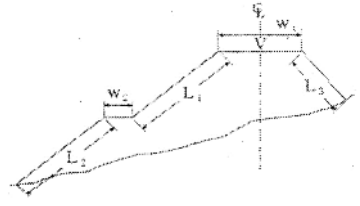
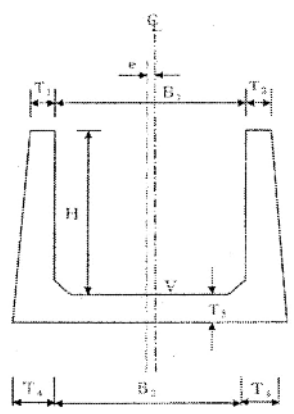
規格	JIS G 5350			JIS A 5350			JIS A 5350		
	B型及びT型			C型			D型		
呼び径(mm)	標準値	良質地盤	軟弱地盤	標準値	良質地盤	軟弱地盤	標準値	良質地盤	軟弱地盤
200	0	+33 -33(0)	+22 -22(0)	0	+33 0	+22 0	0	+25 -3	+15 -3
250	0	+33 -33(0)	+22 -22(0)	0	+33 0	+22 0	0	+25 -3	+15 -3
300	0	+38 -38(0)	+25 -25(0)	0	+38 0	+25 0	0	+25 -3	+15 -3
350	0	+38 -38(0)	+25 -25(0)	0	+38 0	+25 0	0	+25 -3	+15 -3
400	0	+43 -43(0)	+28 -28(0)	0	+43 0	+28 0	0	+35 -3	+25 -3
450	0	+43 -43(0)	+28 -28(0)	0	+43 0	+28 0	0	+35 -3	+25 -3
500	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
600	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
700	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+35 -3	+25 -3
800	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
900	0	+53 -52(0)	+35 -34(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,000	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,100	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,200	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,350	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+40 -5	+30 -5
1,500	0	+53 -51(0)	+35 -33(0)	0	+53 0	+35 0	0	+45 -5	+35 -5
1,650	0	+80 -77(0)	+53 -50(0)	0	+80 0	+53 0	0	+45 -5	+35 -5
1,800	0	+80 -77(0)	+53 -50(0)	0	+80 0	+53 0	0	+45 -5	+35 -5
2,000	0	+95 -92(0)	+60 -60(0)	0	+95 0	+63 0	0	+45 -5	+35 -5
2,200	0	+95 -92(0)	+60 -60(0)	0	+95 0	+63 0	0	+50 -5	+40 -5
2,400	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	0	+113 0	+75 0	0	+50 -5	+40 -5
2,600	0	+113 -110(0)	+75 -72(0)	-	-	-	-	-	-
2,800	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	-	-	-	-	-	-
3,000	0	+128 -125(0)	+85 -82(0)	-	-	-	-	-	-

- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値をこえてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合には、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として、呼び径700mm以下の測定は必要ない。  
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 継手部の標準断面は次のページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、規格値のうち( )内数値は、点線で示した形状の管に適用する。



D 形



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 農業 農村 整備 編	12 ため 池 改 修 工	3 堤 体 工	10		堤体盛立土	基 準 高 V	±100	線的なものについては施工延長20mにつき一箇所の割合で測定する。上記未満は二箇所測定する。		1 鋼土の幅は盛土高 1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
						堤 幅 W	-100			
						法 長 L	-100			
						施 工 延 長	-200			
12 農業 農村 整備 編	12 ため 池 改 修 工	5 洪 水 吐 工	1		洪水吐工	基 準 高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を 9mとした場合。
						幅 B	±30			
						厚 さ T	±20			
						高 さ H	±30			
						中心線のズレ e	直線部±50			
							曲線部±100			
						スパン長 L	直線部±50			
							曲線部±100			
施 工 延 長	-150									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12 農業 農村 整備 編	12 ため 池 改 修 工	6 取 水 施 設 工	1		樋管工	基 準 高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については1本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。
					幅 B	-20				
					厚 さ T	-20				
					高 さ H	-20				
					中心線のずれ e	直線部±50				
						曲線部±100				
施 工 延 長	-150									

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	3 浚 渌 工			浚渌	水深 (底面)	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない 又は〈特〉による。	様式・出来形1-1参照 +;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
						(法面)	〈特〉検測方法による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない 又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	2 床 掘 工		床掘	水深 (底面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は〈特〉による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
						(法面)	〈特〉による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角)又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	3 置 換 工		置換工	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形2-3参照
						天端高 天端幅 法面	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm又は〈特〉による 天端幅、法面は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		サンドドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		敷砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は(特)による。	
						水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm				
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		載荷土砂	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は(特)による。	
						水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm				
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		ペーパードレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	(特)による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
						ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルマット	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部;スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高1cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部;スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	
						碎石の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に碎石の投入量を記入し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		ロッドコンパクション	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	〈特〉による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
						充填材の投入量			1.0m <sup>3</sup>	測定記録等の提出		
						天端高	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	天端高 +規定しない -0	
						先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。



出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		サンドコンパクション パイル	位置	トランジット、光波測距儀 により測定	転船毎及び監督員の指示 による。	1cm	管理図に測定結果を記 入し提出	(特)による。	様式・出来形2-5参照 自動位置決め装置を使用 している場合、その作動状 況が確認されていれば不 要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表 を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことを いう。 -;設計値より深いことを いう。
						砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の圧入 量を記入し提出		
						盛りり量	レベル、音響測深機又 はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉に よる。	10cm	盛りり量の平面図を作成 し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又 はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉に よる。	10cm	撤去量の平面図を作成 し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は〈特〉による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形2-6参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度 接合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	〈特〉による。	陸上施工は除く。
						天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
						硬化材吐出量	流量計等により硬化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	10または1t	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
						盛りり量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛りり量の図面を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		事前混合処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
						天端高 天端幅	陸上部:スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	〈特〉による。	
							水中部:スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		表層固化処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
						天端高 天端幅 厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	〈特〉による。	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	2 基 礎 盛 砂 工		盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は(特)による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	3 洗 掘 防 止 工		洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	(特)による。	
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	(特)による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	(特)による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	(特)による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		捨石本均し	天端高	レベル又は(特)により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形3-3参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石工		捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0、-20cm又は(特)による。 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は(特)による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は(特)による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	6 基礎 ブロック工		基礎ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	6 基礎 ブ ロ ク 工		基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0		
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出			
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	6 本 体 工 ( ケ ー ソ ン 式 )	2 ケ ー ソ ン 製 作 工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	(特)による。		
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・出来形4-1参照	
						幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm		
						長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm		
						壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm		
						底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm		
						フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm		
						対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm		
						バラスト	レベル等により測定	各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5cm	投入量管理	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 ( ケ ー ソ ン 式 )	3 ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工		ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満±20cm、 2,000t以上±30cm 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満±10cm、 2,000t以上±15cm	様式・出来形4-2参照
						据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2,000t未満20cm以 下、2,000t以上30cm 以下 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満10cm以 下、2,000t以上20cm 以下	
						天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1cm	管理表を作成し提出		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 ( ケ ー ソ ン 式 )	4 中 詰 工		砂・石材中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形4-3参照
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 ( ケ ー ソ ン 式 )	4 中 詰 工		コンクリート中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式 )	5 蓋 コ ン ク リ ー ト 工		蓋コンクリート	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形4-4参照
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式 )	5 蓋 ブ ロ ッ ク 工		蓋ブロック製作	幅 高 さ 長 さ 壁 厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式 )	5 蓋 ブ ロ ッ ク 工		蓋ブロック据付	蓋ブロック据付 (天端高)	レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	7 本 体 工 ( ブ ロ ッ ク 式 )	2 本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工		本体ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により 測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形5-1,3-4参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により 測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形5-1,3-4参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	7 本 体 工 ( ブ ロ ッ ク 式 )	3 本 体 ブ ロ ッ ク 据 付 工		本体ブロック据付	法線に対する出 入	スチールテープ等により 測定	据付後ブロック1個につき 2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの 間隔	スチールテープ等により 測定	据付後ブロック1個につき 2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により 測定	据付完了後、法線上(最 上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		



出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		場所打コンクリート工 イ)防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は(特)による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は(特)による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		ロ)岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	9 本 体 工 (捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		捨ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	4 捨 ブロック 工		捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	5 場 所 打 コン クリ ート 工		場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼 矢 板 工		先行掘削	位置	トランシット、スチールテープ等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式 )	2 鋼 矢 板 工		鋼矢板 イ) 鋼矢板	打込記録	第13編2-10-2	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8-1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚 幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 (鋼 矢 板 式 )	2 鋼 矢 板 工		ロ) 鋼管矢板	打込記録	第13編2-10-2	20本に1本		打込記録を提出		
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	(特)による。	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後 10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚 幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		控鋼矢板	打込記録	第13編2-10-3	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形8-1参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚 幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		控鋼杭	打込記録	第13編2-10-3	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2° 以下 斜杭3° 以下	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		プレキャストコンクリート控壁	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	
						法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき 2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	(特)による。	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき 2箇所	1cm	管理表を作成し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		場所打コンクリート控 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ 等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項 目の選定は(特)による。
						天端幅	スチールテープ等により 測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により 測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチール テープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端(継手 毎)全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8-2参照
						継手位置	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						ボルトの取付け	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						矢板と腹起しとの 密着度	観察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		タイ材 イ)タイロッド取付	取付け高さ及び 水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形8-2参照 腹起しに取り付ける場合 は不要
						矢板法線に対す る取付角度及び 取付間隔	スチールテープ等により 測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締 付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上 突き出していること。	
						ターンバックルの ねじ込み長さ	観察	全数	1cm	観察結果を報告	定着ナットの長さ以 上	
						リングジョイントの コンクリートへの 埋込み	観察	全数		観察結果を報告		
						支保材の天端高	レベル等により測定	適宜	1cm	管理表を作成し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	10 本 体 工 ( 鋼 矢 板 式 )	3 控 工		ロ)タイワイヤー取 付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告		
						トランペットシー スの取付	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	11 本 体 工 ( コン クリ ート 矢 板 式 )	2 コン クリ ート 工		コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	(特)による。	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	(特)による。	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 2/100以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	12 本 体 工 ( 鋼 杭 式 )	2 鋼 杭		鋼 杭	打込記録	第13編2-12-2	第13編2-12-2 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形8-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	13 本 体 工 ( コン クリ ート 杭 式 )	2 コン クリ ート 杭		コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5打込み工法記録を作成し提出		
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工		被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形12-1参照

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工		被覆石均し	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は(特)による。	
						天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm又(特)による。岸壁全面+0、-20cm又は(特)による。	様式・出来形12-1参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	



出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	14 被覆・ 根固工	5 根固 ブロック 工		根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、 壁厚	スチールテープ等により 測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形12-3参照
						対角線	スチールテープ等により 測定	10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	15 上部 工	2 上部 コン クリ ート 工		上部コンクリート工 イ)防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以 上 パラペット頂部は1スパン2 箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の 場合は±2cm 天端幅10mを超える 場合は+5cm-2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理 項目の選定は(特)による。  注)本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
						天端幅	スチールテープ等により 測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の 場合は±3cm 天端幅10mを超える 場合は+5cm-3cm	
						延長	スチールテープ等により 測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出 入	トランシット、スチール テープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 注) 又は(特)による。	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工		ロ)岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	2 上 部 コ ン ク リ ー ト 工		ハ)棧 橋							13-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	15 上 部 工	3 上 部 ブ ロ ッ ク 工		上部ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考					
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	2 係 船 柱 工		係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出	曲柱±2cm 直柱±2cm	様式・出来形14-1参照					
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出							
						中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1cm	管理表を作成し提出							
											直柱基礎コンクリート(幅)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1cm	管理表を作成し提出		
										(長さ)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1cm	管理表を作成し提出			
										(高さ)	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1cm	管理表を作成し提出			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	3 防 舷 材 工		防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14-2参照					
						中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出							
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	4 車 止 ・ 縁 金 物 工		車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形14-3参照					
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1cm	管理表を作成し提出	±3cm						
						取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1cm	管理表を作成し提出							
						塗 装	目視による観察			観察結果を報告							
						警戒色(シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告							

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		電気防食	取付位置	目視(承諾された図面より確認)潜水土による。	取付完了後、全数	(特)による	確認結果を提出		様式・出来形14-4参照
						電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準;-770mV 海水塩化銀基準;-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準;-850mV	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		FRPモルタルライニング	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ鋼管杭;全数 矢板;1打設3箇所以上	(特)による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		ペトラタムライニング	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ鋼管杭;全数 矢板;1打設3箇所以上	(特)による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	6 係 船 環 工		係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	17 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	17 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
						天端幅	スチールテープ等により測定	据付完了後、測線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベル等により測定	据付完了後、測線上2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	(特)による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	(I) ±5cm (II) ±20cm	均し区分は(特)による。
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	2 裏 込 工		吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	(特)による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系 マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 工		裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	(特)による。	変化点は測定する。
						(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	(特)による。	変化点は測定する。
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	18 裏 込 ・ 裏 埋 工	3 裏 埋 土 工		土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法尻、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	(特)による。	様式・出来形18-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	(特)による。	
						法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	(特)による。	
						延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	(特)による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	(特)による。	

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		車止塗装 イ)鋼製	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	(特)による。	
13 漁港 漁場編	2 一 般 施 工	19 維 持 修 繕 工	2 維 持 塗 装 工		ロ)その他	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	(特)による。	
13 漁港 漁場編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	2 単 体 魚 礁 製 作 工		単体魚礁製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm,-1cm 高さ+2cm,-1cm 長さ+2cm,-1cm 壁厚±1cm	様式・出来形23-1参照
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告		

出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		コンクリート部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により 測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ +10mm×部材連 数 - 5mm×部材連 数	様式・出来形23-2参照
						ボルトの取付け	観察	全箇所		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		鋼製部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により 測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	幅 +30mm,- 10mm 高さ+30mm,- 10mm 長さ+30mm,- 10mm	
						のど厚 脚長 溶接長	スチールテープ、ノギス、 溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有 無	観察	全数		観察結果を報告		
						溶接部 非破壊試験	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、 〈特〉による。	〈特〉による。		写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
						カラーチェック	〈特〉による。			写真を提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		化学系(FRP)部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により 測定	10基に1基以上測定	1mm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形23-2参照
						接続帯の取付け	観察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		重錘コンクリート製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により 測定	10基に1基以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +3cm,-1cm 高さ+3cm,-1cm 長さ+3cm,-1cm	



出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	4 魚 礁 沈 設 工		魚礁沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	GPS及びD-GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	配置中心点:±30m その他は〈特〉による。	様式・出来形23-3参照
						位置 ゾーン配置	GPS及びD-GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内	
						位置 計画配置 (相対配置)	GPS及びD-GPS等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	
						高さ	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	集中配置: + 規定しない - 0 (Hは魚礁1基の高さ) ゾーン配置、計画配置:重ならないこと、 その他は〈特〉による。	集中配置:最高部の許容範囲
長さ 幅	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。							
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	2 着 定 基 質 製 作 工		着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、23.魚礁工を適用する。
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	4 着 定 基 質 設 置 工		着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置)	GPS及びD-GPS等により測定	着定基質設置時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形23-3(計画配置)参照
						長さ、幅	音響測深器等により測定	〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	

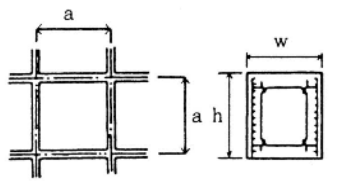
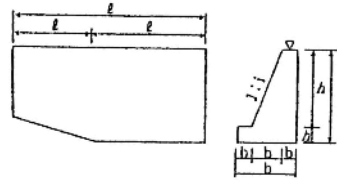
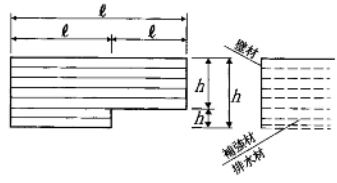
出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	5 石 材 投 入 工		石材投入	投入位置	GPS及びD-GPS等により測定	(特)による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	捨石マウンドタイプは、3-3 基礎捨石工を適用する。 様式・出来形24-4参照
						長さ 幅	音響測深器等により測定	各3測線以上	10cm	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	(特)による。	様式・出来形24-4参照
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	2 現 場 鋼 材 溶 接 工		現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、 溶接長等)	スチールテープ、ノギス、 溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm	測定表を作成し提出	(特)による。	様式・出来形27-1参照
						ひずみ	目視による観察	全数		観察結果を報告		
						有害な欠陥の有 無	目視による観察	適宜		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	2 現 場 鋼 材 溶 接 工		被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、 溶接長等)	スチールテープ、ノギス、 溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm  溶接長は1cm	測定表を作成し提出	(特)による。	
						外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	3 現 場 鋼 材 切 断 工		現場鋼材切断							
						イ)陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により 測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	(特)による。
						外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
					ロ)水中切断	形状寸法	スチールテープ等により 測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	(特)による。	
					外観	目視又は潜水士による 観察	全数		観察結果を報告			

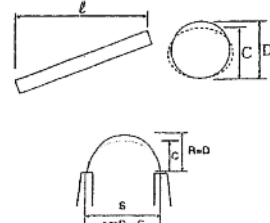
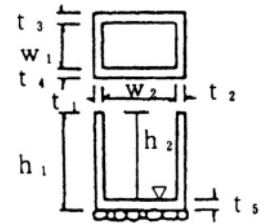
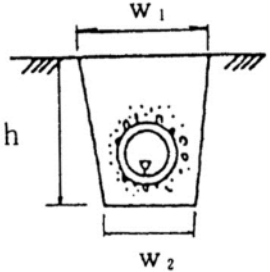
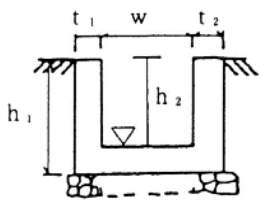
出来形管理基準及び規格値 第13編 漁港漁場編

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	4 そ の 他 雑 工		清掃	幅 長さ 延長	スチールテープ等により 測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	(特)による。	
						外観	目視又は潜水士による 観察	全数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	22 雑 工	4 そ の 他 雑 工		削孔	形状寸法	スチールテープ等により 測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	(特)による。	
						外観	目視又は潜水士による 観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
14 林道編	1 道路開設・改良	土工			道路土工 残土処理場	基準高▽	±100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工ヶ所につき3ヶ所。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認められる場合には承認することが出来る。 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定。 ただし、個々の測定値が規格値を超えた場合でも構造上支障がないと認めた場合には承認することが出来る。		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。	
						幅 B	-100~+200				
						法長	$S_l < 4m$				±200
							$S_l \geq 4m$				±5%
						測点間延長	$L \leq 40m$				±200
							$L > 40m$				±0.5%
						測点位置中心線のズレ e	左右 100				
小段 b	±100										
のり勾配 i	±0.5分										
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	のり長 $S_l$	$S_l < 4m$	±200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							$S_l \geq 4m$	法長の±5%			
						延長 $l$	-100	1施工箇所毎。			
						植被率	70%以上	1,000㎡に1箇所の割合			
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $S_l$	法長の-2%	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20			
						但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上					
						延長 $l$	-100	1施工箇所毎。			
植被率	70%以上	1,000㎡に1箇所の割合									
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	法長 $S_l$	法長の-2%	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20			
						但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
延長 L	-100	1施工箇所毎。									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	
14 林道編	1 道路開設・改良	4 法面工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $S_L$	法長の-2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1施工箇所毎。		曲線部は設計図書による	
						幅 $w$	-30				
						高さ $h$	-30				
						吹付枠中心間隔 $a$	±100				
						延長 $L$	-100				
14 林道編	1 道路開設・改良	6 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1施工箇所毎。			
						高さ $h$	$h < 2m$				-20
							$h \geq 2m$				-1% 最大-50
						幅 $b$	$b < 1m$				-20
							$b \geq 1m$				-30
						のり勾配 $i$					±0.2分
						延長 $l$	$l < 10m$				-50
$l \geq 10m$	-0.5% 最大-100										
14 林道編	1 道路開設・改良	6 擁壁工	7		補強土壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎。			
						高さ $h$					-50
						のり勾配 $i$					±0.3分
						延長 $l$	$l < 10m$				-50
							$l \geq 10m$				-0.5% 最大-100
部材数		設計量以上	部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量								

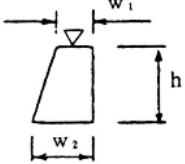
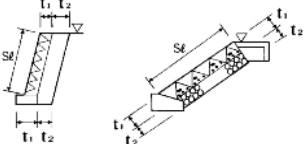
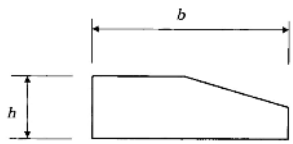
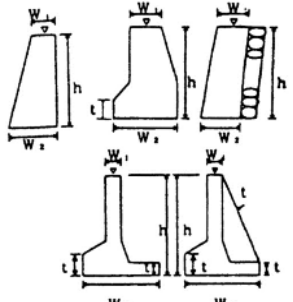
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
14 林道編	1 道路開設・改良	7 石・ブロック積	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積工) (コンクリートブロック張工)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						延長 $l$	$l < 10m$	-50				
							$l \geq 10m$	-0.5% 最大-100				
						のり長 $S$		-50				
						のり勾配 $i$		±0.3分				
						厚さ	面から裏込 $t_1$	-20				
裏込め $t_2$	-30											
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	3	1	側溝工 (プレキャストU型側溝・L型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 $L$		-0.1% 最大-200				1施工箇所毎。
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	3	2	側溝工(素堀)(植生工)	高さ $h$		-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所			
						幅 $b$		-50				
						延長 $L$		-0.1% 最大-200				
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	4	2	管渠工(コンクリート管工)	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 $L$		-0.1% 最大-200				1施工箇所毎。


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	4	2	管渠工 (コルゲートパイプ工) (合成樹脂管)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						変形量 n	$e/D \pm 5\%$			
						スパン S	±2%			
						延長 L	-0.1% 最大-200			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	5		集水樹工	基準高▽	±50	1箇所毎。		
						厚さ t1 ~ t5	-10			
						幅 w1 w2	-30			
						高さ h1 h2	-20			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	6		地下排水工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w1 w2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-0.1% 最大-200			
14 林道編	1 道路開設・改良	8 排水構造物工	7		現場打水路工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t1 t2	-10			
						幅 w	-30			
						高さ h1 h2	-20			
						延長 L	-0.1% 最大-200			

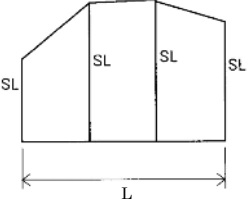
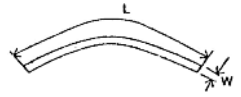
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			下層路盤工	基準高▽	-50	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		
						厚さ	-45			
						幅	-50			
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			粒度調整路盤工	厚さ	-30	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50			
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-30	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50			
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工			瀝青安定処理路盤工	厚さ	-20	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
						幅	-50			
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工	5		アスファルト舗装工	厚さ	-9	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。		
						幅	-25			
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 長読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
14 林道編	2 舗装工	3 舗装工	6		コンクリート舗装工	基準高▽	±50	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割りに測定。		
						厚さ	-10			
						幅	-25			

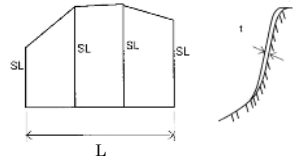
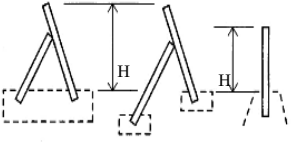
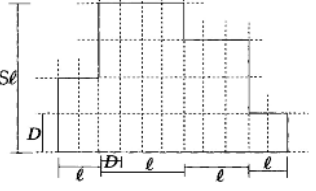


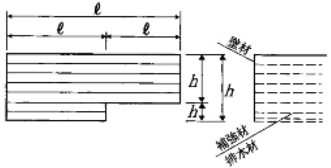
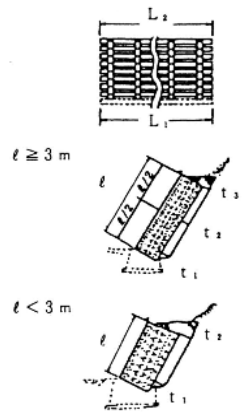
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
15 治山編	1 溪間工	6 コンクリートダム工	3 4		コンクリートダム本體工 コンクリートダム副ダム工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。			
						天端部 堤幅 $w_1$ $w_3$ $w_2$	-30				
						水通しの幅 $l_1$ $l_2$	±50				
						堤長 $L_1$ $L_2$	-100				
						のり勾配	±0.2分				
15 治山編	1 溪間工	6 コンクリートダム工	5		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。			
						天端幅 w	-30				
						長さL	-100				
						のり勾配	±0.2分				
15 治山編	1 溪間工	6 コンクリートダム工	7		水叩工(水叩)	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
						のり勾配	±0.2分				
15 治山編	1 溪間工	7 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所 で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長さ l	±100			
							幅 $w_1$ $w_3$	±50			
						袖 部	下流側倒れ△	±0.02H1			
							袖高▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H2			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
15 治山編	1 溪間工	8 木製ダム			木製構造物(建築物を除く)	延長 L	L/50 最小許容量-100 最大許容量-400	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅(厚さ) W1 W2	-50				
						のり勾配	±0.5分				
						高さ h	-100				
15 治山編	1 溪間工	9 護岸工	4	1	ブロック積(張)工	のり長 S <sub>l</sub>	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						厚さ(ブロック積張) t1	-30				
						厚さ(裏込) t2	-30				
						のり勾配	±0.3分				
						高さ h	-50				
						延長 L	L/100 最小許容量-50 最大許容量-100				
15 治山編	1 溪間工	9 護岸工	4	2	ブロック積(張)基礎工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 b	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	L/100 最小許容量-50 最大許容量-100				
15 治山編	1 溪間工	9 護岸工	5		コンクリート擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	-20				
						幅 w1 w2	-30				
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						のり勾配	±0.2分				
延長 L	L/300 最小許容量-50 最大許容量-100										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 治山編	2 山腹工	3 5			筋工 (萱筋工) (木筋工) (石筋工) (人工芝筋工) (植生土のう筋工) (丸太筋工) 柵工 (編柵工) (木柵工)	延長	L ≤ 20m	-100	1工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
							L > 20m	-0.5%			
15 治山編	2 山腹工	4 伏工			伏工	測点間延長	L ≤ 20m	-100	1工事300㎡以上500㎡を1ロットとする。	測点間延長の確認をもって、面積確認とする。	
							L > 20m	-0.5%			
15 治山編	2 山腹工	7 水路工	2 3 4		張芝水路工 植生土のう水路工 コルゲート半円管水路工	延長 L	-200	全延長		※コルゲート半円管水路工は、延長のみ	
						幅 B	-100	施工延長20m毎に1箇所測定			
						深さ h	-50				
15 治山編	2 山腹工	9 土留工	5		木製土留・用壁工・用壁工 (ウッドブロック土留工)	延長 L	-1.5%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						法長 ℓ	-75				
						法勾配	±0.5分				1施工箇所毎。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	法長 SL	SL<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25の場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のもの1施工箇所につき2箇所。 面積で管理する場合は-2%以内とする。		
							SL≥5m	法長の-4%			
						区間長 L		-200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合は、-2%以内とする。		
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 SL	SL<5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 面積で管理する場合の基格値は、-2%以内とする。		
							SL≥5m	法長の-4%			
						区間長 L		-200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は、-2%以内とする。		
						厚さ t	t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
							t≥5cm	-20			
植被率		70%以上	1000㎡に1箇所の割合								
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	3	3	植生工 (植生土のう等)	幅 w		-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						長さ		L/50 最小許容量-100 最大許容量-400			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	4		吹付工 (コンクリート) (モルタル) (特殊モルタル)	法長	SL<3m	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 面積で管理する場合の規格値は設計値以上。		
							SL≥3m	-100			
						区間長 L		-200	1施工箇所毎。 面積で管理する場合の規格値は設計値以上。		
						厚さ t	t<5cm	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。		
t≥5cm	-20										
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	10 11		落石防護柵工 鋼製落石防止壁工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						高さ H		-30			
						長さ L		L/300 最小許容量-50 最大許容量-100			
						延長 L		-200			
15 治山編	2 山腹工	10 法面工	12 13		落石防護網工固定工 (ロープ伏工)	ロープ間隔 D		-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長 Sℓ		-2%			
						区間長 ℓ	ℓ<10m	-100	1施工箇所毎。		
							ℓ≥10m	-1% 最大-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	6		補強土壁工(鋼製ユニット等)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						高さ h	-50				
						法勾配 i	-0.3分				
						延長 $l$	$l < 10m$	-50			1施工箇所毎
							$l \geq 10m$	-0.5% 最大-100			
部 材 数		設計量以上	部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量								
15 治山編	2 山腹工	11 擁壁工	7		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$	-100			
						厚さ t1 t2 t3		-50			1施工箇所毎。
						延長 L1 L2		-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
15 治山編	4 海岸防 災林造 成工	3 森林造 成工			施工面積	測点間延長	$L \leq 20m$	-100	2測点間の距離、2測点の角度 (測量を外注した場合を除く)	測点間延長の確認を以て面積確認とする。 測点間角度の確認。	
							$L > 20m$	-0.005			
						方位角、仰角		$\pm 2^\circ$ 以内			
					苗木	樹高 H		-50	樹高、根元径の検査は、植栽木1,000本に1本とする。		
						根元径		-2			
						本数		-1%			
					植え付け	活着率	枯死本数 植栽本数	-10%	ヒノキの葉の表裏の植栽間違いは全て植え替える。		植え付け本数の測定は、5haまでは3箇所、以下5haを越える毎に1箇所とする。 (標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。)
						本数		-5%			
					林内歩道	測点間延長		-1%	測点間の距離		測点数の10%
						幅員		-50			延長100mにつき1箇所
					柵工 堆砂工 防風工 静砂工	高さ h		$\pm 75$	高さは50mに1箇所。 延長は全箇所。		
						延長 L		-1.5%			
					客土	敷厚		-50	厚さは10a当り5箇所。 面積は実測。		
						面積		-2%			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートコートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成24年7月三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
			その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については概要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書3  回収水の場合： JIS A 5308 付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。  工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 その他 (プレキャスト)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
	施工 必須	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本(σ7・3本、σ28・3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本(σ3)を採取する。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模(50m3未満)となる場合の品質管理は「生コンクリートの取り扱いマニュアル」による。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。
	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</li> <li>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要場合などである。</li> <li>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> <li>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul>
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があってはならない。		
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する。(コンクリートの充填性が低下しない場合に限る。)
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。</li> <li>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。			
			施工	必須	外観検査(鋼管杭) 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満: 許容値 2mm以下 外径700mm以上1016mm以下: 許容値 3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下: 許容値 4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値×π 以下)
				鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
				鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
		その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
				鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
				鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびく周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値: 20N/mm <sup>2</sup>	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤: 修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 三重県・・・・・・40cm	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・CS: クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
4 下層路盤	材料	必須	道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 96%以上 X3 97%以上  歩道箇所：設計図書による	締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していなければならないが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。 2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	※測定1箇所=1個とする。  例) 300㎡の場合 ⇒ 3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒ 4個 (小数点以下切り上げ) 3,000㎡の場合 = 3 + (1,000÷1,000) ⇒ 4個
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・中規模以上の工事：随時	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。			
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき。			
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。			
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	異常が認められたとき。	再生クラッシュランに適用する。		
	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前
鉄鋼スラッグの修正CBR試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
骨材のふるい分け試験				JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・但し、鉄鋼スラッグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
鉄鋼スラッグの呈色判定試験				JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpe以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していなければならないが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	※測定1箇所=1個とする。 例) 300㎡の場合 ⇒ 3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒ 4個 (小数点以下切り上げ) 3,000㎡の場合 = 3 + (1,000÷1,000) ⇒ 4個
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。	
含水比試験			JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
粗骨材のすりへり試験			JIS A 1121	50%以下	観察により異常が認められたとき。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる				
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装) 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X7-10 95%以上 X4-6 95.5%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所：設計図書による	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足していなければならないが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	※測定1箇所＝1個とする。  例) 300㎡の場合 ⇒ 3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒ 4個 (小数点以下切り上げ) 3,000㎡の場合 = 3 + (1,000÷1,000) ⇒ 4個
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
8 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。



品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS A 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していなければならないが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ※測定1箇所=1個とする。 例) 300㎡の場合 ⇒ 3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒ 4個 (小数点以下切り上げ)	
			温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	
			外観検査 (混合物)	目視		随時		
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
			その他	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	
				マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初	
9 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		
	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合は：40%以下		
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
9 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年 以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年 以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		
			製造（ブランド）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。または、レディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502			コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。または、レディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111			設計図書による	2回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
9 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。	
			温度測定（コンクリート）	JIS Z 8710		2回/日（午前・午後）以上	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定	
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
10 グラスアスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm
リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		
ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
10 グラスアスファルト舗装	ブランド	必須	曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時	
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [2]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
11 路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法	最大乾燥密度の90%以上。
	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	【締固め度による管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。			1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 測定点数	・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
	施工	必須	「T S・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」 【T S編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
	12 表層安定処理工 (表層混合処理)	その他	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。
現場CBR試験				JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
含水比試験				JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	
たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要				
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日					
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。					
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。				
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。				
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。					
15 補強土壁工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。					
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。					
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。					
			その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。				
RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）			【締め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。						
「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領（案）」 【TS編・GNSS編】による			施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積 (㎡)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5
面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満								
測定点数	5	10	15								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
16 ロックボルト	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	原則として3%かつ3本以上	
17 吹付工	材料	必須 その他 (JISマーク表示されたレイミックスコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成24年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合; JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
17 吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	
			製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		必須		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
		その他		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
18 特殊モルタル等吹付工	施工	必須	特殊モルタル等の接着強度	モルタルブロック供試体は2cm立方体（フック金具付）	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に3箇所以上		
			特殊モルタル等の圧縮強度	コンクリートの圧縮強度試験方法に準ずる（供試体はφ5cm×10cm）	測定値の平均が設計基準接着強度の80%以上	500㎡に1回（3本）以上		
			特殊モルタル等の吹付量	測定用供試体は10cm×10cmのヤシマット	±20%	500㎡未満10個以上500㎡以上の場合は監督員と協議のうえ施工面積に応じて適宜割り増しする。		
19 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成24年7月 三重県）による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
			その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
19 現場吹付 法砕工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
				JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
				その他	スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
19 現場吹付 法砕工	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
		必須	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	原則として3%かつ3本以上	
20 河川・海岸土工等	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
		RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	【締めめ度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25% $\leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 2% $< V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
21 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

面積 (m <sup>2</sup> )	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要								
21 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	【締めめ度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 25%≦Va≦50%の場合 Va≦15% ・粘性土 2%<Va≦10%又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(㎡)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
				面積(㎡)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満								
測定点数	5	10	15												
「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。													
22 道路土工 (道路、農道、林道等)	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。									
				JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)									
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。								
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
				土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。												
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。									
			RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	【締めめ度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va≦15% ・粘性土 Va≦10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <td>面積(㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上1000未満</td> <td>1000以上2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(㎡)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
面積(㎡)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満												
測定点数	5	10	15												

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
22 道路土工 (道路、農道、林道等)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	「TS・GNSSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施				
23 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm3 ・準硬石 : 約2.5~2g/cm3 ・軟石 : 約2g/cm3未満	
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石 : 980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。		
24 コンクリートダム	は材料(〜)JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成24年7月 三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 吸水率: 2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
24 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
				その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
24 コンクリートダム	除製く造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10% 以下 スランブ平均値からの差： 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。		
			細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート 以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート 以外の場合に適用する。
施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの 取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午 後にまたがる場合は、午前と1 回コンクリート打設前に行い、 その試験結果が塩化物総量の規 制値の1/2以下の場合は、午後 の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回 とする)試験の判定は3回の測 定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総 使用量が50m3未満の場合は1工 種1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工 場の品質証明書等のみとすること ができる。 ・骨材に海砂を使用する場合 は、「海砂の塩化物イオン含有 率試験方法」(JSCE- C502, 503)または設計図書の規 定により行う。	
		単位水量測定	生コンクリートの 取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合 設計±15kg/m3の範囲にある場 合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合 設計±15を超え±20kg/m3の範 囲にある場合は、水量変動の原 因を調査し、生コン製造者に改 善を指示し、その運搬車の生コ ンは打設する。その後、配合設 計±15kg/m3以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単 位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示 値を越える場合は、生コンを打 込まずに、持ち帰らせ、水量変 動の原因を調査し、生コン製 造者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定 を行い、配合設計±20kg/m3以 内になることを確認する。更 に、配合設計±15kg/m3以内で 安定するまで、運搬車の3台毎 に1回、単位水量の測定を行 う。 なお、管理値または指示値を超 える場合は1回に限り再試験を 実施することができる。再試験 を実施した場合は2回の測定結 果のうち、配合設計との差の絶 対値の小さい方で評価してよ い。	1日当たりコンクリート種別ご との使用量が100m3/日以上の場合 ； 2回/日(午前1回、午後1 回)、または構造物の重要度と 工事の規模に応じて100～150m3 ごとに1回、および荷卸し時に 品質変化が認められたときとし 測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値 は、粗骨材の最大寸法が20mm～ 25mmの場合は175kg/m3、40mmの 場合は165kg/m3を基本とする。	
		スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許 容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許 容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要 度と工事の規模に応じて20～ 150m3ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた 時。	小規模工種で1工種当りの総使 用量が50m3未満の場合は1工種 1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工 場(JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすること ができる。	
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20～ 150m3ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた 時。	小規模工種で1工種当りの総使 用量が50m3未満の場合は1工種 1回以上の試験、またはレ ディーミクストコンクリート工 場(JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすること ができる。			



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
24 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		25 ため池堤体盛土工	材料	必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202			
					粒度試験	JIS A 1204			
			その他	必須	含水比試験	JIS A 1203			
液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205								
突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210								
透水試験	JIS A 1218								
三軸圧縮試験	地盤工学会								
施工	必須		一軸圧縮試験	JIS A 1204					
		圧密試験	JIS A 1218						
		含水比試験	JIS A 1203 又は、RI計器。 但し、監督員との協議により簡便法とすることができる。		盛土施工日の着手前、及び盛土材料が変わった時。				
現場密度	JIS A 1214 又は、RI計器を用いた締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の90%以上		盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。					
現場透水試験	立坑法	$1 \times 10^{-5}$ cm/S以下とする。但し、監督員との協議により、 $5 \times 10^{-5}$ cm/S以下とすることができる。		盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに1回。	刃金土に摘要。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
26 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成24年7月 三重県) による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			回収水の場合:	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
26 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プランント)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
		単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合; 2回/日 (午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所所で採取し、1回につき6本 (σ7...3本、σ28...3本) とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
26 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成24年7月 三重県) による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
		粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
27 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
製造 (ブランド)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
27 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
28 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回
	材料	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		
29 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満とする。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 （ポルトランドセメント） JIS R 5211 （高炉セメント） JIS R 5212 （シリカセメント） JIS R 5213 （フライアッシュセメント） JIS R 5214 （エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m <sup>2</sup> に1回		
土の一軸圧縮試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
29 路上再生路盤工	施工	必須	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日	
30 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	96%以上	1,000㎡につき1個	空隙率による管理でもよい。
			温度測定	JIS Z 8710 温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	-0.7cm以内	1,000㎡毎	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
31 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
	その他		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
31 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) : 30%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。		
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。 印字記録の場合： 全数又は 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710 温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認
			その他				



品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
31 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710 温度計による	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000㎡ごと。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上 X7-10 96%以上 X4-6 96%以上 X3 96.5%以上	・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。 ・小規模以下の工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。
			外観検査（混合物）	目視		随時	
32 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	
	プラント	必須	粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合： 1～2回/日 ・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	
	必須	粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合： 1～2回/日 ・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合： 1～2回/日 ・中規模以上の工事： 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事： 異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	
	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	
	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時	
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710 温度計による		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していなければならないが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。 ・2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は、1,000㎡につき1個とする。	※測定1箇所＝1個とする。 例) 300㎡の場合 ⇒ 3個 2,400㎡の場合 = 3 + (400÷1,000) = 3.4 ⇒ 4個 (小数点以下切り上げ) 3,000㎡の場合 = 3 + (1,000÷1,000) ⇒ 4個

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査 (主部材・代表部)	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 品質がミルシートで確認できること。	
			機械試験 (JIS マーク表示品以外 かつミルシート照 合不可能な主部 材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする部材は監督員と協議のうえ選定する。
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測			
34 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50 $\mu$ m R <sub>y</sub> 以下 二次部材：100 $\mu$ m R <sub>y</sub> 以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50 $\mu$ m R <sub>y</sub> とは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。
			ノッチ深さ	目視 計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1 mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。		
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		
		その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)		
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)		
			真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)		
35 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
35 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	「鋼道路橋の疲労設計指針（H14.3）による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。	
			外観形状検査（ビード表面の凸凹）	目視及びノギス等による計測	ビード表面の凸凹は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。		
			外観形状検査（アンダーカット）	目視及びノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。		「鋼道路橋の疲労設計指針（H14.3）による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）
			外観検査（オーバーラップ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。	
			外観検査（余盛高さ）	目視及びノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による		
			外観検査（アークスタッド）	目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要
35 溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	<p>外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。</p> <p>外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。</li> <li>・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。</li> </ul>

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	
			寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 による	(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			外圧強さ		検査項目	判定基準		
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。		
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。		
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シーリング材に係る部分についての欠損はないこと。		
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、負圧、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	
			寸法	JSWAS K-1 による	(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			引張試験		判定基準	判定基準		
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)		
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。		
			ピカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。		
					実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。		
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1) 外観・形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、負圧、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。	
			寸法	JSWAS K-1 による	(管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			引張試験		検査項目	判定基準		
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)		
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。		
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。		
			ピカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。		
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。		
					実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。		

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考											
管布設工(開削)	管渠材料(下水道用強化プラスチック(複合管))	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真つすぐ</td> <td>実用上、真つすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
			検査項目	判定基準															
			有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)															
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。															
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。															
			実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。															
			寸法	JSWAS K-2 による	(管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。														
外圧試験																			
耐薬品性試験																			
耐酸試験																			
水密試験																			
管布設工(開削)	管渠材料(下水道用レジンコンクリート管)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法及び外圧強さ、水密性、耐酸性、吸水性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			検査項目	判定基準															
			管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。															
			管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。															
			管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。															
			寸法	JSWAS K-11による	(管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。														
			外圧試験																
水密性試験																			
耐酸性試験																			
吸水性試験																			
管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ボックスカルバート)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひび割れ</td> <td>有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>外表面のあばた等</td> <td>内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。	端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。	外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			検査項目	判定基準															
			ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線状のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。															
			端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。															
			外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。															
			寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。														
			外圧強さ																
水密性																			
コンクリートの圧縮強度																			

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考														
管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	JSWAS G-1 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	原管、内装、外装における寸法及びコンクリートの圧縮強度は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。 外観、形状検査は全数について行う。																
			内装																			
			外観・形状	目視による																		
			寸法	JSWAS G-1 による																		
			コンクリートの圧縮強度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラック</td> <td>クラックがないこと</td> </tr> <tr> <td>湯境</td> <td>湯境がないこと。</td> </tr> <tr> <td>鑄巣</td> <td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">モルタルライニング</td> <td>有害なひび割れがないこと</td> </tr> <tr> <td>管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。</td> </tr> <tr> <td>表面は実用的に滑らかであること。</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td> </tr> </tbody> </table>					検査項目	判定基準	クラック	クラックがないこと	湯境	湯境がないこと。	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと	管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。	表面は実用的に滑らかであること。	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。
			検査項目						判定基準													
			クラック						クラックがないこと													
			湯境						湯境がないこと。													
			鑄巣						手直しの範囲を超えるものは不可とする。													
			モルタルライニング						有害なひび割れがないこと													
管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。																						
表面は実用的に滑らかであること。																						
塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																					
外装	完成管	有害なひび割れがないこと																				
		管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。																				
		表面は実用的に滑らかであること。																				
	塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。																				
管布設工（開削）	管渠材料（鋼管）	必須	外観・形状	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類の規定による JISG3443 JISG3451	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法・成分・機械的性質等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。																
			寸法																			
			成分・機械的性質																			
			非破壊又は水圧						原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。											
			塗装							両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。											
										有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。											
										仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。											
									完成管	塗装及び塗膜装	管によく付着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがなく、均一な塗膜であること。											

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考			
管 推 進 工	管渠材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観・形状検査は全数について行う。  (2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			寸法	JSWAS A-2 又は A-6 による	(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。						
			(カラー及びゴム輪含む)		検査項目	判定基準					
			外圧強さ		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを、含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。					
			コンクリートの圧縮強度			管周方向のひび割れ				管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	
			水密性		管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。					
管 推 進 工	管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観・形状検査は全数について行う。  (2)寸法、外圧、圧縮強度、水密、耐酸性、吸水試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			寸法		(管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。						
			外圧試験	JSWAS K-12による	検査項目	判定基準					
			水密性試験		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線生ものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。					
			耐酸性試験			管周方向のひび割れ				管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	
			吸水試験		管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。					
			圧縮強度試験								
管 推 進 工	管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鉄管)	必 須	原管	JSWAS G-1 による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観、形状検査は全数について行う。  (2)原管、内装、外装における寸法は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			内装		(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。						
			外 装	外観・形状	目視による	検査項目				判定基準	
				寸法	JSWAS G-1 による	クラック				クラックがないこと	
				完成管		原管				湯境	湯境がないこと。
						鑄巣				手直しの範囲を超えるものは不可とする。	
						モルタルライニング				有害なひび割れがないこと	
管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。											
塗装	表面は実用的に滑らかであること。										
	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。										



品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考	
管 推 進 工	管渠材料（鋼管）	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観、形状検査は全数において行う。  (2) 寸法、成分・機械的性質等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I類の規定による JIS G 3444					
			成分・機械的性質		検査項目				判定基準
			非破壊又は水圧		実用的に真っ直ぐ				実用的に真っ直ぐであること。
			塗装		両端は管軸に対して直角				実用的に両端面は管軸に対して直角であること。
					有害な欠陥				はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと
		仕上げ良好	銅面が平滑に仕上がっていること。						
			完成管	塗装及び塗膜装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入がないこと。				
シールド工	管渠材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必 須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			水平仮組検査						
					単体曲げ試験	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A-4 の規定による。	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。		
					性能検査 継手曲げ試験				
					ジャッキ推力試験				
					つり手金具引抜き試験				
シールド工	管渠材料（セグメント工事用標準鋼製）	必 須	材料検査	JSWAS A-3 による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な曲がり、そり等が無いこと。	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。 (3) 性能検査は設計図書のためによる。			
			形状・寸法及び外観検査						
					溶接検査	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2) 形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A-3 の規定による。	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1) 外観検査は全数について行う。 (2) 材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		
					水平仮組検査				
					性能検査 ジャッキ推力試験				
					単体曲げ試験				
シールド工	管渠材料（下水道内挿用強化プラスチック複合管）	必 須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。(管種の確認を行う)(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は全数について行う。  (2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			寸法	JSWAS K-16 による					
			外圧試験		検査項目				判定基準
			耐薬品性試験		有害な傷				管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)
			耐酸試験		滑らかなさ				明らかな凹凸がないこと。
			水密試験		管の断面形状				管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
					実用上の真っすぐ				実用上、真っすぐであること。

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考		
マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。				
			寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による JIS A 5372						
			耐荷力							
			水密性						有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。
			コンクリート圧縮強さ						滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。
									端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。
									端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。
	管渠材料（マンホール下水道用鉄製）	必須	外観・形状		目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			寸法・構造	JSWAS G-4 による						
			材質試験							
			荷重たわみ試験							
			耐荷重試験							
	マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール）	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
				寸法	JSWAS A-11 による					
耐荷力										
水密性				有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。					
コンクリート圧縮強さ				滑らかさ	側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。					
				端面の欠損	側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。					
				端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。					

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考	
マンホール設置工	管渠材料 (レジンコンクリート製マンホール)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観、形状検査は全数について行う。 (2) 寸法、耐荷力、水密性、耐酸性、吸水性及びコンクリートの圧縮強さは、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			寸法	JSWAS K-10による					
			耐荷力						
			水密性試験	有害な傷					側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。
			耐酸性試験	滑らかさ					側塊には、組骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。
			吸水性試験	端面の欠損					側塊の端面は、その面積3%以上が欠損していないこと。
			コンクリート圧縮強さ	端面の形状					側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。
マンホール設置工	1 管渠材料 足掛け(金物)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観、形状検査は全数について行う。			
			寸法						
			材質						
	管渠材料 (下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	必須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。			
			寸法	JSWAS K-9による。 内ふたは、JSWASK-7、防護ふたは、JSWASG-3による。					
			引張試験						
			荷重試験	有害な傷					マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもは差し支えない)
			負圧試験	滑らかさ					明らかな凹凸がないこと。
			耐薬品性試験	割れ					割れがないこと。
			ピカット軟化温度試験	ねじれ					著しいねじれがないこと。

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考											
ま す 設 置 工	管渠材料 (下水道用 鑄鉄製 防護ふた)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なきずが無く、外観がよいこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験及び耐荷重試験及び材質試験は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。													
			寸法	JSWAS G-3 による															
			荷重たわみ試験																
			耐荷重試験																
			材質試験																
	管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
			検査項目	判定基準															
			有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)															
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。															
			割れ	割れないこと。															
ねじれ			著しいねじれがないこと。																
寸法			JSWAS K-7 による。																
引張試験	防護ふたは、JSWAS G-3 立上り部は、JSWAS K-1 による。																		
荷重試験																			
負圧試験																			
耐薬品性試験																			
ピカット軟化温度試験																			
ま す 設 置 工	管渠材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	必 須	外観・形状	目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験等は、認定工場制度により事前に(社)日本下水道協会が審査・認定し発行した「検査証明書」の写しにより省略できるものとする。		
			検査項目	判定基準															
			有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものでは差し支えない)															
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。															
			割れ	割れないこと。															
			ねじれ	著しいねじれがないこと。															
			寸法	JSWAS K-8 による。															
			引張試験	防護ふたは、JSWAS G-3 による。															
荷重試験																			
負圧試験																			
耐薬品性試験																			
荷重たわみ温度試験																			

品質管理基準及び規格値

(36 下水道)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	備考
基礎杭工 (既成杭)	H鋼杭	必須	外観	目視による	(1)外観検査使用上、有害な欠陥(変形など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び材料等は、JISA5525(鋼管ぐい)、JISA5526(H形鋼ぐい)の規格に適合すること。	(1)設計図書による。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			材料検査					
	トクリ	必須	外観	目視による	(1)外観検査使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び性能等は、JISA5310(遠心力鉄筋コンクリートぐい)、JISA5337(プレテンション方式遠心力高強度プレストンクリートぐい)の規格に適合すること。	(1)設計図書による。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			性能検査					
	S杭(合成杭)	必須	外観	目視による	(1)外観検査使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。(2)形状・寸法及び性能等は、「鋼管複合ぐい(SCぐい)団体規格(案)・(社)コンクリートパイプ協会」に適合すること。	(1)設計図書による。(2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		
			形状・寸法					
			性能検査					
基礎杭工(既製杭)	施		基礎杭工(既製杭)の施工管理については、3. 既製杭工、施工の基準及び規格値による					
	施	その他	支持力試験	杭の荷重試験		試験成績書等の確認によるが、別途設計図書に定める場合はこれによる		
基礎杭工(現場打ち杭)	施	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験			(1)孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2)有効性試験(比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分)は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
			その他	支持力試験	杭の荷重試験		試験成績書等の確認によるが、別途設計図書に定める場合はこれによる	

## 38 [漁港漁場]

## 1. 土

## 1-1 一般事項

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 埋立材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。
2) 裏埋材	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
3) 盛土材		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出
4) 採取土	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外 観	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品 質		〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。

## 2. 石材等

## 2-1 砂

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考	
1) 敷 砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。	〈特〉による。	特による。	試験成績表を提出		
4) 中詰砂	材 質	種 類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜			
		外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		最大粒径	観 察	〈特〉による。	施工中適宜			
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。	
5) 載荷材	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。	

2-2 砂利・砕石

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 砕 石	材 質	外 観	観 察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒 度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比 重	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

2-3 石

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 石	材 質	外 観	観 察	第13編 1-3-4による。	施工中適宜		
		石の種類	観 察	〈特〉による。	施工中適宜		
		比 重	JIS A 5006	〈特〉による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観 察	〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3. 鋼 材

3-1 鋼矢板

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 鋼矢板	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及 びのど厚並びにサイズの 過不足等有害な欠陥 がないこと。	JIS Z 3104 放射線透 過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表(検査 証明書)を提出	
2) 鋼管矢板	本体・付属 品の化学成分、 機械的 外 観	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	工場出荷時の測定表 を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及 びのど厚並びにサイズの 過不足等有害な欠陥 がないこと。	JIS Z 3104 放射線透 過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表(検査 証明書)を提出	

3-2 鋼板及び形鋼等

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 鋼板、形鋼等	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3101	搬入時、全数又は 結束毎		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	



3-3 控 工

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
2) タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合) 機械的性質は〈共〉第1編2-6-5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は第13編表1-2、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

4. セメントコンクリート製品

4-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート 矢板	外観	有害な傷がないこと。	観察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

5. 防食材料

5-1 アルミニウム合金陽極

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし 取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極板の電流効率等 (陽極電位、発生電流)	〈特〉の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前	試験成績表を提出	

5-2 防食塗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 塗装材	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

5-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) モルタルライニング	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2) 保護カバー	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

6. 防舷材・滑り材

6-1 ゴム防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第13編 表1-4に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 表1-3 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	製造前 ロットに使用した練ゴムより試料1セット	試験成績表（検査証明書）を提出		
		性能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
		形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認し、別紙（例）は参考
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			
		形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	観察	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

6-2 滑り材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) 滑り材	材質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出		
		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

7. 係船柱・係船環

7-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-5-1	1 溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 図2-1~3 及び第13編 表2-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

7-2 係船環

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船環	材質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-5-2	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 表2-5及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8. 車止め・縁金物

8-1 車止め・縁金物

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製 (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-6	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (縁金物を含む)	材質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9. マット

9-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第13編 1-9-1又は特による。	1,000m <sup>2</sup> に1回	試験成績表及び配合表を提出	〈共〉8アスファルト舗装を適用する。
	外観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観察	〈特〉による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を2箇所	
幅及び長さ			スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
2) 摩擦増大用マット	材質						9-1-1)アスファルトマットを適用する。
	形状寸法						9-1-1)アスファルトマットを適用する。

9-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

9-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

9-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2) 摩擦増大用マット	材質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

10. 組立魚礁部材

10-1 コンクリート部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-1又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	強度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が50m <sup>3</sup> を超える場合は50m <sup>3</sup> ごとに1回とする。		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表（検査証明書）を提出	

10-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	

10-3 化学系（FRP）部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

11. その他

11-1 ペーパードレーン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ドレーン材	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

11-2 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防砂目地板	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

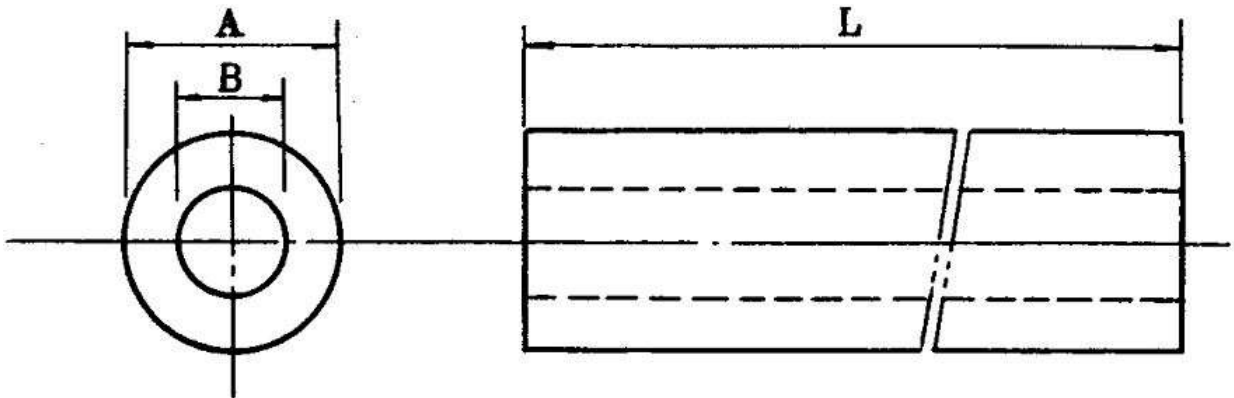
11-3 汚濁防止膜

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 汚濁防止膜	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

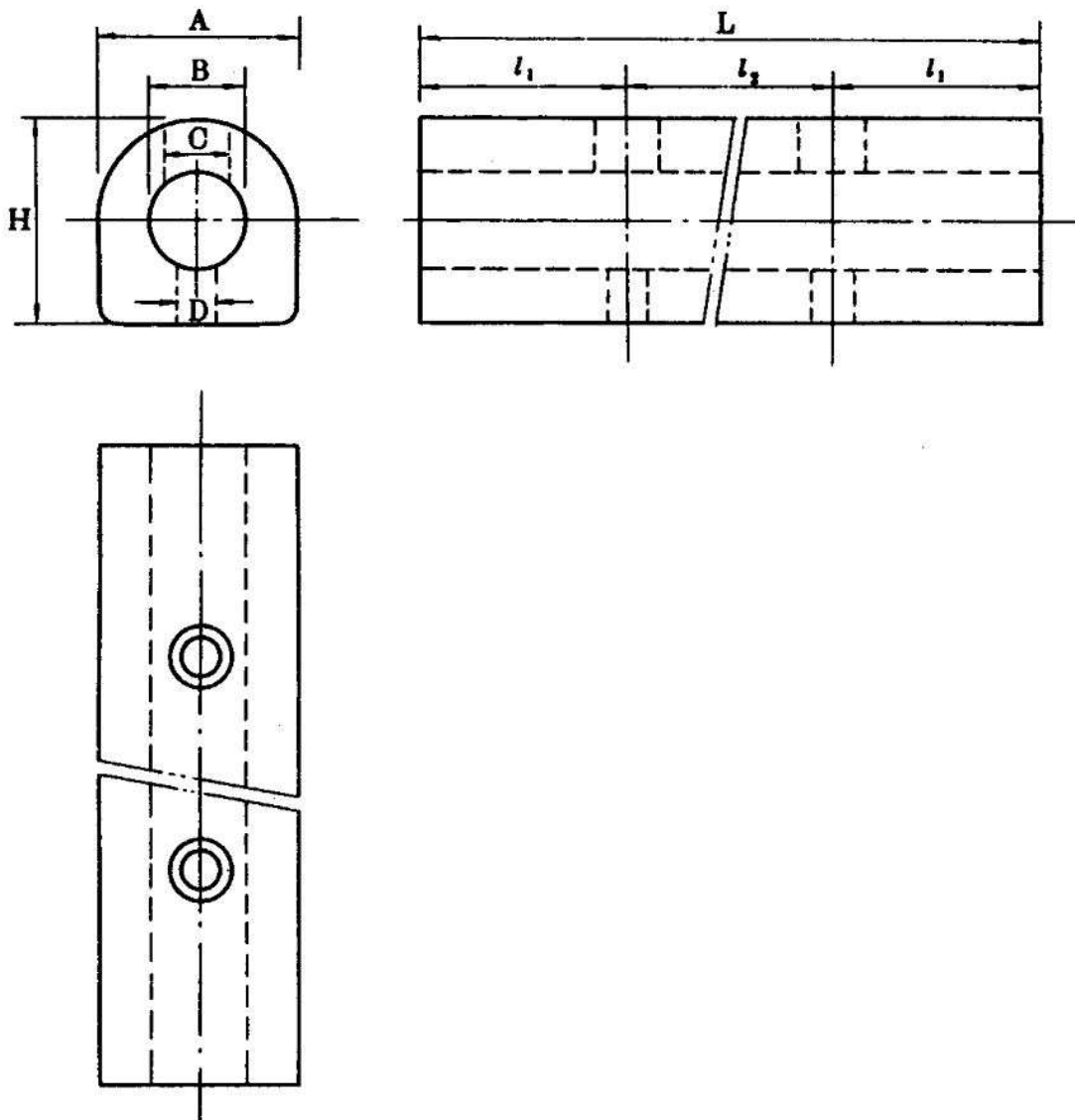
(別紙)

防舷材形状測定箇所 (例)

1. 中空円筒形

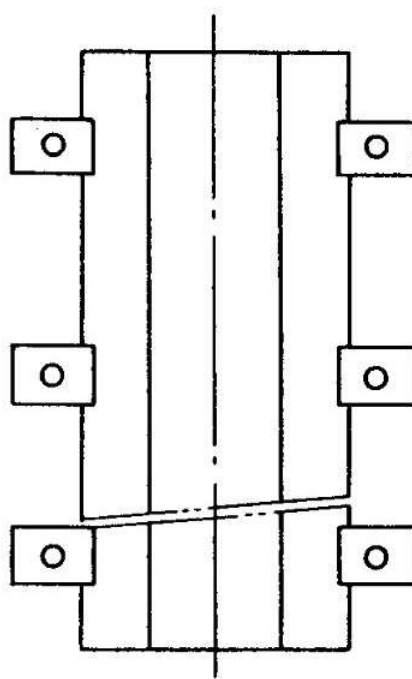
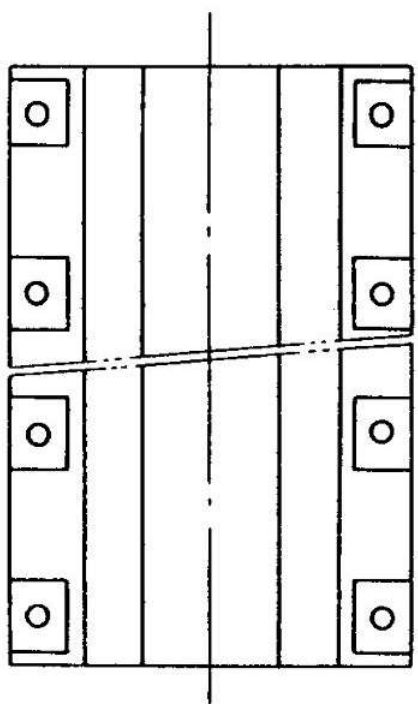
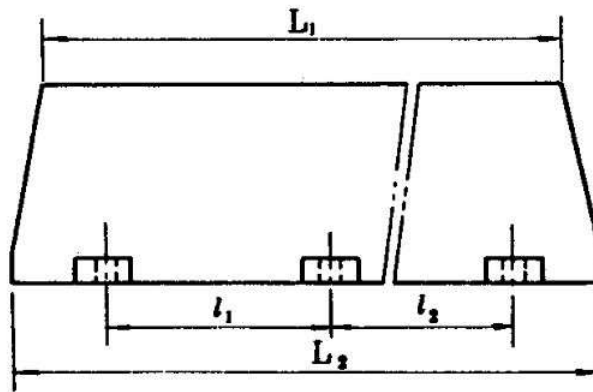
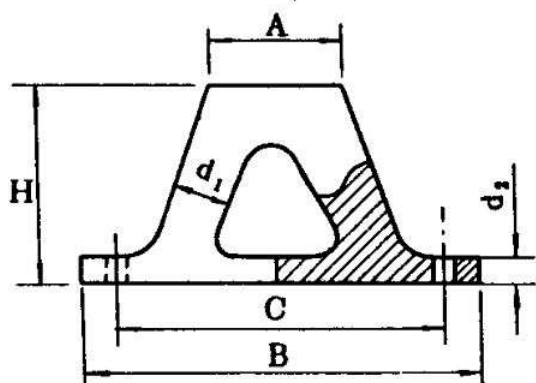
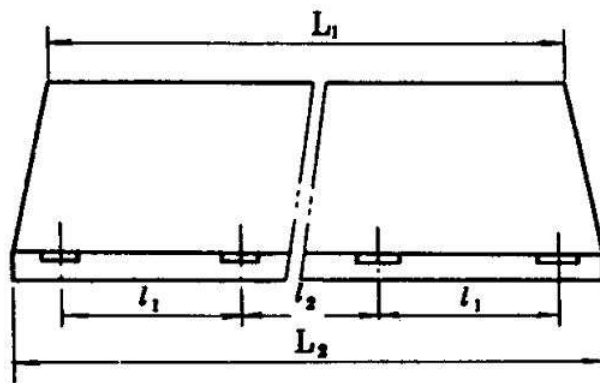
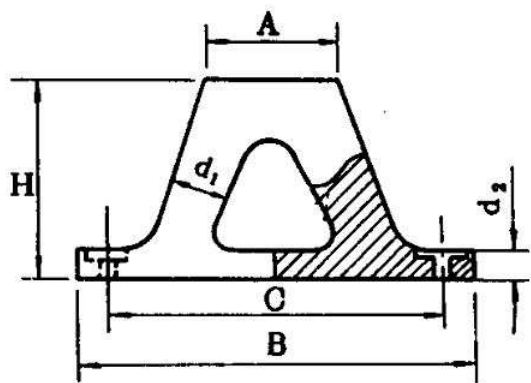


2. D形

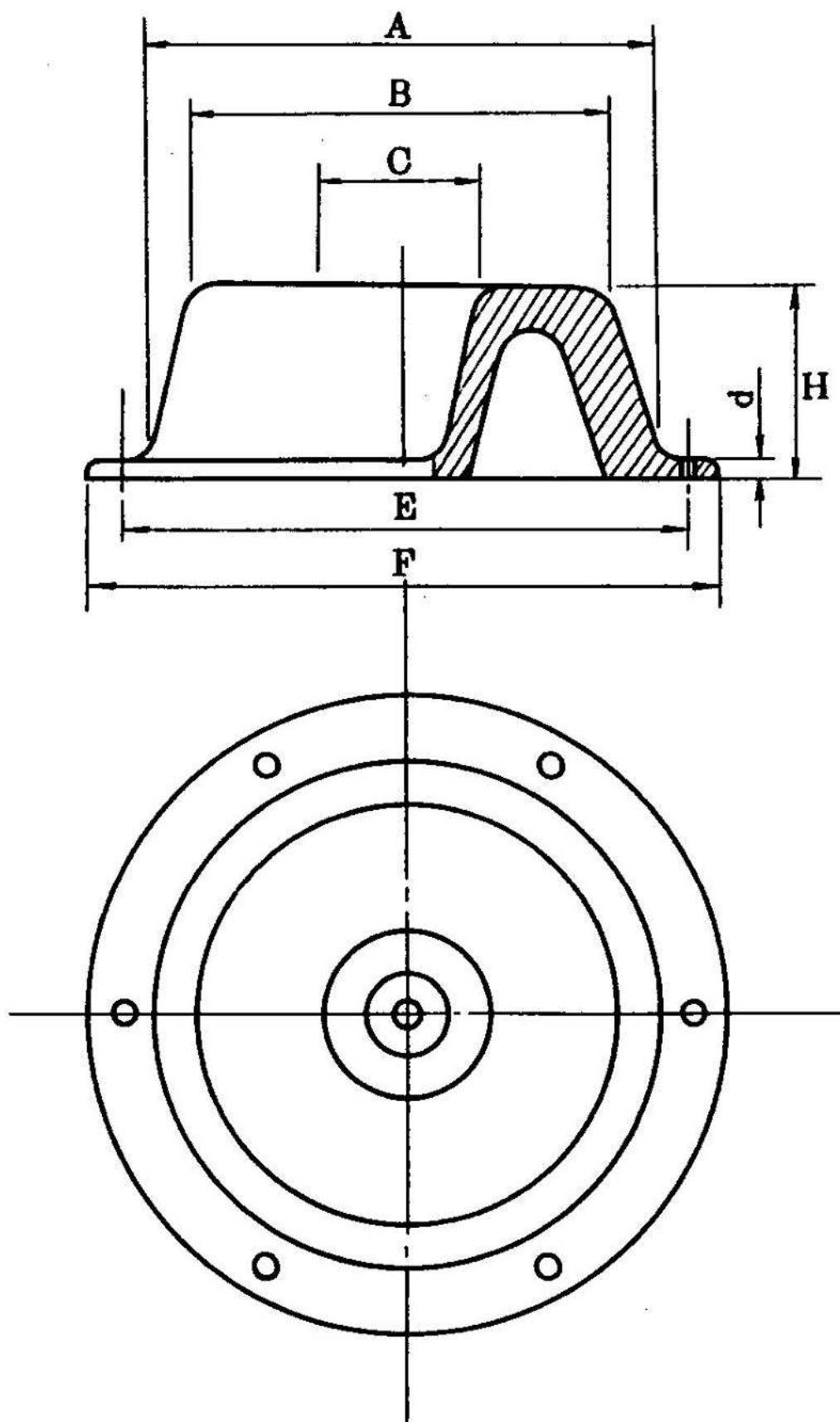




3. V形



4. サークル形



品質管理基準および規格値

- \*試験区分      必 須：現状における検収時に実施する試験項目  
                  その他：試験成績表、ミルシートで確認でき、必要に応じて現場検収を行う試験項目
- \*検査方法      品質 確 認：目視（検測）により検査を行うもの  
                  照 合：品質試験成績表等で照合を行い検査を行うもの  
                  試 験：監督員立ち会いのもとで試験を行うもの
- 数量 出来形：施工後に数量を検査するもの  
                  検 量：材料検査時に数量を検査するもの

(38. 木材)

区 分	番 号	材 料	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 （ 測 定 ） 項 目	試 験 （ 測 定 ） 方 法	規 格 値	試 験 （ 測 定 ） 基 準	摘 要
					品 質	数 量					
木 材	1	木材	材 料	そ の 他	照 合	出 来 形	木材の加圧式防腐 処理方法	JIS A 9002			
							木材の浸漬式防腐 処理方法				
							含水率	JAS			
							保存処理材浸度試 験	JAS			

## (39. 植栽)

区分	番号	材料	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
					品質	数量					
造園材料	1	客土	材料	その他	照合	検量	pH(H <sub>2</sub> O)	簡易p h計	4.5~8.0		
							有害物質	電気伝導度 (ECメーター)	0.1~1.0mS/cm		
	2	高木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。  ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の寸法値		
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W		
	3	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H<上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。  ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
							枝張(W)	計測用具による計測	設計値≤W		
	4	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値≤H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。	
							幹周(C)	計測用具による計測	設計値≤C<上位階級の尺法値		
							枝張又は尺(W)	計測用具による計測	設計値≤W		

[参考資料]

## ロックボルトの引抜試験

### (1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

### (2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

### (3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

### (4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

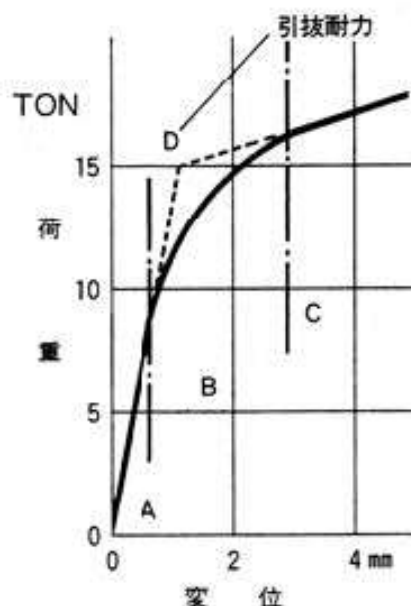


図4-1 ロックボルト引抜試験

### (ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Commission on Field Tests Document No.2. 1974)

#### (1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

## (2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton 毎の段階载荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

## (3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

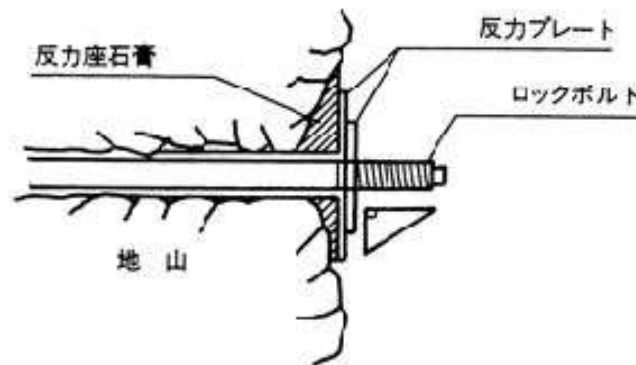


図4-2 反力座の設置

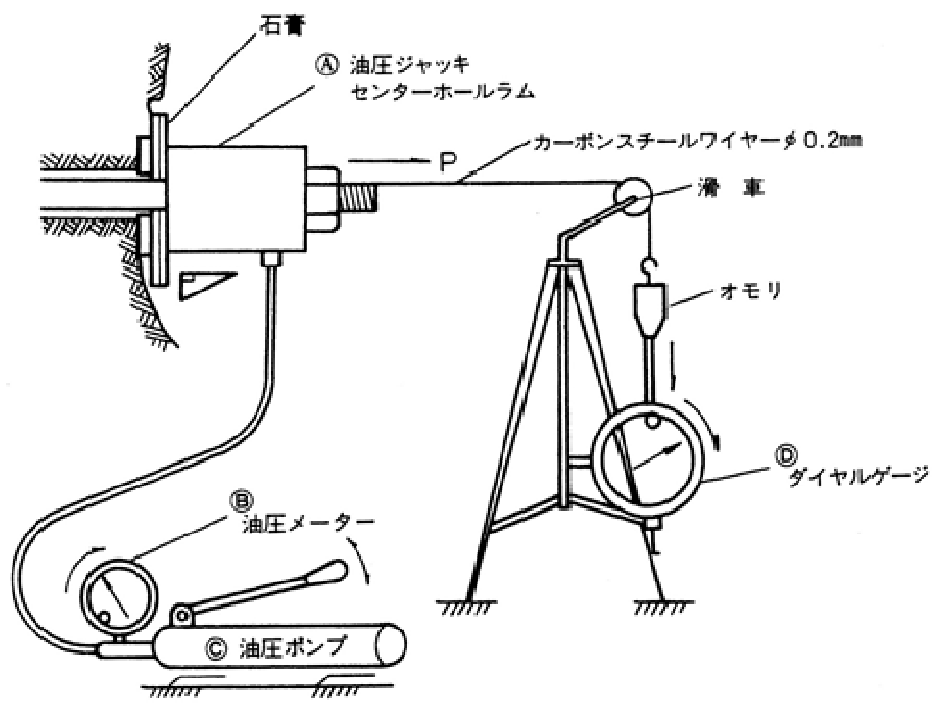


図 4 - 3 引抜試験概要図

